

令和 6 年 度

保健福祉行政の概要



鹿児島県保健福祉部

目 次

第1 令和6年度 保健福祉行政の施策体系	…	1
第2 令和6年度 保健福祉部当初予算の概要	…	7
第3 保健福祉部の組織	…	9
第4 事務分掌(本庁関係)	…	11
第5 令和6年度 主要事業の概要	…	23

原油価格・物価高騰等総合緊急対策

医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策関連事業	…	25
----------------------------	---	----

誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

⑧外国人介護人材マッチング等支援事業 (外国人介護人材確保事業)	…	27
地域福祉サービス推進事業	…	30
高齢者地域支え合いグループポイント事業	…	32
介護人材確保ポイント事業	…	33
⑨世代間交流で人生100年生きがい創出事業	…	34
かごしまシニア人材育成促進事業	…	35
認知症施策等総合支援事業	…	37
地域医療介護総合確保基金造成事業	…	41
高齢者等介護人材参入促進事業	…	42
老人クラブ育成事業	…	44
医療的ケア児等総合支援事業	…	46
障害者施設等工賃向上計画推進事業	…	48
障害者就業・生活支援センター運営事業	…	50
かごしま県民手話言語普及等推進事業	…	51
⑩障害者スポーツ振興事業	…	53
県地域生活支援事業	…	55
難病対策事業	…	60
発達障害者支援体制整備促進事業	…	63
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	…	64
こども総合療育センター運営事業	…	65
障害児通所給付事業	…	68
障害児施設給付費等事業	…	70
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	…	71
障害福祉施設整備事業	…	72

⑨ 重度心身障害者医療費助成事業	...	73
障害者介護給付事業	...	74
障害者訓練等給付事業	...	76
障害者虐待防止対策事業	...	78
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	...	79
市町村地域障害児支援事業	...	80
障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業	...	81
パーキングパーミット制度推進事業	...	82
福祉のまちづくり推進事業	...	83
市町村地域生活支援事業	...	84
全国障害者スポーツ大会事業	...	85
重層的支援体制整備事業	...	86
地域包括支援体制人材育成事業	...	87
生活困窮者自立支援事業	...	88
地域生活定着支援センター運営事業	...	90

結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現

緊急医師確保対策事業	...	91
（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠(一部)）		
医療的ケア児等総合支援事業【再掲】	...	46
若者自立支援対策推進事業	...	92
薬物乱用防止対策事業	...	93
危険ドラッグ対策事業	...	95

健康で長生きできる社会の実現と良質な医療の確保

健康寿命延伸総合対策事業	...	96
がん対策総合推進事業	...	100
歯科口腔保健推進事業	...	103
国民健康保険事業(国保特別会計)	...	106
保険者等指導監査事業	...	111
後期高齢者医療対策事業	...	112
健康増進支援事業	...	115
ハンセン病対策事業	...	116
肝炎対策事業	...	118
若年がん患者等支援事業	...	120
自殺対策事業	...	121
訪問看護供給体制総合支援事業	...	123
地域ケア・介護予防推進支援事業	...	124
介護職員人材確保等対策事業（⑨介護生産性向上推進総合事業）	...	126
福祉人材センター運営事業	...	130
外国人介護人材確保事業【再掲】	...	44
精神科救急医療体制整備事業	...	133
精神科救急医療地域支援体制強化事業	...	135
医療・ケア意思決定プロセス支援事業	...	136
在宅医療・介護連携推進支援事業	...	137

認知症施策等総合支援事業【再掲】	...	37
地域介護基盤整備事業	...	138
老人福祉施設等整備事業	...	140
介護職員人材確保等対策事業【再掲】	...	126
介護保険負担事業	...	142
介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	...	143
離島へき地医療確保対策事業	...	144
㊦看護職員修学資金等貸与事業	...	146
看護職員確保対策事業	...	147
㊦ドナー環境整備事業	...	149
医療勤務環境改善支援事業	...	150
医療施設防災対策事業	...	152
歯科医療確保対策事業	...	153
地域医療介護総合確保基金造成事業【再掲】	...	41
地域医療介護総合確保事業	...	155
病床転換助成事業	...	157
地域医療連携促進事業	...	158
医療施設等施設整備事業	...	160
災害時医療確保対策事業	...	162
救急医療確保対策事業	...	165
看護師等養成所運営事業	...	170
㊦看護補助者処遇改善事業	...	171
緊急医師確保対策事業	...	172
地域医療対策基金造成事業	...	174
臓器移植推進事業	...	175

安心・安全な県民生活の実現

災害時緊急医薬品等確保事業	...	177
感染症予防計画事業	...	178
㊦災害薬事コーディネーター養成事業	...	179
原子力災害医療対策事業	...	180
新型インフルエンザ対策事業	...	182
風しん検査事業	...	183
感染症医療対策事業	...	184
感染症専門医養成講座事業	...	186
食品安全推進対策	...	187

個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

県ボランティアセンター活動事業 (ボランティア活動促進事業)	...	188
動物愛護業務事業	...	189

多様で魅力ある奄美・離島の振興

ハブ対策事業

… 190

デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業【再掲】

… 79

介護職員人材確保等対策事業【再掲】

… 126

参 考 資 料

I 保健福祉部関係

1 令和6年度 保健福祉部主要施策の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧	...	191
(2) 主な計画等概要	...	199
① 鹿児島県保健医療計画	...	199
② 鹿児島県医療費適正化計画	...	200
③ 鹿児島すこやか長寿プラン2024	...	201
④ 健康かごしま21	...	202
⑤ 鹿児島県循環器病推進計画	...	203
⑥ 鹿児島県がん対策推進計画	...	204
⑦ 鹿児島県障害者計画	...	205
⑧ 鹿児島県自殺対策計画	...	207
⑨ 鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画	...	208
⑩ 鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画	...	209
⑪ 鹿児島県動物愛護管理推進計画	...	210
⑫ 鹿児島県歯科口腔保健計画	...	211
⑬ 鹿児島県地域福祉支援計画	...	212
⑭ 鹿児島県医師確保計画	...	213
⑮ 鹿児島県看護人材確保計画	...	214
⑯ 鹿児島県国民健康保険運営方針	...	215
⑰ 鹿児島県感染症予防計画	...	216
2 保健所所管区域一覧	...	217
3 二次保健医療圏一覧	...	219
4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧	...	221
5 保健福祉部の主な相談窓口	...	223
6 市町村の保健福祉担当窓口	...	229

II 県立病院局関係

... 231

検 索

保健医療福祉課

医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策関連事業	...	25
地域医療介護総合確保基金造成事業	...	41
離島へき地医療確保対策事業	...	144
医療勤務環境改善支援事業	...	150
医療施設防災対策事業	...	152
歯科医療確保対策事業	...	153
地域医療介護総合確保事業	...	155
病床転換助成事業	...	157
地域医療連携促進事業	...	158
医療施設等施設整備事業	...	160
災害時医療確保対策事業	...	162
救急医療確保対策事業	...	165
災害時緊急医薬品等確保事業	...	177
原子力災害医療対策事業	...	180

医師・看護人材課

緊急医師確保対策事業	...	91
（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠(一部)）		
㊦看護職員修学資金等貸与事業	...	146
看護職員確保対策事業	...	147
看護師等養成所運営事業	...	170
㊦看護補助者処遇改善事業	...	171
緊急医師確保対策事業	...	172
地域医療対策基金造成事業	...	174

国民健康保険課

国民健康保険事業(国保特別会計)	...	106
保険者等指導監査事業	...	111
後期高齢者医療対策事業	...	112

健康増進課

難病対策事業	...	60
健康寿命延伸総合対策事業	...	96
がん対策総合推進事業	...	100
歯科口腔保健推進事業	...	103
健康増進支援事業	...	115
ハンセン病対策事業	...	116
若年がん患者等支援事業	...	120
臓器移植推進事業	...	175

感染症対策課

がん対策総合推進事業	...	100
肝炎対策事業	...	118
感染症予防計画事業	...	178
新型インフルエンザ対策事業	...	182
風しん検査事業	...	183
感染症医療対策事業	...	184
感染症専門医養成講座事業	...	186

社会福祉課

外国人介護人材確保事業	...	44
重層的支援体制整備事業	...	86
地域包括支援体制人材育成事業	...	87
生活困窮者自立支援事業	...	88
地域生活定着支援センター運営事業	...	90
福祉人材センター運営事業	...	130
県ボランティアセンター活動事業	...	188

高齢者生き生き推進課

高齢者地域支え合いグループポイント事業	...	32
介護人材確保ポイント事業	...	33
⑨世代間交流で人生100年生きがい創出事業	...	34
かごしまシニア人材育成促進事業	...	35
認知症施策等総合支援事業	...	37
地域医療介護総合確保基金造成事業	...	41
老人クラブ育成事業	...	44
訪問看護供給体制総合支援事業	...	123
地域ケア・介護予防推進支援事業	...	124
医療・ケア意思決定プロセス支援事業	...	136
在宅医療・介護連携推進支援事業	...	137
地域介護基盤整備事業	...	138
老人福祉施設等整備事業	...	140

介護保険室

医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策関連事業	...	25
高齢者等介護人材参入促進事業	...	42
介護職員人材確保等対策事業	...	126
介護保険負担事業	...	142
介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	...	143

障害福祉課

障害者施設等工賃向上計画推進事業	...	48
障害者就業・生活支援センター運営事業	...	50
発達障害者支援体制整備促進事業	...	63
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	...	64
こども総合療育センター運営事業	...	65
障害児通所給付事業	...	68
障害児施設給付費等事業	...	70
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	...	71
障害福祉施設整備事業	...	72
⑨重度心身障害者医療費助成事業	...	73
障害者介護給付事業	...	74
障害者訓練等給付事業	...	76
障害者虐待防止対策事業	...	78
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	...	79
市町村地域障害児支援事業	...	80
障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業	...	81
パーキングパーミット制度推進事業	...	82
福祉のまちづくり推進事業	...	83
市町村地域生活支援事業	...	84
全国障害者スポーツ大会事業	...	85
若者自立支援対策推進事業	...	92
自殺対策事業	...	121
精神科救急医療体制整備事業	...	133
精神科救急医療地域支援体制強化事業	...	135
災害時医療確保対策事業	...	162
災害時緊急医薬品等確保事業	...	177

障害者支援室

かごしま県民手話言語普及等推進事業	...	51
⑨障害者スポーツ振興事業	...	53
県地域生活支援事業	...	55

生活衛生課

食品安全推進対策	...	187
動物愛護業務事業	...	189

薬務課

薬物乱用防止対策事業	...	93
危険ドラッグ対策事業	...	95
⑨ドナー環境整備事業	...	149
⑨災害薬事コーディネーター養成事業	...	179
ハブ対策事業	...	190

第 1 保健福祉行政の施策体系

原油価格・物価高騰等総合緊急対策

(1) 燃料油・資材等の価格高騰対策

《重点施策》

- 医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策関連事業
 - ア 医療機関物価高騰対策支援事業
 - イ 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業

I 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

(1) 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成

《重点施策》

- ㊦外国人介護人材マッチング等支援事業
- 地域福祉サービス推進事業
- 高齢者地域支え合いグループポイント事業
- 介護人材確保ポイント事業
- ㊧世代間交流で人生 100 年生きがい創出事業
- かごしまシニア人材育成促進事業
- 認知症施策等総合支援事業

《主要施策》

- 地域医療介護総合確保基金造成事業
- 高齢者等介護人材参入促進事業
- 老人クラブ育成事業

(3) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成

《重点施策》

- 医療的ケア児等総合支援事業
- 障害者施設等工賃向上計画推進事業
- 障害者就業・生活支援センター運営事業
- かごしま県民手話言語普及等推進事業
- ㊨障害者スポーツ振興事業
- 県地域生活支援事業

《主要施策》

- 難病対策事業
- 発達障害者支援体制整備促進事業
- 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業
- こども総合療育センター運営事業
- 障害児通所給付事業
- 障害児施設給付費等事業
- 児童発達支援利用者負担軽減対策事業
- 障害福祉施設整備事業

- ㊦重度心身障害者医療費助成事業
- 障害者介護給付事業
- 障害者訓練等給付事業
- 障害者虐待防止対策事業
- 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
- 市町村地域障害児支援事業
- 障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業
- パーキングパーミット制度推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業
- 市町村地域生活支援事業
- 全国障害者スポーツ大会事業

(5) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

《重点施策》

- ㊦重層的支援体制整備事業
- 地域包括支援体制人材育成事業

《主要施策》

- 生活困窮者自立支援事業
- 地域生活定着支援センター運営事業

II 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現

(1) 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

《主要施策》

- 緊急医師確保対策事業（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠（一部））

(2) 安心して子育てができる社会づくり

《主要施策》

- 医療的ケア児等総合支援事業【再掲】

(3) 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

《主要施策》

- 若者自立支援対策推進事業
- 薬物乱用防止対策事業
- 危険ドラッグ対策事業

III 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保

(1) 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造

《重点施策》

- 健康寿命延伸総合対策事業
- がん対策総合推進事業
- 歯科口腔保健推進事業

《主要施策》

- 国民健康保険事業（国保特別会計）
- 保険者等指導監査事業
- 後期高齢者医療対策事業
- 健康増進支援事業
- ハンセン病対策事業
- 肝炎対策事業
- 若年がん患者等支援事業
- 自殺対策事業

(2) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進

《重点施策》

- ^①訪問看護供給体制総合支援事業
- 地域ケア・介護予防推進支援事業
- 介護職員人材確保等対策事業（^②介護生産性向上推進総合事業）

《主要施策》

- 福祉人材センター運営事業
- 外国人介護人材確保事業
- 精神科救急医療体制整備事業
- 精神科救急医療地域支援体制強化事業
- 医療・ケア意思決定プロセス支援事業
- 在宅医療・介護連携推進支援事業
- 認知症施策等総合支援事業【再掲】
- 地域介護基盤整備事業
- 老人福祉施設等整備事業
- 介護職員人材確保等対策事業
- 介護保険負担事業
- 介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業

(3) 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり

《重点施策》

- 離島へき地医療確保対策事業
- ^③看護職員修学資金等貸与事業
- 看護職員確保対策事業
- ^④ドナー環境整備事業

《主要施策》

- 医療勤務環境改善支援事業
- 医療施設防災対策事業
- 歯科医療確保対策事業
- 地域医療介護総合確保基金造成事業【再掲】

- 地域医療介護総合確保事業
- 病床転換助成事業
- 地域医療連携促進事業
- 医療施設等施設整備事業
- 災害時医療確保対策事業
- 救急医療確保対策事業
- 看護師等養成所運営事業
- 看護補助者処遇改善事業
- 緊急医師確保対策事業
- 地域医療対策基金造成事業
- 臓器移植推進事業

VI 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

《重点施策》

- 災害時緊急医薬品等確保事業
- 感染症予防計画事業
- 災害薬事コーディネーター養成事業

《主要施策》

- 原子力災害医療対策事業
- 新型インフルエンザ対策事業
- 風しん検査事業
- 感染症医療対策事業
- 感染症専門医養成講座事業

(2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

《主要施策》

- 食品安全推進対策

VII 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

(3) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現

《主要施策》

- 県ボランティアセンター活動事業
- 動物愛護業務事業

VIII 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

《主要施策》

- ハブ対策事業

XIV デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

(1) 暮らしと産業のデジタル化

《重点施策》

- 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業【再掲】
- 介護職員人材確保等対策事業【再掲】

第2 保健福祉部当初予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円，％)

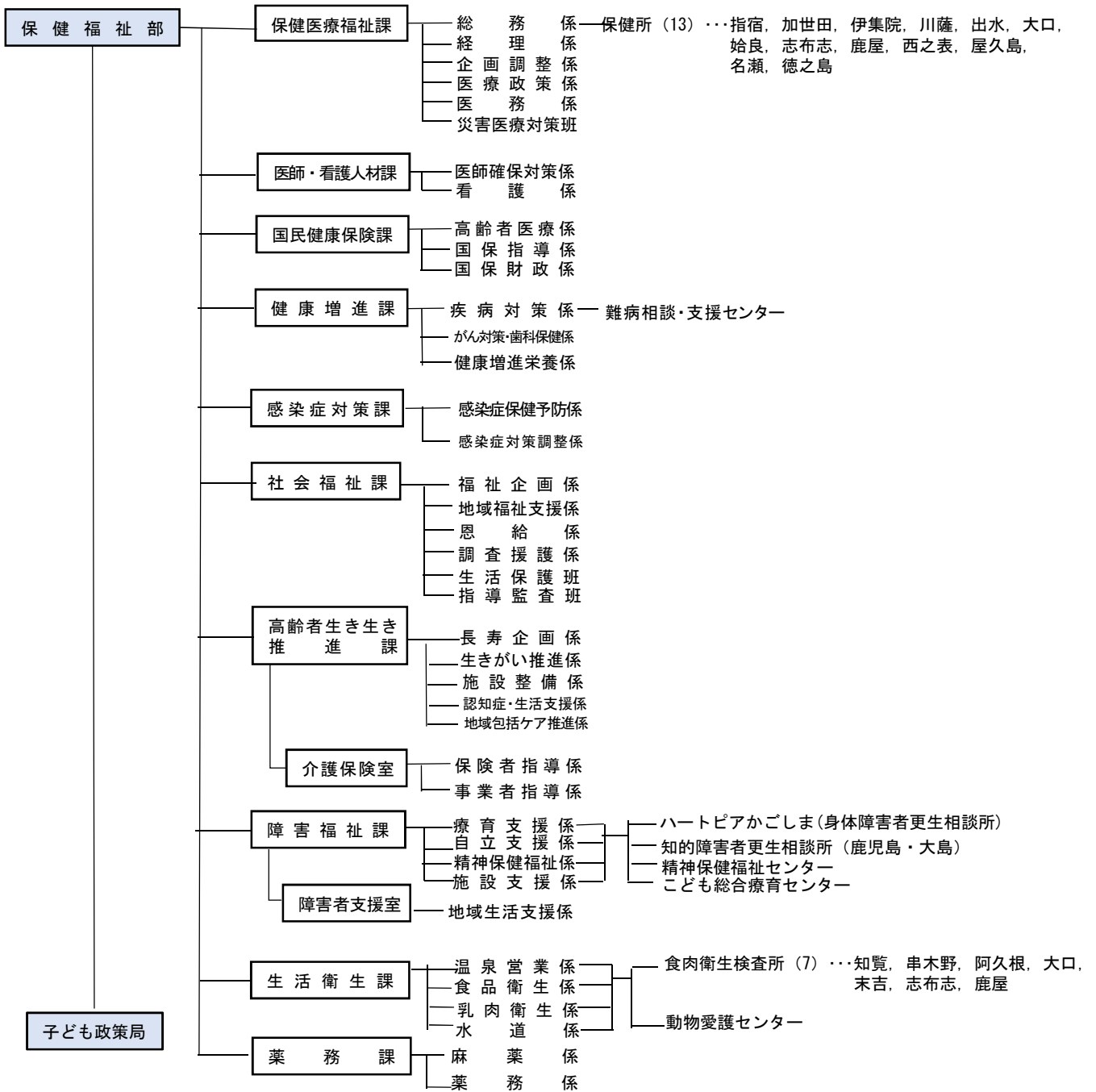
区 分		令和6年度当初 (A)	令和5年度当初 (B)	前年度比 (A)／(B)
民 生 費	社 会 福 祉 費	72,605,968	72,249,643	100.5
	児 童 福 祉 費	7,475,300	6,382,326	117.1
	生 活 保 護 費	5,981,084	6,128,909	97.6
	災 害 救 助 費	2,439	2,439	100.0
	小 計	86,064,791	84,763,317	101.5
衛 生 費	公 衆 衛 生 費	41,044,428	47,579,779	86.3
	環 境 衛 生 費	3,607,913	2,743,080	131.5
	保 健 所 費	1,938,685	1,979,572	97.9
	医 薬 費	5,187,356	49,333,115	10.5
	病 院 費	4,445,505	4,346,986	102.3
	小 計	56,223,887	105,982,532	53.1
合 計		142,288,678	190,745,849	74.6

(2) 特別会計

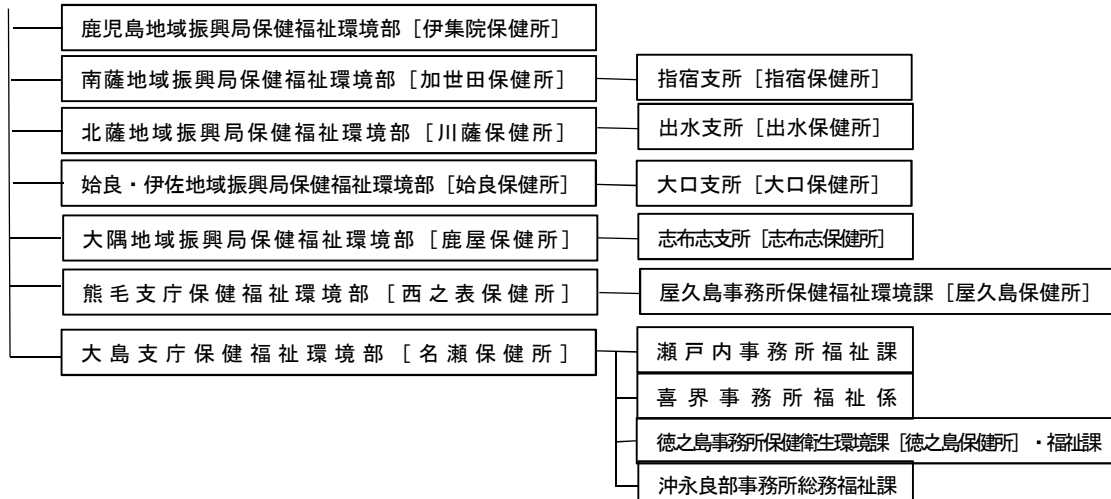
(単位：千円，％)

区分	令和6年度当初 (A)	令和5年度当初 (B)	前年度比 (A)／(B)
国民健康保険事業	186,058,146	185,394,866	100.4

第3 保健福祉部の組織



〔地域振興局・支庁〕



第4 事務分掌（本庁関係）

課名	係 名	事 務 分 掌
保健医療福祉課	総 務 係	課内の庶務に関すること 部内職員の人事・服務に関すること 部内の組織に関すること 叙勲及び褒章並びに県民表彰の調整等に関すること 保健所に関すること 地域保健関係業務に関すること
	経 理 係	部の予算経理及び決算に関すること 部の歳入事務に関すること 部の会計検査及び監査に関すること 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）等各種補助金に関すること
	企 画 調 整 係	重点施策の企画調整及び部の主要施策の企画立案に関すること 議会対策に関すること 広報・広聴・陳情に関すること 開発促進協議会に関すること 保健統計調査に関すること
	医 療 政 策 係	保健医療計画に関すること 地域医療介護総合確保基金に関すること 医療費適正化計画に関すること 病床機能報告制度に関すること 医療連携推進体制の整備に関すること へき地医療対策の総合調整に関すること
	医 務 係	医療法，医師法，歯科医師法，歯科衛生士法等の施行に関すること。 病院等の開設許可等及び指導に関すること 医療法人の設立認可等及び指導に関すること 医師，歯科医師等の免許に関すること 歯科医師臨床研修制度に関すること 医療審議会に関すること 医療安全支援センターに関すること 医療勤務環境改善支援事業に関すること
	災 害 医 療 対 策 班	災害時医療対策の総合調整に関すること 救急医療対策の総合調整に関すること ドクターヘリに関すること 原子力災害医療体制に関すること 安定ヨウ素剤に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
医 師 ・ 看 護 人 材 課	医 師 確 保 対 策 係	医師確保計画に関すること 医師修学資金に関すること 地域枠修学生の離島・へき地医療実習に関すること 県ドクターバンクに関すること 女性医師確保対策に関すること 臨床研修医確保対策に関すること 専門医の養成支援に関すること 医師臨床研修制度に関すること 地域医療対策基金に関すること 地域医療支援センターに関すること 自治医科大学に関すること
	看 護 係	保健師，助産師，看護師，准看護師の業務に関すること 看護師等確保対策に関すること 保健師等指導管理に関すること 看護師等養成所に関すること 保健師，助産師，看護師，准看護師の免許事務に関すること 看護職員の修学資金に関すること 准看護師試験の実施に関すること 旧県立保健看護学校の証明書交付に関すること 県公衆衛生協会及び公衆衛生事業に関すること 災害支援ナースに関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
国 民 健 康 保 険 課	高 齢 者 医 療 係	課内の庶務に関すること 後期高齢者医療給付費等負担金に関すること 後期高齢者医療高額医療費負担事業に関すること 後期高齢者医療財政調整交付金に関すること 後期高齢者医療財政安定化基金に関すること 後期高齢者医療保険基盤安定事業に関すること 後期高齢者医療審査会に関すること 鹿児島県後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言指導に関すること 保険医療機関・柔道整復師・訪問看護ステーションの指導，監査に関すること 診療報酬の返還事務等の医療事務に関すること
	国 保 指 導 係	国保運営方針の進捗管理に関すること 県国保運営協議会に関すること 国保連携会議・検討部会に関すること 保険者等の実地調査，指導監督に関すること 保険者努力支援制度に関すること 特定健康診査・特定保健指導等推進支援事業に関すること 国保保健事業に関すること 国保ヘルスアップ支援事業に関すること 国民健康保険審査会に関すること 国保診療報酬審査委員会に関すること 国民健康保険組合に関すること 保険者協議会に関すること
	国 保 財 政 係	県国保特別会計の管理運営に関すること 納付金・標準保険料率の算定に関すること 保険者の財政運営（赤字解消含む），予算編成に関すること 国保財政安定化基金に関すること 国保事業費納付金，保険給付費等交付金に関すること 県繰入金，国調整交付金に関すること 特別高額医療費，高額医療費に関すること 前期高齢者交付金に関すること 療養給付費等国庫負担金に関すること 標準仕様の事務処理システム等に関すること 国民健康保険料（税）に関すること 国民健康保険基盤安定制度に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
健 康 増 進 課	疾 病 対 策 係	課内の庶務に関すること 難病対策に関すること 原子爆弾被爆者に関すること 臓器移植の推進に関すること 石綿の健康被害に関すること 難病相談・支援センターに関すること 慢性腎臓病対策に関すること アレルギー疾患対策に関すること ハンセン病対策に関すること 熱中症対策に関すること
	がん対策・歯科保健係	がん対策総合推進事業に関すること がん医療体制の整備に関すること 生活習慣病検診等管理指導協議会に関すること 歯科保健に関すること 歯科口腔保健推進事業に関すること 健康増進支援事業に関すること 先進医療（メディポリス指宿関係業務）に関すること
	健 康 増 進 栄 養 係	健康かごしま21の推進に関すること 健康増進法（栄養指導，特定給食施設や食品の誇大表示等）に関すること 食品表示法（他課の所管に属するものを除く）に関すること 管理栄養士・栄養士・調理師に関すること 健康増進センターの管理運営に関すること 生活習慣病予防に関すること 循環器病対策に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
感 染 症 対 策 課	感染症保健予防係	課内の庶務に関すること 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること 予防接種法に関すること 結核・感染症発生動向調査に関すること 肝炎対策に関すること 検疫に関すること
	感染症対策調整係	感染症予防計画に関すること 新型インフルエンザ等行動計画に関すること 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること 新興感染症対策に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
社 会 福 祉 課	福 祉 企 画 係	課内の庶務に関すること 部内の福祉施策に係る調整に関すること 社会福祉審議会に関すること 叙勲及び褒章など表彰事務(福祉関係)に関すること 社会福祉統計調査に関すること 独立行政法人福祉医療機構に関すること 災害救助事務(法外援護, 弔慰金, 災害援護資金等)に関すること 日本赤十字社鹿児島県支部に関すること 社会福祉施設職員等退職手当共済補助事業に関すること 地方改善施設等整備指導事業に関すること 被災者生活再建支援法の施行に関すること 被災者生活支援金に関すること 災害派遣福祉チームに関すること
	地 域 福 祉 支 援 係	県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画に関すること 福祉サービス利用支援事業に関すること 福祉サービス苦情解決事業に関すること 県及び市町村社会福祉協議会に関すること 民生委員に関すること 地域福祉振興基金事業に関すること 生活福祉資金に関すること 社会福祉士及び介護福祉士に関すること ボランティア活動促進に関すること 社会福祉研修及び福祉人材センターに関すること 社会福祉事業団, 共同募金会, 済生会に関すること 地域生活定着支援センターの運営に関すること 社会福祉主事, 社会福祉士及び介護福祉士養成機関の指定に関すること 成年後見制度利用促進法に関すること 生活困窮者自立支援事業に関すること 無料低額診療事業に関すること 無料低額宿泊所に関すること ホームレスに関すること 福祉・介護分野の人材確保に関すること 重層的支援体制整備事業に関すること
	恩 給 係	旧軍人軍属等の各種恩給に関すること 旧軍人軍属等の軍歴証明及び軍歴資料の閲覧・交付に関すること 旧軍人軍属等の恩給及び軍歴証明の統計に関すること 移動援護相談業務に関すること 拉致被害者・家族の支援に関すること

	調 査 援 護 係	戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事 戦没者等の妻に対する特別給付金に関する事 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する事 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する事 戦傷病者の療養給付等に関する事 戦没者追悼式に関する事 中国帰国者等の自立支援に関する事 未帰還者の援護に関する事 県遺族連合会に関する事
	生 活 保 護 係	生活保護に関する事 行旅病人及び行旅死亡人に関する事 生活保護法施行事務監査に関する事
	指 導 監 査 班	指導監査に係る総合調整に関する事 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指導 監査に関する事 部所管の公益法人等の検査に関する事 福祉施設経営指導事業に関する事 社会福祉法人審査会及び社会福祉施設等整備審査会に関する事 福祉サービス第三者評価促進事業に関する事

課名	係 名	事 務 分 掌
高 齢 者 生 き 生 き 推 進 課	長 寿 企 画 係	課内の庶務に関すること 高齢社会対策の総合調整に関すること 県高齢者保健福祉計画に関すること 地域医療介護総合確保基金に関すること 介護実習・普及センター運営事業に関すること 介護の仕事理解促進事業に関すること
	生 き が い 推 進 係	すこやか長寿社会運動推進事業に関すること 高齢者元気度アップ地域活性化事業に関すること 老人クラブ育成事業に関すること 世代間交流で人生 100 年生きがい創出事業に関すること いきいきシニア活動推進支援事業に関すること かごしまシニア人材育成促進事業に関すること 旧なのはな館に関すること
	施 設 整 備 係	施設整備・運営に係る総合・調整に関すること 社会福祉法人に関すること 老人福祉施設（老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターを除く。）の運営指導及び設置認可等に関すること 老人福祉施設の整備に関すること 地域介護基盤整備事業（介護基盤緊急整備事業含む）に関すること 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること 軽費老人ホームに関すること 有料老人ホームに関すること 老人居宅生活支援事業等届出に関すること
	認知症・生活支援係	認知症の地域支援体制の整備に関すること 認知症の医療体制の整備に関すること 認知症介護実務者の資質・対応力の向上に関すること 認知症の人やその家族を地域で支える仕組みづくりに関すること 若年性認知症対策に関すること 認知症の正しい理解の普及啓発に関すること 地域における高齢者の生活支援・見守りの仕組みづくりに関すること
	地域包括ケア推進係	地域包括ケア体制の推進に関すること 介護予防の推進に関すること 在宅医療・介護連携の推進に関すること 地域リハビリテーションの推進に関すること 地域包括支援センターの機能強化に関すること 介護支援専門員の研修に関すること

介護保険室	保険者指導係	保険者等の指導に関すること 県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画に関すること 介護保険給付（月報，年報）に関すること 介護給付適正化に関すること 要介護認定に関すること 認定調査員及び介護認定審査会委員等の研修に関すること 介護保険料に関すること 介護保険財政安定化基金に関すること 給付費に関する負担金（国，県）及び国の調整交付金に関すること 低所得者利用者負担対策事業に関すること 介護保険事業費補助金の総括に関すること 介護保険審査会の運営に関すること 高齢者の権利擁護に関すること
	事業者指導係	事業所・施設の指定・変更等に関すること 事業所・施設の指導監査に関すること 相談・苦情処理に関すること 介護サービス情報の公表に関すること 地域密着型サービスの外部評価に関すること 介護報酬の解釈に関すること 市町村における指定，指導監査等の指導に関すること 介護職員養成研修事業に関すること 介護支援専門員の試験，養成，登録に関すること 介護職員の喀痰吸引研修に関すること 介護事業所の介護人材確保対策に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
障 害 福 祉 課	療 育 支 援 係	課内の庶務に関すること こども総合療育センターに関すること 発達障害者支援センターに関すること 発達障害者支援体制（地域療育支援体制を含む）の整備に関すること 療育手帳に関すること 心身障害者扶養共済制度に関すること 知的障害者更生相談所に関すること 重度心身障害者医療費助成制度に関すること 医療的ケアをする障害児の支援に関すること 介護職員等によるたんの吸引等業務の施行に関すること 特別障害者手当等に関すること 難聴児支援に関すること
	自 立 支 援 係	障害者差別解消に関すること 重度訪問介護等市町村支援事業に関すること 障害者総合支援法（相談支援を含む）に関すること 障害者虐待防止に関すること（県障害者権利擁護センターを含む） 自立支援給付負担金補助金に関すること 県障害者自立支援協議会に関すること 障害者地域連絡協議会、市町村障害者自立支援協議会に関すること 自立支援給付システムに関すること 障害支援区分認定調査員等研修に関すること 介護給付費等不服審査会に関すること 障害者計画、障害福祉計画に関すること 障害者施策推進協議会に関すること 自立支援医療（更生医療・育成医療）に関すること
	精 神 保 健 福 祉 係	自殺対策に関すること 措置入院に関すること 精神科救急医療システムの整備に関すること 精神科病院実地審査・実地指導に関すること 指定病院等の指定に関すること 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関すること 依存症対策に関すること 自立支援医療（精神通院医療）に関すること 精神障害者団体の育成・家族支援等に関すること 精神障害者保健福祉手帳に関すること ひきこもり対策、高次脳機能障害者対策、てんかん対策に関すること 心神喪失者等医療観察法に関すること 精神保健福祉センターに関すること 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業

	施設支援係	障害福祉サービス(居宅系, 入所系, 日中活動系)に関すること 障害者(児)施設整備事業に関すること 社会福祉法人の設立認可等に関すること 障害者支援施設等の指導監査に関すること 障害者支援施設等の就労支援に関すること 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関すること 障害児支援(通所・入所)に関すること 障害者就業・生活支援センターに関すること
障害者支援室	地域生活支援係	身体障害者手帳に関すること 補装具, 日常生活用具に関すること 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に関すること 県地域生活支援事業, 市町村地域生活支援事業に関すること 身体障害者補助犬給付事業に関すること 福祉のまちづくりに関すること パーキングパーミット制度に関すること 障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業に関すること 障害者スポーツの普及に関すること ハートピアかごしまに関すること 手話の普及等に関すること 障害者保健福祉大会に関すること

第5 令和6年度 主要事業の概要

事業名	医療機関・社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業
-----	----------------------------

(所管：保健医療福祉課医務係)
(介護保険室事業者指導係)

1 目 的

障害者（児）、休日の歯科診療、無歯科医地区や在宅での歯科医療、障害者歯科医療体制を確保するため、障害者等歯科診療所の運営や歯科巡回診療車による巡回診療、在宅機器整備への助成を実施する。

また、介護サービス事業所のうち通所リハビリテーション事業所については、令和6年度からの介護報酬改定が令和6年6月から適用されるとなったことから、令和6年4月～5月までの間、令和5年度に引き続き物価高騰対策支援を実施することとし、LPガス料金及び食材費について給付金を支給することにより安定的なサービス提供が継続できるよう支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 医療機関物価高騰対策支援事業 (令和4年度)	県	国が定める公定価格等により運営を行っている医療機関、介護サービス施設・事業所等では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、特別高圧での受電やLPガス使用に係る経費及び食材費の価格高騰分の一部を支援する。	国 10/10
② 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業 (令和5年度)			

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 医療機関物価高騰対策支援事業	千円 128,776	千円 540,587 (6 補, 9 補, 12 補, 3 補減額合計)	% 23.8	5 年度は 当初予算なし
② 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	7,441	452,046 (6 補, 9 補, 12 補, 3 補減額合計)	1.6	5 年度は 当初予算なし

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 医療機関物価高騰対策支援事業	約 400 件の病院・有床診療所を対象に、約 127 百万円を支給予定。	延べ 852 件の病院・有床診療所に合計 531,755 千円を支給した。 【内訳】 ・ 6 補正分 380 件 59,970 千円 ・ 9 補正分 236 件 14,438 千円 ・ 12 補正分 236 件 14,441 千円	2,015 件の医療機関（病院・有床・無償診療所、歯科診療所）及び 783 件の施術所に合計 1,169,460 千円を支給した。
② 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	約 300 件の通所リハビリテーション事業所（みなし含む、予防除く）を対象に、LP ガス料金と食材費の一部について約 651 万円を支給予定	延べ 4,721 件の介護サービス事業所等に合計 442,001 千円を支給 【内訳】 ・ 6 補正分 1,980 件 404,918 千円 ・ 9 補正分 1,373 件 18,564 千円 ・ 12 補正分 1,350 件 18,519 千円	延べ 3,556 件の介護サービス事業所等に合計 688,875 千円を支給

事業名	外国人介護人材確保事業
-----	-------------

(所管：社会福祉課
地域福祉支援係)

1 目 的

外国人介護人材の確保を図るため、外国人介護人材を受け入れる介護施設への学習支援経費等の助成、外国人留学生に学費等を給付する介護施設への助成、施設と人材とのマッチング支援等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① EPA 介護人材 受入施設学習支援 事業 (平成 22 年度～)	EPA に基づき入 国する外国人介 護福祉士候補者 の受入施設	E P A に基づき入国する外国人介護福祉 士候補者の受入施設に対し、その学習に必 要な経費を助成する。	県 10/10
② 外国人留学生 受入養成施設学習 支援事業 (平成 30 年度～)	介護福祉士養成 施設	留学生を受け入れた介護福祉士養成施設 が実施するカリキュラム外の日本語学習等 に必要な経費を助成する。	県 10/10
③ 外国人介護人 材受入施設環境整 備事業 (令和 3 年度～)	外国人介護人材 受入介護施設	外国人介護人材を受け入れる介護施設等 における外国人職員とのコミュニケーション 促進、学習支援、生活支援等に必要な経 費を助成する。	県 2/3 (基準額 上限 300 千円)
④ 介護施設等外 国人留学生支援事 業 (令和 2 年度～)	県	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留 学生の受入れを促進するため、介護施設が 県内での就労を希望する留学生に対して学 費等を給付する経費の一部を助成する。	①学費等 支援 県 1/2 事業者1/2 ②事務費 県 10/10
⑤ 介護特定技能 外国人マッチング 支援事業 (令和 4 年度～)	県 (委託業務)	外国人介護人材の県内介護施設への受入 れを促進するため、県内介護施設等で就労 を希望する特定技能外国人と介護施設等と のマッチングを支援し、介護人材の確保を 図る。	県 10/10
⑥ 外国人介護人 材受入セミナー事 業 (令和 6 年度～)	県 (委託業務)	外国人介護人材の雇用を検討又は雇用し ている県内介護施設等向けに、外国人介護 人材受入に関するセミナーを開催する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① EPA 介護人材受入施設学習支援事業	千円 6,615	千円 7,290	% 90.7	
② 外国人留学生受入養成施設学習支援事業	3,295	3,295	100.0	
③ 外国人介護人材受入施設環境整備事業	3,400	3,500	97.1	
④ 外国人介護人材マッチング等支援事業	13,365	13,830	96.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
① EPA 介護人材受入施設学習支援事業	EPA に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設に対するその学習全般に必要な経費を助成	EPA に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設に対するその学習全般に必要な経費を助成 R5 実績：4 施設 21 人	EPA に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設に対するその学習全般に必要な経費を助成 R4 実績：5 施設 19 人
② 外国人留学生受入養成施設学習支援事業	外国人留学生介護福祉士候補者の受入養成施設に対するカリキュラム外の学習全般に必要な経費を助成	外国人留学生介護福祉士候補者の受入養成施設に対するカリキュラム外の学習全般に必要な経費を助成 R5 実績：3 施設 9 人	外国人留学生介護福祉士候補者の受入養成施設に対するカリキュラム外の学習全般に必要な経費を助成 R4 実績：3 施設 11 人
③ 外国人介護人材受入施設環境整備事業	介護施設等に対する外国人職員とのコミュニケーション促進、学習支援や生活支援等に必要な経費を助成	介護施設等に対する外国人職員とのコミュニケーション促進、学習支援や生活支援等に必要な経費を助成 R5 実績：12 施設 38 人	介護施設等に対する外国人職員とのコミュニケーション促進、学習支援や生活支援等に必要な経費を助成 R4 実績：8 施設 28 人

④外国人介護人材マッチング等支援事業 うち 介護施設等外国人留学生支援事業	(1) 施設等とのマッチング ・ 介護福祉士の資格取得を目指す県内在住の外国人留学生及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。	(1) 施設等とのマッチング ・ 介護福祉士の資格取得を目指す県内在住の外国人留学生及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。	(1) 施設等とのマッチング ・ 介護福祉士の資格取得を目指す県内在住の外国人留学生及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。
	(2) 学費及び居住費支援 ・ 受入施設が給付する留学生の学費及び居住費の1/2の額の補助金を交付。	(2) 学費及び居住費支援 ・ 受入施設が給付する留学生の学費及び居住費の1/2の額の補助金を交付。	(2) 学費及び居住費支援 ・ 受入施設が給付する留学生の学費及び居住費の1/2の額の補助金を交付。
うち 介護特定技能外国人マッチング支援事業	県内での就労を希望する海外現地または国内在住の特定技能外国人及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。	県内での就労を希望する海外現地または国内在住の特定技能外国人及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。	県内での就労を希望する海外現地または国内在住の特定技能外国人及び当該外国人の受入を希望する介護施設等を募集し、マッチングを実施。
うち 外国人介護人材受入セミナー事業	外国人介護人材の雇用を検討又は雇用している県内介護施設等向けに、外国人介護人材受入に関するセミナーを開催。		

事業名	地域福祉サービス推進事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課
地域福祉支援係、指導監査班)

1 目 的

高齢者等の要援護者が地域で自立した生活を送れるよう、適切かつきめ細やかな福祉サービスを適時・的確に受けられる体制の整備・定着を図る

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 福祉サービス利用支援事業 (平成 11 年度)	県社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行う。	国 1/2 県 1/2
② 福祉サービス苦情解決事業 (平成 12 年度)	県社会福祉協議会	事業者段階での対応が困難な福祉サービスに関する苦情の解決体制を整備する。	国 1/2 県 1/2
③ 福祉サービス第三者評価促進事業 (平成 16 年度)	県	福祉サービスに対する公正・中立な第三者機関による専門的かつ客観的な評価を促進する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 福祉サービス利用支援事業	千円 96,516	千円 96,275	% 100.3	
② 福祉サービス苦情解決事業	6,442	6,442	100.0	
③ 福祉サービス第三者評価促進事業	472	472	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 福祉サービス利用支援事業	1 事業の周知（広報・啓発） 2 福祉サービス利用支援専門員及び支援員の養成研修 3 相談・契約 4 契約締結審査会，関係機関連絡会議等の開催	1 事業の周知（広報・啓発） 2 福祉サービス利用支援専門員及び支援員の養成研修 3 相談・契約 4 契約締結審査会，関係機関連絡会議等の開催 （事業実績） ・ 基幹的社協数 40 社協 ・ 相談受付件数 27,760 件 ・ 実利用者数 1,246 人	1 事業の周知（広報・啓発） 2 福祉サービス利用支援専門員及び支援員の養成研修 3 相談・契約 4 契約締結審査会，関係機関連絡会議等の開催 （事業実績） ・ 基幹的社協数 40 社協 ・ 相談受付件数 30,251 件 ・ 実利用者数 1,284 人
② 福祉サービス苦情解決事業	1 事業の周知（広報・啓発，巡回指導） 2 運営適正化委員会，運営監視委員会等の運営 3 福祉サービス利用者等からの苦情受付	1 事業の周知（広報・啓発，巡回指導） 2 運営適正化委員会，運営監視委員会等の運営 3 福祉サービス利用者等からの苦情受付 苦情受付件数 140 件	1 事業の周知（広報・啓発，巡回指導） 2 運営適正化委員会，運営監視委員会等の運営 3 福祉サービス利用者等からの苦情受付 苦情受付件数 84 件
③ 福祉サービス第三者評価促進事業	1 第三者評価推進委員会の開催 2 評価機関の認証 3 評価調査者継続研修の実施 4 評価結果の公表	1 第三者評価推進委員会の開催 2 評価機関の認証 3 評価調査者継続研修の実施 4 評価結果の公表	1 第三者評価推進委員会の開催 2 評価機関の認証 3 評価調査者継続研修の実施 4 評価結果の公表

事業名	高齢者地域支え合いグループポイント事業
-----	---------------------

(所管：高齢者生き生き推進課
生きがい推進係)

1 目 的

高齢者を含むグループが行う互助活動等に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取組を促進するとともに、高齢者を地域全体で支える活動を促進し地域の活性化を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 高齢者地域支え合いグループポイント事業 (平成 26 年度)	市町村	高齢者を含むグループが主体的に行う互助活動等に対しポイントを付与し、地域商品券等へ交換に要する費用について、補助金を交付。	・ポイント還元経費 県 10/10 ・事務費 県 1/2 市町村 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 高齢者地域支え合いグループポイント事業	千円 70,774	千円 70,623	% 100.2	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
① 高齢者地域支え合いグループポイント事業	・市町村による高齢者地域支え合いグループポイント事業の実施(40 市町村)	・市町村による高齢者地域支え合いグループポイント事業の実施(40 市町村)	・市町村による高齢者地域支え合いグループポイント事業の実施(40 市町村)

事業名	介護人材確保ポイント事業
-----	--------------

(所管：高齢者生き生き推進課
生きがい推進係)

1 目 的

幅広い世代の方が行う高齢者の見守りなどのボランティア活動等に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取組を促進するとともに、高齢者を地域全体で支える活動を促進し地域の活性化を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 介護人材確保ポイント事業 (令和3年度)	市町村	若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者などの各層の者が、介護分野の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、地域商品券等へ交換に要する費用について、補助金を交付。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 介護人材確保ポイント事業	千円 8,587	千円 12,446	% 69.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 介護人材確保ポイント事業	・市町村による介護人材確保ポイント事業の実施(31市町村)	・市町村による介護人材確保ポイント事業の実施(31市町村)	・市町村による介護人材確保ポイント事業の実施(30市町村)

事業名	世代間交流で人生100年生きがい創出事業
-----	----------------------

(所管：高齢者生き生き推進課
生きがい推進係)

1 目 的

世代間交流の活性化により、これまで地域活動に参加してこなかった層を含め、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり・健康づくりを促進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 世代間交流で人生100年生きがい創出事業 (令和6年度)	市町村	高齢者の社会参加や生きがいづくり, 健康づくりなどを促進するため, デジタル技術を活用した世代間交流の取組などを行う市町村に対し, その経費の一部を助成する。	市町村 1/3 県 2/3

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 世代間交流で人生100年生きがい創出事業	千円 4,978	千円 —	% 皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 世代間交流で人生100年生きがい創出事業	デジタル技術を活用した世代間交流の取組などを行う市町村に対し, その経費の一部を助成する。	—	—

事業名	かごしまシニア人材育成促進事業
-----	-----------------

(所管：高齢者生き生き推進課
生きがい推進係)

1 目 的

市町村等職員や地域活動に意欲のある高齢者を対象に、必要な知識等を習得する研修等を実施することにより、高齢者の社会参加を促進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① かごしまシニア人材育成促進事業 (令和4年度)	県	(1) 地域の高齢者や、市町村又は市町村社会福祉協議会職員に対し、必要な知識やスキルを習得する研修を実施する。 ① 人材育成基礎研修 ② 人材育成講座 ③ 人材育成実践研修 ④ フォローアップ研修 (2) 県内の活動好事例等を掲載した事例集を作成し、周知する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① かごしまシニア人材育成促進事業	千円 12,744	千円 13,555	% 94.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① かがしまシニア 人材育成促進事業	○ 開催地（予定） 鹿児島地域、南薩地域、熊毛地域 (1) 研修等 ① 人材育成基礎研修 高齢者人材の育成に必要なスキル等の習得のための基礎的な研修。 ② 人材育成講座 地域における高齢者の役割把握や地域の現状等について意見交換を行うための講座。 ③ 人材育成実践研修 地域課題解決のための具体的な取組（アクションプラン）を地域関係者が協力して作成するための研修。 ④ フォローアップ研修 実践研修で作成したアクションプランの取組状況を確認し、改善等を検討するための研修。 (2) 事例集の作成、配布 ① 掲載内容 ・ 活動好事例 ・ 研修等受講地域の取組事例 ② 配布先 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会等	○ 開催地 始良・伊佐地域、大隅地域（曾於地区）、大島地域（奄美大島等） (1) 研修等 ① 人材育成基礎研修 高齢者人材の育成に必要なスキル等の習得のための基礎的な研修。 ② 人材育成講座 地域における高齢者の役割把握や地域の現状等について意見交換を行うための講座。 ③ 人材育成実践研修 地域課題解決のための具体的な取組（アクションプラン）を地域関係者が協力して作成するための研修。 ④ フォローアップ研修 実践研修で作成したアクションプランの取組状況を確認し、改善等を検討するための研修。 (2) 事例集の作成、配布 ① 掲載内容 ・ 活動好事例 ・ 研修等受講地域の取組事例 ② 配布先 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会等	○ 開催地 北薩地域、大隅地域（肝属地区）、大島地域（徳之島等） (1) 研修等 ① 人材育成基礎研修 高齢者人材の育成に必要なスキル等の習得のための基礎的な研修。 ② 人材育成講座 地域における高齢者の役割把握や地域の現状等について意見交換を行うための講座。 ③ 人材育成実践研修 地域課題解決のための具体的な取組（アクションプラン）を地域関係者が協力して作成するための研修。 ④ フォローアップ研修 実践研修で作成したアクションプランの取組状況を確認し、改善等を検討するための研修。 (2) 事例集の作成、配布 ① 掲載内容 ・ 活動好事例 ・ 研修等受講地域の取組事例 ② 配布先 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会等

事業名	認知症施策等総合支援事業
-----	--------------

(所管：高齢者生き生き推進課 認知症・生活支援係)

1 目 的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、県民の認知症に関する正しい理解や認知症高齢者等にやさしい地域づくりとともに、認知症疾患医療センターを中心とした認知症の早期診断・早期対応の充実・強化、認知症高齢者介護の実務者等に対する資質・対応力の向上のための研修、若年性認知症支援コーディネーターの配置などを行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 認知症介護実践者等養成研修事業 (平成 18 年度)	県	介護保険施設等における介護の実務者等に対し、認知症介護に関する実践的研修を実施する。	県 10/10
② 認知症介護指導者養成研修事業 (平成 13 年度)	県	認知症介護の指導的立場にある者に対し、認知症介護の専門的知識や技術を習得させるための研修を実施する。	県 10/10
③ 認知症理解普及促進事業 (平成 18 年度)	県	認知症高齢者本人や家族に対する支援及び地域住民の認知症に対する理解を深めるための電話相談を行う。	国 1/2 県 1/2
④ 認知症施策連携・体制整備事業 (平成 21 年度)	県	認知症疾患医療センターの運営や、医療従事者に対する研修による資質・対応力の向上、市町村圏域及び圏域における重層的な支援体制の構築等により、医療・介護・地域の連携体制を強化する。	国 1/2 県 1/2 (一部 県 10/10)
⑤ 認知症施策市町村支援事業 (平成 27 年度)	県	認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援推進員研修及びチームオレンジ・コーディネーター研修を実施する。	県 10/10
⑥ 若年性認知症施策総合推進事業 (平成 27 年度)	県	若年性認知症の人とその家族に対する支援のため、若年性認知症支援コーディネーターの配置、サービス従事者や企業関係者向けセミナー等を実施する。	国 1/2 県 1/2
⑦ 認知症の人にやさしい地域づくり事業 (平成 30 年度)		廃止 (③ 認知症理解普及促進事業と統合)	

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 認知症介護実践者等養成研修事業	千円 63	千円 63	% 100	
② 認知症介護指導者養成研修事業	698	698	100	
③ 認知症理解普及促進事業	2,536	1,387	182.8	⑦と統合
④ 認知症施策連携・体制整備事業	37,552	37,552	100	
⑤ 認知症施策市町村支援事業	1,674	1,674	100	
⑥ 若年性認知症施策総合支援事業	4,716	4,716	100	
⑦ 認知症の人にやさしい地域づくり事業		803		廃止（③と統合）

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
① 認知症介護実践者等養成研修事業	・認知症介護基礎研修 e ラーニング ・実践者研修の実施 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施 ・認知症対応型サービス事業管理者研修の実施 ・実践リーダー研修の実施 ・認知症対応型サービス事業開設者研修の実施	・認知症介護基礎研修 e ラーニング ・実践者研修の実施 3 回 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施 1 回 ・認知症対応型サービス事業管理者研修の実施 2 回 ・実践リーダー研修の実施 1 回 ・認知症対応型サービス事業開設者研修の実施 1 回	・認知症介護基礎研修 e ラーニング ・実践者研修の実施 3 回 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施 1 回 ・認知症対応型サービス事業管理者研修の実施 2 回 ・実践リーダー研修の実施 1 回 ・認知症対応型サービス事業開設者研修の実施 1 回

② 認知症介護指導者養成研修事業	・指導者養成研修への派遣 ・フォローアップ研修への派遣	・指導者養成研修への派遣 1人 ・フォローアップ研修への派遣 1人	・指導者養成研修への派遣 1人 ・フォローアップ研修への派遣 1人
③ 認知症理解普及促進事業	・電話相談 ・「認知症月間」及び「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」期間中の各種啓発活動の実施 ・認知症応援大使による普及啓発の実施	・交流会の開催 7回 ・電話相談 174件	・交流会の開催 10回 ・電話相談 155件
④ 認知症施策連携・体制整備事業	・認知症疾患医療センター運営 ・認知症総合支援対策促進協議会の開催 ・認知症施策推進会議の開催 ・サポート医フォローアップ研修 ・かかりつけ医対応力向上研修 ・専門職認知症対応力向上研修	・認知症疾患医療センター運営 12病院 ・認知症総合支援対策促進協議会の開催 1回 ・認知症施策推進会議の開催 6回 ・サポート医フォローアップ研修 1回 ・かかりつけ医対応力向上研修 1回 ・専門職認知症対応力向上研修 - 医療従事者 4回 - 看護職員 3回 - 歯科医師 1回 - 薬剤師 1回	・認知症疾患医療センター運営 12病院 ・認知症総合支援対策促進協議会の開催 1回 ・認知症施策推進会議の開催 7回 ・サポート医フォローアップ研修 1回 ・かかりつけ医対応力向上研修 1回 ・専門職認知症対応力向上研修 - 医療従事者 4回 - 看護職員 3回 - 歯科医師 1回 - 薬剤師 1回
⑤ 認知症施策市町村支援事業	・認知症初期集中支援チーム員研修の実施 ・認知症地域支援推進員研修の実施 ・オレンジチューターの養成 ・チームオレンジ・コーディネーター研修の実施	・認知症初期集中支援チーム員研修の実施 1回 ・認知症地域支援推進員研修の実施 1回 ・オレンジチューターの養成 1人 ・チームオレンジ・コーディネーター研修の実施 1回	・認知症初期集中支援チーム員研修の実施 1回 ・認知症地域支援推進員研修の実施 1回 ・オレンジチューターの養成 2人 ・チームオレンジ・コーディネーター研修の実施 1回

⑥ 若年性認知症施策総合支援事業	・若年性認知症支援コーディネーターの配置等 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 ・サービス従事者や企業関係者等向け研修会	・若年性認知症支援コーディネーターの配置等 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 ・サービス従事者や企業関係者等向け研修会	・若年性認知症支援コーディネーターの配置等 ・若年性認知症自立支援ネットワークの構築 ・サービス従事者や企業関係者等向け研修会
⑦ 認知症の人にやさしい地域づくり事業	—	・「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」期間を中心とした各種啓発活動の実施等	・「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」期間を中心とした各種啓発活動の実施等

事業名	地域医療介護総合確保基金造成事業
-----	------------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)
(高齢者生き生き推進課 長寿企画係)

1 目 的

病床の機能分化・連携，在宅医療の推進，介護施設等の整備，医療・介護従事者の確保・養成など，医療・介護サービスの提供体制の整備を推進するため，基金を造成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域医療介護総合確保基金造成事業 (平成 26 年度～)	県	基金を設置して，以下の事業を実施する。 1－① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 1－② 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業 2 居宅等における医療の提供に関する事業 3 介護施設等の整備に関する事業 4 医療従事者の確保に関する事業 5 介護従事者の確保に関する事業 6 勤務医の働き方改革の支援に関する事業	国 2/3 県 1/3 ただし， 1－②のみ 国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
地域医療介護総合確保基金造成事業 (医療分)	千円 870,934	千円 756,653	% 115.1	
地域医療介護総合確保基金造成事業 (介護分)	590,559	991,928	59.5	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
地域医療介護総合確保基金造成事業 (医療分)	基金 870,934 千円を積立	基金 1,099,226 千円を積立	基金 794,023 千円を積立
地域医療介護総合確保基金造成事業 (介護分)	基金 590,559 千円を積立	基金 246,990 千円を積立	基金 2,187,355 千円を積立

事業名	高齢者等介護人材参入促進事業
-----	----------------

(所管：社会福祉課
地域福祉支援係)

1 目 的

2025 年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要である。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 介護分野への元気 高齢者等参入促進 セミナー事業 (令和2年度～)	県 (県社会福祉協議会 に委託)	高齢者を対象にセミナー等を開催し、介護未経験者が介護職へ参入するきっかけをつくることで、介護事業所等における介護人材不足の解消と介護分野への参入を促進する。	県 10/10
② 介護職員機能分化 等推進事業 (令和2年度～)	県老人保健施設協会	機能分化による介護の提供体制や、地域の事業所間・他職種連携による介護業務の効率化に資する取組を支援することにより、介護人材の参入環境の整備・定着促進等を図る。	県 1/2 事業主体 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 介護分野への元 気高齢者等参入 促進セミナー事 業	千円 3,997	千円 3,997	% 100.0	
② 介護職員機能分 化等推進事業	2,732	2,732	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 介護分野への元気 高齢者等参入促進 セミナー事業	高齢者等に向け介護分野への参入を促す ・説明会の開催 ・就職セミナーの開催 ・研修受講者等への就労支援, フォローアップ 等	高齢者等に向け介護分野への参入を促す ・説明会の開催 ・就職セミナーの開催 ・研修受講者等への就労支援, フォローアップ 等	高齢者等に向け介護分野への参入を促す ・説明会の開催 ・就職セミナーの開催 ・研修受講者等への就労支援, フォローアップ 等
② 介護職員機能分化 等推進事業	介護人材の参入環境の整備, 定着促進 ・介護助手等への事前説明会の開催 ・プロジェクトチーム検討会の開催 等	介護人材の参入環境の整備, 定着促進 ・介護助手等への事前説明会の開催 ・プロジェクトチーム検討会の開催 等	介護人材の参入環境の整備, 定着促進 ・介護助手等への事前説明会の開催 ・プロジェクトチーム検討会の開催 等

事業名	老人クラブ育成事業
-----	-----------

(所管：高齢者生き生き推進課
生きがい推進係)

1 目 的

心豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、生きがいづくりや健康づくり、ボランティア活動など多様な活動を行う老人クラブに対する助成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 老人クラブ助成事業 (昭和 38 年度)	市町村	・単位老人クラブが行う、高齢者の社会参加活動や生きがいづくり等の各種活動等に対して助成を行う市町村に対し、助成 ・星塚敬愛園高齢者友の会への助成 ・指導事務費	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
② 市町村老人クラブ連合会助成事業 (平成 2 年度)	市町村	市町村老人クラブ連合会が行う、老人クラブの活動促進に関する各種取組、地域の再構築につながる活動、若手高齢者の組織化等に対する助成を行う市町村に対し、助成。	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
③ 鹿児島県老人クラブ連合会運営費補助事業 (昭和 38 年度)	(公財)鹿児島県老人クラブ連合会	老人クラブの育成指導と相互の連絡調整を図るために設置された(公財)鹿児島県老人クラブ連合会に対して運営費及び活動費を助成。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 老人クラブ助成事業	千円 40,410	千円 37,675	% 107.3	
② 市町村老人クラブ連合会助成事業	25,618	25,618	100.0	
③ 鹿児島県老人クラブ連合会運営費補助事業	16,111	15,191	106.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 老人クラブ助成事業	(1) 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行う。 (1,345 クラブ) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。 (2) 国立療養所星塚敬愛園高齢者友の会が行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行う。 (毎年度定額) (3) 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に助成を行っている市町村に対し技術的助言を行う。 (22 市町村)	(1) 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行った。 (1,356 クラブ) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。 (2) 国立療養所星塚敬愛園高齢者友の会が行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行った。 (毎年度定額) (3) 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に助成を行っている市町村に対し技術的助言を行った。 (21 市町村)	(1) 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行った。 (1,097 クラブ) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。 (2) 国立療養所星塚敬愛園高齢者友の会が行う高齢者の社会参加活動や生きがいつくり等の各種活動等に対して助成を行った。 (毎年度定額) (3) 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に助成を行っている市町村に対し技術的助言を行った。 (22 市町村)
② 市町村老人クラブ連合会助成事業	市町村老人クラブ連合会が行う、老人クラブの活動促進に関する各種取組、地域の再構築につながる活動、若手高齢者の組織化等に対する助成を行う。 (41 連合会) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。	市町村老人クラブ連合会が行う、老人クラブの活動促進に関する各種取組、地域の再構築につながる活動、若手高齢者の組織化等に対する助成を行った。 (41 連合会) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。	市町村老人クラブ連合会が行う、老人クラブの活動促進に関する各種取組、地域の再構築につながる活動、若手高齢者の組織化等に対する助成を行った。 (41 連合会) (注) 中核市(鹿児島市)は除く。
③ 鹿児島県老人クラブ連合会運営費補助事業	鹿児島県老人クラブ連合会へ助成を行う。	鹿児島県老人クラブ連合会へ助成を行った。	鹿児島県老人クラブ連合会へ助成を行った。

事業名	医療的ケア児等総合支援事業
-----	---------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成し、活用を図るとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業(平成30年度～)	県	(1) 医療的ケア児等支援者養成研修 地域の障害児通所支援事業所, 保育所, 放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修を実施する。 (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 相談支援専門員, 保健師, 訪問看護師等を対象に, 医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成するための研修を実施する。	国 1/2 県 1/2
②医療的ケア児支援連絡協議会事業(平成27年度～)	県	地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健, 医療, 福祉, 教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場において, 現状把握・分析, 連絡調整, 支援内容の協議等, 地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。	国 1/2 県 1/2
③医療的ケア児支援センター事業(令和5年度～)	県	令和5年9月に開所した医療的ケア児等支援センターにおいて, 一元的な相談対応窓口として医療的ケア児やその家族, 支援者からの相談に応じるとともに, 地域での支援が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整等を行う。	
④医療的ケア児等コーディネーター活用・連携促進事業(令和6年度～)	県	アドバイザー(圏域統括の医療的ケア児等コーディネーター)や市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーターが中心となり, ケース会議等を通じて各地域における医療的ケア児等コーディネーターや障害福祉サービス事業所等の連携体制を構築する。	国 1/2 県 1/2

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
⑤医療的ケア児等受入促進事業（令和6年度～）	県	医療的ケア児等のレスパイトサービスを提供する既存の短期入所事業所の受入拡大及び新規の短期入所事業所設置を促進し、在宅の医療的ケア児等を介護する家族が負担軽減のためレスパイトサービスを必要な時に利用できるようにするため、備品購入費用等の補助を行う。	県 1/1

3 予算

事業区分	県予算額			備考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
医療的ケア児等総合支援事業	千円 18,945	千円 13,985	% 135.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業	(1)医療的ケア児等支援者養成研修 1回開催予定 (2)医療的ケア児等コーディネーター養成研修 1回開催予定	(1)医療的ケア児等支援者養成研修 1回開催 (2)医療的ケア児等コーディネーター養成研修 1回開催	(1)医療的ケア児等支援者養成研修 1回開催 (2)医療的ケア児等コーディネーター養成研修 1回開催
②医療的ケア児支援連絡協議会事業	医療的ケア児支援連絡協議会 1回開催予定	医療的ケア児支援連絡協議会 1回開催	医療的ケア児支援連絡協議会 1回開催
③医療的ケア児支援センター事業	看護協会に委託して引き続き設置予定	看護協会に委託して設置	—
④医療的ケア児等コーディネーター活用・連携促進事業	(1)アドバイザーの派遣 7障害保健福祉圏域 (2)フォローアップ研修の実施 1回予定	—	—
⑤医療的ケア児等受入促進事業	補助金の交付 4事業所予定	—	—

事業名	障害者施設等工賃向上計画推進事業
-----	------------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

障害者就労施設等が連携・協働して組織する共同受注窓口における情報提供体制の整備や障害者就労施設の農業分野への参入等を支援し、県工賃向上計画に基づく就労支援事業所の工賃水準の向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①農福連携による障害者の就労支援事業（平成26年度～）	県（一般社団法人かごしま障害者共同受注センターへの委託）	障害者就労施設等と農家等のマッチングを行う農福連携推進専門員を配置するとともに、農業技術の向上を支援するため、農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェを開催する。	国 1／2 県 1／2
②共同受注窓口における情報提供体制整備事業（平成26年度～）		共同受注コーディネーターを配置するとともに、障害者就労施設等が提供する物品等について情報提供体制の整備や情報発信等を行う。	国 1／2 県 1／2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
障害者施設等工賃向上計画推進事業	円 12,409	円 12,409	% 100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
障害者施設等工賃向上計画推進事業	(1) 農福連携による障害者の就労支援事業 ①農福連携推進専門員の配置 ②農業技術支援・農業技術アドバイザー派遣ほか ③農福連携マルシェの開催（2回）	(1) 農福連携による障害者の就労支援事業 ①農福連携推進専門員の配置 ②農業技術支援・農業技術アドバイザー派遣ほか ③農福連携マルシェの開催（2回）	(1) 農福連携による障害者の就労支援事業 ①農福連携推進専門員の配置 ②農業技術支援・農業技術アドバイザー派遣ほか ③農福連携マルシェの開催（2回）

	④農福連携施設職員 研修会の開催（１ 回）	④農福連携施設職員 研修会の開催（１ 回）	④農福連携施設職員 研修会の開催（１ 回）
	⑤農福連携現地研修 会及び農業法人と の情報交換会の開 催（１回）	⑤農福連携現地研修 会及び農業法人と の情報交換会の開 催（１回）	⑤農福連携現地研修 会及び農業法人と の情報交換会の開 催（１回）
	(2) 共同受注窓口にお ける情報提供体制 整備事業	(2) 共同受注窓口にお ける情報提供体制 整備事業	(2) 共同受注窓口にお ける情報提供体制 整備事業
	① 共同受注コーディネ ーターの配置	① 共同受注コーディネ ーターの配置	① 共同受注コーディネ ーターの配置
	② 県障害者施設等活 用促進協議会の開 催（１回）	② 県障害者施設等活 用促進協議会の開 催（１回）	② 県障害者施設等活 用促進協議会の開 催（３回）
	③ 情報提供資料整備 ・物品及び役務提 供に関する情報 提供資料作成	③ 情報提供資料整備 ・物品及び役務提 供に関する情報提 供資料作成	③ 情報提供資料整備 ・物品及び役務提 供に関する情報 提供資料作成

事業名	障害者就業・生活支援センター運営事業
-----	--------------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対する就業に伴う日常生活や社会生活上の支援を行い、障害者の自立を促進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害者就業・生活支援センター運営事業 (平成 15 年度～)	県 (障害者就業・生活支援センターに委託)	障害者の家庭や職場を訪問し、本人の生活上の相談等に応じるとともに、関係機関と連携し、金銭や衣食住の問題解決など生活に必要な支援を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害者就業・生活支援センター運営事業	千円 47,726	千円 47,726	% 100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
障害者就業・生活支援センター運営事業	障害者就業・生活支援センター設置か所数 7 か所	障害者就業・生活支援センター設置か所数 7 か所 ・登録者数 2,158 人 ・相談件数 21,836 件 ・就職者数 234 人	障害者就業・生活支援センター設置か所数 7 か所 ・登録者数 2,209 人 ・相談件数 23,187 件 ・就職者数 246 人

事業名	かごしま県民手話言語普及等推進事業
-----	-------------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

令和2年3月に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、県民等に対する条例の普及啓発やろう者への理解促進、手話通訳を行う人材の育成など、手話の普及等に関する施策を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①かごしま県民手話言語条例普及啓発事業（令和2年度）	県	普及啓発のため、パンフレット及びリーフレット等を作成する。	国 1/2 県 1/2
②手話講座等開催事業（令和3年度）	県	県民向け手話講座を県内各地で開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等への講師派遣等を実施する。	国 1/2 県 1/2
③手話奉仕員指導者養成研修事業（令和6年度）	県	手話奉仕員の養成に必要な指導者を養成するための研修会を開催する。	県 10/10
④離島オンライン手話通訳者養成研修事業（令和3年度）	県	離島における手話通訳者を確保するため、離島での手話通訳者を目指した養成研修をオンラインで実施する。	国 1/2 県 1/2
⑤手話施策推進協議会事業（令和2年度）	県	手話の普及等に関する施策策定に係る意見等を聴取するため、協議会を開催する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①かごしま県民手話言語条例普及啓発事業	千円 50	千円 54	% 92.6	
②手話講座等開催事業	965	1,015	95.1	

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
③手話奉仕員指導者養成研修事業	千円 2,165	千円 3,857	% 56.1	令和5年度は旧手話通訳者指導者養成研修事業
④離島オンライン手話通訳者養成研修事業	752	752	100.0	
⑤手話施策推進協議会事業	227	228	99.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①かごしま県民手話言語条例普及啓発事業	リーフレット:1,450部	リーフレット:1,700部	実績なし
②手話講座等開催事業	手話講座:7回 出前講座:7回	手話講座:7回 (152名) 出前講座:12回 (286名) 出前講座(特別枠):1回	手話講座:6回 (105名) 出前講座:11回 (431名)
③手話奉仕員指導者養成研修事業	場所:鹿児島市 開催回数:5回 受講者:30名(ろう者,通訳者ペア)	場所:鹿児島市 開催回数:4回 受講者:28名(ろう者,通訳者ペア)	場所:鹿児島市 開催回数:13回 受講者:28名(ろう者,通訳者ペア)
④離島オンライン手話通訳者養成研修事業	場所:瀬戸内町 開催回数:12回 受講者:4名	場所:瀬戸内町 開催回数:33回 受講者:4名	場所:瀬戸内町 開催回数:50回 受講者:6名
⑤手話施策推進協議会事業	8月上旬開催予定	手話施策推進協議会の開催 1回	手話施策推進協議会の開催 1回

事業名	障害者スポーツ振興事業
-----	-------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

全国障害者スポーツ大会開催の成果と開催後の課題等を踏まえ、引き続き、障害者スポーツに親しむ環境づくりを進め、普及啓発や競技人口の拡大、競技レベルの向上など、障害者スポーツの振興を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①実施競技普及 (平成 28 年度～)	県	障害者スポーツの裾野拡大を目的に、ルール取得や競技体験を行う体験教室等を開催する。	県 10/10
②選手育成・競技力向上 (平成 29 年度～)	県	団体競技県代表チームが実施する練習会や合宿等の経費の一部について助成する。	県 10/10
③障害者スポーツ環境づくり (平成 29 年度～)	県	地域での障害者スポーツ活動の中心となる人材を養成する導入研修会・スポーツ教室を開催する。	県 10/10
④支援体制整備 (令和元年度～)	県	全国障害者スポーツ大会の正式競技等の普及拡大を図るため、審判員養成講習会参加に係る旅費の補助を行う。	県 10/10
⑤普及委員会開催 (平成 28 年度～)	県	本県における障害者スポーツ選手の確保・育成方策等の検討し、福祉関係団体・競技団体等との連携を図る。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害者スポーツ振興事業	千円 6,904	千円 6,173	% 111.8	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①実施競技普及	障害者スポーツ体験教室 個人競技 3回開催予定 団体競技 3回開催予定	実施なし	障害者スポーツ体験教室 個人競技 開催回数 4回 参加者 延べ36人 団体競技 開催回数 4回 参加者 延べ50人
②選手育成・競技力向上	団体競技活動助成 全12チームに助成予定	レベルアップ教室 個人競技 開催回数 8回 参加者 延べ84人 団体競技活動助成 全12チームに助成	レベルアップ教室 個人競技 開催回数 8回 参加者 延べ44人 団体競技活動助成 全12チームに助成
③障害者スポーツ環境づくり	障害者スポーツ導入研修会 1回開催予定 地域におけるスポーツ教室 1回開催予定	実施なし	障害者スポーツ導入研修会 開催回数 1回 参加者 12人 地域におけるスポーツ教室 開催回数 1回 参加者 30人
④支援体制整備	競技審判員養成講習会参加費補助 参加者 3人予定 (ボッチャ)	実施なし	競技審判員養成講習会参加費補助 参加者 1人 (ボッチャ)
⑤普及委員会開催	障害者スポーツ普及委員会 1回開催予定	障害者スポーツ普及検討委員会 2回開催	障害者スポーツ普及検討委員会 2回開催

1 目 的

障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①障害福祉人材育成事業 (平成19年度～)	県	国が主催する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修に、県で開催される研修会の講師・企画担当者等を推薦、派遣し、障害福祉研修に必要な指導を行う者を育成する。	国 1/2 県 1/2
②県障害者相談支援体制整備事業	県	県障害者自立支援協議会及び圏域ごとの地域連絡協議会の運営、市町村の地域自立支援協議会運営の支援・指導、相談支援従事者の資質向上を図るための研修の実施等により、県全域の相談支援体制の構築・充実を図る。	国 1/2 県 1/2
③障害支援区分認定調査員等研修事業	県	客観的かつ公平な障害支援区分の認定事務が行われるよう、研修会を開催する。	国 1/2 県 1/2
④手話通訳者養成研修事業	県	聴覚障害者の積極的な社会参加を図るため、聴覚障害者の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するとともに、手話通訳者全国統一試験を実施する。	国 1/2 県 1/2
⑤盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	県	盲ろう者の意思疎通を支援する通訳・介助員を養成し、盲ろう者の社会参加を図る。	国 1/2 県 1/2
⑥音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	県	疾病等により咽頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練を行うとともに、発声訓練を行う指導者を養成する。	国 1/2 県 1/2

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
⑦生活訓練等事業	県	障害者に対し、日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図る。	国 1/2 県 1/2
⑧情報支援等事業	県	障害者が日常生活に必要な情報を入手するため、手話通訳者の設置や盲ろう者への通訳・介助員の派遣等を行う。	国 1/2 県 1/2
⑨障害者ITサポートセンター運営事業	県	障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、パソコン機器等の利用相談や講習会の開催、支援ボランティアの派遣などを実施することにより、障害者の社会参加を促進する。	国 1/2 県 1/2
⑩社会参加促進事業	県	障害者の社会参加を促進するため、各種スポーツ・芸術活動等の事業を実施する。	国 1/2 県 1/2
⑪高次脳機能障害者支援センター事業	県	支援拠点機関において、高次脳機能障害に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者に対する支援体制を確立する。	国 1/2 県 1/2
⑫介護職員等医療ケア研修事業	県	居宅等において、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。	県 10/10
⑬障害者ピアサポート研修事業	県	ピアサポーター及びその活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
①障害福祉人材育成事業	1,202	1,254	95.9	
②県障害者相談支援体制整備事業	2,770	2,775	99.8	
③障害支援区分認定調査員等研修等事業	793	794	99.9	
④手話通訳者養成研修事業	1,208	1,208	100.0	
⑤盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	398	398	100.0	
⑥音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	440	762	57.7	
⑦生活訓練等事業	1,741	1,741	100.0	
⑧情報支援等事業	6,415	6,253	102.6	
⑨障害者 I T サポートセンター運営事業	1,020	974	104.7	
⑩社会参加促進事業	51,695	42,062	122.9	
⑪高次脳機能障害者支援センター事業	4,176	3,800	109.9	
⑫介護職員等医療ケア研修事業	2,952	2,777	106.3	
⑬障害者ピアサポート研修事業	2,621	1,248	210.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①障害福祉人材育成事業	相談支援従事者研修受講者 120 人 サービス管理責任者研修受講者 (基礎研修) 540 人 (実践研修) 480 人 (更新研修) 540 人 強度行動障害支援者養成研修受講者 (基礎研修) 300 人 (実践研修) 240 人	相談支援従事者研修受講者 120 人 サービス管理責任者研修受講者 基礎研修) 540 人 (実践研修) 480 人 (更新研修) 540 人 強度行動障害支援者養成研修受講者 (基礎研修) 300 人 (実践研修) 240 人	相談支援従事者研修受講者 112 人 サービス管理責任者研修受講者 (基礎研修) 591 人 (実践研修) 266 人 (更新研修) 453 人 強度行動障害支援者養成研修受講者 (基礎研修) 251 人 (実践研修) 181 人
②県障害者相談支援体制整備事業	県自立支援協議会開催回数 2 回	県自立支援協議会開催回数 3 回	県自立支援協議会開催回数 1 回
③障害支援区分認定調査員等研修事業	認定調査員研修受講者 120 人 市町村審査委員研修受講者 80 人 障害支援区分認定主治医研修受講者 200 人	認定調査員研修受講者 66 人 市町村審査委員研修受講者 59 人 障害支援区分認定主治医研修受講者 115 人	認定調査員研修受講者 76 人 市町村審査委員研修受講者 38 人 障害支援区分認定主治医研修受講者 105 人
④手話通訳者養成研修事業	手話通訳者養成講座受講者 (通訳Ⅱ・Ⅲ) 延べ 300 人	手話通訳者養成講座受講者 (通訳Ⅰ・Ⅱ) 延べ 300 人	手話通訳者養成講座受講者 (通訳Ⅰ・Ⅲ) 延べ 394 人
⑤盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者通訳介助者養成講習会等受講者 延べ 80 人	盲ろう者通訳介助者養成講習会等受講者 延べ 80 人	盲ろう者通訳介助者養成講習会等受講者 延べ 58 人
⑥音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	発声訓練等参加者 延べ 76 人	発声訓練等参加者 延べ 67 人	発声訓練等参加者 延べ 64 人
⑦生活訓練等事業	オストメイト社会適応講習会等参加者 延べ 20 人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 10 人	オストメイト社会適応講習会等参加者 延べ 184 人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 3 人	オストメイト社会適応講習会等参加者 延べ 164 人 脊髄損傷者健康管理研修会参加者 3 人
⑧情報支援等事業	字幕入り DVD 制作 50 番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 100 件	字幕入り DVD 制作 50 番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 100 件	字幕入り DVD 制作 36 番組 盲ろう者通訳・介助員派遣回数 111 件

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
⑨障害者ITサポートセンター運営事業	相談窓口の設置 パソコンボランティア派遣回数 10 回 パソコンボランティア養成講習会受講者 15 人	相談窓口の設置 相談件数 88 件 パソコンボランティア派遣回数 7 回 パソコンボランティア養成講習会受講者 11 人	相談窓口の設置 相談件数 57 件 パソコンボランティア派遣回数 3 回 パソコンボランティア養成講習会受講者 4 人
⑩社会参加促進事業	県障害者スポーツ大会参加者 2,800 人 (予定) 補助犬給付事業 3 頭	県障害者スポーツ大会参加者 約3,500 人 補助犬給付事業 0 頭	県障害者スポーツ大会参加者 約1,900 人 補助犬給付事業 2 頭
⑪高次脳機能障害者支援センター事業	相談窓口の設置 相談件数(延べ)550 件 (見込)	相談窓口の設置 相談件数(延べ)550 件	相談窓口の設置 相談件数(延べ)472 件
⑫介護職員等医療ケア研修事業	基本研修受講者 90 人 実地研修受講者 205 人	基本研修受講者 65 人 実地研修受講者 225 人	基本研修受講者 80 人 実地研修受講者 218 人
⑬障害者ピアサポート研修事業	基礎・専門研修 60 人 フォローアップ研修 60 人	基礎・専門研修 20 人 フォローアップ研修 未実施	基礎・専門研修 57 人 フォローアップ研修 未実施

1 目 的

原因が不明で治療法の確立していない、いわゆる「難病」のうち国が定める指定難病等について、患者の医療費の自己負担の軽減と原因の究明、治療法の確立を図る。

また、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と患者及びその家族の生活の質の向上に資する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 特定疾患治療研究事業 (昭和 48 年度～)	県	難病法施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、指定難病以外の疾患について、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図る。	国 1/2 県 1/2 一部 国 10/10
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (平成元年度～)	県	先天性血液凝固因子障害等医療受給者に対する患者医療費自己負担額を公費負担する。	国 1/2 県 1/2
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業 (昭和 53 年度～)	県	スモン患者のうち施術の受給を希望する者についての施術費を公費負担する。	国 10/10
4 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 (平成 16 年度～)	県	人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、その訪問看護に必要な費用を負担する。	国 1/2 県 1/2
5 難病相談・支援センター事業 (平成 23 年度～)	県	地域で生活する難病患者等の相談・支援などを行う拠点施設「難病相談・支援センター」において、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の軽減を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を行う。	国 1/2 県 1/2
6 難病患者等地域支援協働事業 (平成 23 年度～)	県	在宅難病患者に対し、医療及び日常生活に係る相談・指導・助言を行い、疾病に対する不安の軽減を図るとともに、保健所を中心に「難病対策地域協議会」を開催するなど、保健、医療、福祉の関係機関相互の連携による在宅医療の推進を図る。 また、入院治療が必要となった重症難病	国 1/2 県 1/2

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
7 指定難病医療対策事業 (平成 26 年度～)	県	患者に対し、適時・適切に入院施設の確保が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	国 1/2 県 1/2 一部 県 10/10
8 在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業 (令和 6 年度～)	事業者	在宅での人工呼吸器を使用する指定難病患者の長期停電時に備えるため、訪問診療を行っている医療機関に対して、貸出用の簡易自家発電装置等の整備費用の一部を助成する。	国 1/2 事業者 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 特定疾患治療研究事業	千円 2, 141	千円 2, 190	% 97. 8	
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	20, 611	20, 010	103. 0	
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	636	636	100. 0	
4 在宅人工呼吸器使用患者支援事業	1, 604	1, 404	114. 2	
5 難病相談・支援センター事業	18, 676	17, 278	108. 1	
6 難病患者等地域支援協働事業	2, 896	2, 896	100. 0	
7 指定難病医療対策事業	3, 543, 748	3, 416, 625	103. 7	
8 在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業	1, 484	—	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 特定疾患治療研究事業	患者数 10 人	患者数 10 人	患者数 11 人
2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	患者数 80 人	患者数 80 人	患者数 78 人
3 スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業	患者数 1 人	患者数 1 人	患者数 1 人
4 在宅人工呼吸器使用患者支援事業	利用者 6 人 利用延回数 563 回	利用者 5 人 利用延回数 574 回	利用者 5 人 利用延回数 273 回
5 難病相談・支援センター事業	相談件数 35,600 件 医療講演会・交流会 27 回	相談件数 40,000 件 医療講演会・交流会 30 回	相談件数 39,775 件 医療講演会・交流会 31 回
6 難病患者等地域支援協働事業 ・ 難病患者地域支援ネットワーク事業 ・ 重症難病患者医療ネットワーク事業	医療相談件数 90 件 訪問指導件数 175 件 拠点病院 3 病院 協力病院 74 病院	医療相談件数 100 件 訪問指導件数 130 件 拠点病院 3 病院 協力病院 74 病院	医療相談件数 140 件 訪問指導件数 96 件 拠点病院 3 病院 協力病院 74 病院
7 指定難病医療対策事業	患者数 16,440 人	患者数 15,869 人	患者数 15,101 人
8 在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業	14 医療機関		

事業名	発達障害者支援体制整備促進事業
-----	-----------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

県内各地に発達障害者支援体制を構築し、すべての障害児（者）が身近な地域でライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の充実を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①発達障害関係者スキルアップ研修（令和元年度～）	県	地域の発達障害に対する対応力の向上を図るため、地域の支援者に対する早期発見・早期支援に関する研修を行う。	国 1/2 県 1/2
②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（平成 29 年度～）	県	発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国研修の内容を踏まえた研修を実施する。	国 1/2 県 1/2
③発達障害者支援地域協議会（平成 29 年度～）	県	関係者等が相互の連携を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
発達障害者支援体制整備促進事業	2,276 千円	2,276 千円	100%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
①発達障害関係者スキルアップ研修	(以下、見込) ① 開催回数 3 回	① 開催回数 3 回	① 開催回数 3 回
②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	② 開催回数 3 回	② 開催回数 3 回 受講者数延べ 502 人 (うち医師 337 人)	② 開催回数 3 回 受講者数延べ 481 人 (うち医師 346 人)
③発達障害者支援地域協議会	③ 開催回数 1 回	③ 開催回数 1 回	③開催回数 1 回

事業名	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業
-----	--------------------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

1 目 的

障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業 (平成 25 年度～)	県	「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するため、県民、事業者に対する普及・啓発や相談員による相談対応を行い、また、県障害者差別解消支援協議会を運営する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	千円 11,647	千円 10,249	% 113.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	①相談員（3名） ②県障害者差別解消支援協議会 1 回 ③普及・啓発	①相談員（3名） ②県障害者差別解消支援協議会 1 回 ③普及・啓発	①相談員（3名） ②県障害者差別解消支援協議会 1 回 ③普及・啓発

事業名	こども総合療育センター運営事業
-----	-----------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

障害児全般にわたる総合相談窓口を備え、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象に外来による診療・療育等を行う「こども総合療育センター」を運営する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①こども総合療育センター維持管理事業(平成22年度～)	県 (こども総合療育センター)	光熱水費、清掃委託等各種業務委託等	県 10/10
②こども総合療育センター事業(平成22年度～)	県 (こども総合療育センター)	(1) 相談支援 障害児全般にわたる総合相談窓口を設置し、保護者や地域からの様々な相談に対して助言・指導及び情報提供を行う。 (2) 診療・療育 発達障害児等を対象に、医師による診療をはじめ、心理士によるカウンセリング、作業療法士による日常生活動作訓練など、心身の発達に応じた様々な専門療育を行う。 (3) 巡回療育相談 来所が困難な離島の障害児を主な対象に地域に出向いて療育指導等を行う。	県 10/10
③発達障害者支援センター事業(平成22年度～)	県 (こども総合療育センター)	(1) 相談・支援 ・ 発達障害に関して、地補任や保護者等から相談を受け付け、適切な助言や指導を行う。 ・ 発達障害児を育てた経験のある親に身近な相談相手になってもらうペアレントメンターの養成及びペアレントメンターによる親支援を行う。 (2) 人材育成 国等が主催する研修に職員を参加させたり、発達障害に関する相談・支援に従事する職員に対して、困難事例に関する研修会等を開催する。 (3) 地域支援体制づくり 各地区子ども部会や地域の支援機関に出向き、個別に具体的な支援を行う。	国 1/2 県 1/2

④障害児等療育支援事業（平成 22 年度～）	県 (こども総合療育センター)	(3) こども総合療育センター(発達障害者支援センター)連絡協議会 発達障害をはじめとする障害児及び発達障害者やその家族に対する総合的な支援のあり方や関係機関及び関係施設との連携等について協議を行う。 地域で障害児等に関する事業を実施する社会福祉法人等（県内 11 法人）に委託し、在宅障害児に対する訪問療育や、保育所等の職員に対する療育技術の指導などを行う。	県 10/10
------------------------	--------------------	---	---------

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
こども総合療育センター運営事業	千円 118,651	千円 112,257	% 105.7	設備の更新, 会計年度任用 職員の勤勉手 当支給開始に 伴う人件費

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
①こども総合療育センター維持管理事業	光熱費支払い, 清掃, 消防設備保守点検等 (以下, 数値見込)	光熱費支払い, 清掃, 消防設備保守点検等	光熱費支払い, 清 掃, 消防設備保守点 検等
②こども総合療育センター事業	(1)相談支援 3,000 件 (2)診療・療育 (初診) 650 件 (再診) 7,300 件 (療育指導) 3,000 件 (3)巡回療育相談 50 件	(1)相談支援 3,525 件 (2)診療・療育 (初診) 574 件 (再診) 6,245 件 (療育指導) 2,133 件 (3)巡回療育相談 37 件	(1)相談支援 3,525 件 (2)診療・療育 (初診) 605 件 (再診) 6,352 件 (療育指導) 2,200 件 (3)巡回療育相談 44 件
③発達障害者支援センター事業	(1)ペアレントメンター事業 1 回 (2)困難事例研修 1 回 (3)地域療育支援体制づくり 120 回 (4)こども総合療育センター事業(発達障害者支援センター)連絡協議会 2 回	(1)ペアレントメンター事業 1 回 (2)困難事例研修 1 回 (3)地域療育支援体制づくり 117 回 (4)こども総合療育センター事業(発達障害者支援センター)連絡協議会 2 回	(1)ペアレントメンター事業 1 回 (2)困難事例研修 1 回 (3)地域療育支援体制づくり 153 回 (4)こども総合療育センター事業(発達障害者支援センター)連絡協議会 2 回

④障害児等療育支援事業	(1)在宅支援訪問療育指導事業 1,287 件 (2)在宅支援外来療育指導 35 件 (3)施設支援一般指導事業 980 件 (4)施設支援専門指導事業 2 件 (5)在宅支援専門療育指導事業 60 件 (6)療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 5 回	(1)在宅支援訪問療育指導事業 1,151 件 (2)在宅支援外来療育指導 38 件 (3)施設支援一般指導事業 670 件 (4)施設支援専門指導事業 2 件 (5)在宅支援専門療育指導事業 70 件 (6)療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 5 回	(1)在宅支援訪問療育指導事業 790 件 (2)在宅支援外来療育指導 0 件 (3)施設支援一般指導事業 840 件 (4)施設支援専門指導事業 0 件 (5)在宅支援専門療育指導事業 67 件 (6)療育支援体制連携強化事業 こども総合療育センターと支援施設との連絡会の開催 5 回
-------------	--	--	---

事業名	障害児通所給付事業
-----	-----------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

身体に障害のある児童，知的障害のある児童，又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）が障害児通所支援事業所から支援を受けた費用として，市町村が支出する費用の一部を負担することにより障害児の福祉の向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害児通所給付事業 ((1)～(4)平成 24 年度～，(5)平成 30 年度～)	市町村	(1) 児童発達支援 障害児につき，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の便宜を供与する。 (2) 放課後等デイサービス 就学している障害児につき，授業の終了後又は休業日に生活能力の向上に必要な訓練，社会との交流促進等の便宜を供与する。 (3) 保育所等訪問支援 保育所等に通う障害児につき，当該施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する。 (4) 障害児相談支援 障害児の心身の状況，環境，障害児通所支援の利用に関する意向，その他事情を勘案し，利用する障害児通所支援の種類等を定めた計画の策定等を行う。 (5) 居宅訪問型児童発達支援 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対して，当該障害児の居宅を訪問し，日常生活における基本的動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練などを行う。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害児通所給付事業	千円 5,744,459	千円 4,638,848	% 123.8	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
障害児通所給付事業	実施市町村 43 市町村(見込み)	実施市町村 43 市町村	実施市町村 43 市町村

事業名	障害児施設給付費等事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

心身に障害のある児童が指定障害児入所施設等から支援を受けた際に、その施設支援に要した費用の一部を給付し、当該児童の育成を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害児施設給付費等事業（平成 18 年度～）	県	- 障害児が入所施設から支援等を受けた際に必要となる費用について、障害児施設給付費及び障害児施設医療費を負担する。 - 要保護児童を入所施設に措置した際に当該児童の育成等に必要となる費用（施設の運営費）について、障害児入所措置費を負担する。	国 1/2 県 1/2
児童福祉法施行事務費（平成 18 年度～）	県	国民健康保険連合会等による医療費審査に係る手数料の支払いや障害児入所施設に対する指導監査等を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害児施設給付費等事業	千円 918,458	千円 933,203	% 98.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
障害児施設給付費等事業	給付費等の対象となる障害児入所施設 18（見込み）	給付費等の対象となる障害児入所施設 18	給付費等の対象となる障害児入所施設 18

事業名	児童発達支援利用者負担軽減対策事業
-----	-------------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

認定こども園・保育所に通園しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を助成することにより、早期療育の機会の確保と若い世帯を中心とした保護者の経済的負担の軽減を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
児童発達支援利用者負担軽減対策事業(平成19年度～)	市町村	(1) 対象者 児童発達支援を利用する就学前障害児のうち、保育所等と併行通園している児童 (2) 給付額 1日の利用者負担金のうち、300円を超える分を補助する。(月9日を限度とする。)	県 1/2 市町村 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	千円 4,499	千円 4,505	% 99.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
児童発達支援利用者負担軽減対策事業	実施市町村 26市町村 (見込み)	実施市町村 27市町村	実施市町村 26市町村

事業名	障害福祉施設整備事業
-----	------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

社会福祉法人等が実施する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の整備に係る費用の一部を補助し、障害者(児)の福祉の増進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①障害福祉施設整備事業(昭和42年度～)	社会福祉法人等	障害者(児)福祉の増進を図るために、社会福祉施設等に対して障害福祉サービス事業所等の整備に要する費用の一部を補助する。	国 1/2 県 1/4 法人 1/4
②社会福祉施設等整備費指導監督事務費(昭和42年度～)	県	施設整備を実施する社会福祉法人等に対し指導及び検査等を実施する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①障害福祉施設整備事業	千円 86,754	千円 0	% 皆増	
②社会福祉施設等整備費指導監督事務費	176	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①障害福祉施設整備事業	・地域生活支援拠点(児童発達支援、放課後等デイサービス) 創設：1 ・児童発達支援 創設：1 ・障害者支援施設 大規模修繕：1	・地域生活支援拠点(共同生活援助、短期入所) 創設：1 ・共同生活援助 創設：1 ・生活介護 創設：1 すべて5年度補正予算で計上し、6年度へ繰越	・障害者支援施設 大規模修繕：1 改築：1(5年度へ繰越)

事業名	重度心身障害者医療費助成事業
-----	----------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し、市町村が助成する経費の一部を補助する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
重度心身障害者医療費助成制度(昭和49年度～)		重度心身障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し、市町村が助成する経費の一部を補助する。	
①医療費及び証明手数料	市町村		県 1/2 市町村 1/2
②事務費	県	市町村事務に対する指導経費	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①医療費及び証明手数料	千円 2,656,346	千円 2,220,188	% 119.6	
②事務費	184	222	82.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①医療費及び証明手数料	県補助額 2,656,346 千円 助成延べ件数 1,102,290 件 受給者数 (見込) 40,134 人	県補助額 2,097,940 千円 助成延べ件数 878,722 件 受給者数 38,468 人	県補助額 2,044,133 千円 助成延べ件数 900,371 件 受給者数 40,252 人

事業名	障害者介護給付事業事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

1 目 的

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護，短期入所，生活介護，療養介護，施設入所支援，同行援護等）に係る費用として市町村が支出する費用の一部を負担する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 居宅介護等事業 (平成 19 年度～)	市 町 村	(1) 居宅介護 身体介護，通院介助（身体介護を伴う），家事援助，通院介助（身体介護を伴わない），通院等乗降介助 (2) 重度訪問介護 身体介護，家事援助，見守り等支援及び外出時における移動中の介護が比較的長期にわたり継続的に提供される支援する。 (3) 行動援護 障害者等（知的障害・精神障害）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護，排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。 (4) 重度障害者等包括支援 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，生活介護，短期入所，共同生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援を包括的に提供する。	国 1/2 県 1/4 市 町 村 1/4
② 短期入所事業 (平成 19 年度～)	同上	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき，当該施設に短期間の入所をさせ，入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。	同上
③ 生活介護事業 (平成 19 年度～)	同上	障害者支援施設等において主に昼間において行われる入浴，排せつ又は食事の介護，創作的活動又は生産的活動の機会の提供等身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。	同上
④ 療養介護事業 (平成 18 年度～)	同上	医療と常時介護を必要とする障害者に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行う。	同上
⑤ 施設入所支援事業 (平成 19 年度～)	同上	障害者支援施設等において主に夜間において，入浴，排せつ又は食事の介護を行う。	同上
⑥ サービス利用計画 作成費助成事業 (平成 19 年度～)	同上	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業者が，障害福祉サービス利用に先立ち，本人の意向を踏まえた全体的な計画を作成し，サービス提供事業者が作成する個別支援計画に反映する。	同上

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
⑦同行援護事業 (平成 23 年度～)	同上	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。	同上
⑧障害福祉サービス等報酬専門指導員設置事業 (平成 28 年度～)	県	障害福祉サービスや障害児通所支援・入所支援に係る報酬関係事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に、障害福祉課内に「障害福祉サービス等報酬専門指導員」を設置する。	県 10/10
⑨利用者負担軽減事業 (平成 30 年度～)	市町村	65 歳に至るまで長期間障害福祉サービスを利用していた一定の要件を満たす高齢障害者に対し介護保険サービスの利用者負担分を償還する。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予算

事業区分	県予算額			備考
	6 年度当初	5 年度当初	対前年比	
	千円	千円	%	
① 居宅介護等事業	1, 173, 165	1, 211, 097	96. 9	
② 短期入所事業	185, 229	167, 015	110. 9	
③ 生活介護事業	4, 169, 441	4, 032, 657	103. 4	
④ 療養介護事業	541, 102	531, 765	101. 8	
⑤ 施設入所支援事業	1, 363, 683	1, 330, 414	102. 5	
⑥ サービス利用計画作成費助成事業	268, 858	263, 149	102. 2	
⑦ 同行援護事業	139, 380	137, 659	101. 3	
⑧ 障害福祉サービス等報酬専門員設置事業	3, 370	2, 886	116. 8	
⑨ 利用者負担軽減事業	3, 145	2, 795	112. 5	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
① 居宅介護等事業	41 市町村	41 市町村	42 市町村
② 短期入所事業	39 市町村	39 市町村	40 市町村
③ 生活介護事業	42 市町村	42 市町村	42 市町村
④ 療養介護事業	39 市町村	39 市町村	39 市町村
⑤ 施設入所支援事業	42 市町村	42 市町村	42 市町村
⑥ サービス利用計画作成費助成事業	43 市町村	43 市町村	43 市町村
⑦ 同行援護事業	29 市町村	29 市町村	27 市町村
⑧ 障害福祉サービス等報酬専門員設置事業	障害福祉サービス等報酬専門員 (1 名)	障害福祉サービス等報酬専門員 (1 名)	障害福祉サービス等報酬専門員 (1 名)
⑨ 利用者負担軽減事業	19 市町村	19 市町村	18 市町村

事業名	障害者訓練等給付事業
-----	------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

1 目 的

障害福祉サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援）を利用する障害者に対して市町村が支出する費用の一部を負担する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 自立訓練事業 (平成 19 年度～)	市 町 村	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
② 就労移行支援事業 (平成 19 年度～)	同上	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	同上
③ 就労継続支援事業 (平成 19 年度～)	同上	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	同上
④ 共同生活援助事業 (平成 19 年度～)	同上	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	同上
⑤ 自立生活援助事業 (平成 30 年度～)	同上	一人暮らしに必要な理解力等を補うため、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う。	同上
⑥ 就労定着支援事業 (平成 30 年度～)	同上	一般就労に移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	同上

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
① 自立訓練事業	111,362	108,737	102.4	
② 就労移行支援事業	134,373	129,983	103.4	
③ 就労継続支援事業	3,978,773	3,486,155	114.1	
④ 共同生活援助事業	1,675,194	1,452,621	115.3	
⑤ 自立生活援助事業	4,046	6,615	61.2	
⑥ 就労定着支援事業	9,380	9,750	96.2	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 自立訓練事業	30 市町村	30 市町村	31 市町村
② 就労移行支援事業	28 市町村	28 市町村	33 市町村
③ 就労継続支援事業	42 市町村	42 市町村	42 市町村
④ 共同生活援助事業	42 市町村	42 市町村	42 市町村
⑤ 自立生活援助事業	6 市町村	6 市町村	5 市町村
⑥ 就労定着支援事業	21 市町	21 市町	23 市町村

事業名	障害者虐待防止対策事業
-----	-------------

(所管：障害福祉課 自立支援係)

1 目 的

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、県障害者権利擁護センターを運営するとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るための研修の実施と障害者虐待の防止及び障害者支援に関する普及啓発を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害者虐待防止対策事業 (平成 24 年度～)	県	(1) 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 (2) 国主催の指導者養成研修への参加 (3) 鹿児島県障害者権利擁護センターの運営 (4) 啓発リーフレット等の作成及び配布	国 1/2 県 1/2 ※(3) のみ県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害者虐待防止対策事業	千円 1,635	千円 1,636	% 99.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
障害者虐待防止対策事業	障害者虐待防止・権利擁護研修受講者 (1 回) 850 人 国主催の指導者養成研修への参加 3 人 権利擁護センターの運営 啓発リーフレットの作成・配付 1,300 部	障害者虐待防止・権利擁護研修受講者 (1 回) 504 人 国主催の指導者養成研修への参加 3 人 権利擁護センターの運営 啓発リーフレットの作成・配付 1,300 部	障害者虐待防止・権利擁護研修受講者 (1 回) 1,058 人 国主催の指導者養成研修への参加 3 人 権利擁護センターの運営 啓発リーフレットの作成・配付 1,500 部

事業名	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
-----	-----------------------

(所管：障害福祉課 施設支援係)

1 目 的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により，介護業務の負担軽減や感染症への対応等を図り，働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和2年度～）	社会福祉法人等	障害者支援施設等が介護負担の軽減や感染症への対応等を図るため，ロボット等を導入するための費用について支援を行う。	国 1/2 県 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	千円 7,610	千円 9,132	% 83.3	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	ロボット等導入 6施設・事業所 (見込み)	ロボット等導入 9施設・事業所	ロボット等導入 5施設・事業所

事業名	市町村地域障害児支援事業
-----	--------------

(所管：障害福祉課 療育支援係)

1 目 的

地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が行う保育所等への巡回支援専門員の整備等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図るために要する費用の一部を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
市町村地域障害児支援事業（令和6年度～）	市町村	(1) 巡回支援専門員整備 保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図るとともに、インクルージョンを推進する。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
		(2) 児童発達支援センターの機能強化 児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (鹿児島市 国 1/2 市 1/2)
		(3) 医療的ケア児等総合支援事業 医療的ケア児や重症心身障害児の地域での受け入れが促進されるよう、市町村の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
市町村地域障害児支援事業	千 9,921	千 —	% 皆増	令和5年度は市町村地域生活支援事業

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
市町村地域障害児支援事業	実施市町村 6市町 (見込み)	—	—

事業名	障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業
-----	------------------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

障害者の方々が安心して暮らせる鹿児島づくりを進めるため、障害者の方々やその家族等との意見交換会を、地域ごとに開催する。

また、保健福祉部長を本部長とした「障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進本部」を設置し、地域ごとの意見交換会で出された意見をもとに、障害者の支援に向けた協議・調整を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業(令和2年度～)	県	(1) 地域意見交換会の開催 地域振興局・支庁・離島事務所単位で、障害者やその家族等との意見交換会を開催する。 (2) 障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進本部の設置及び開催 意見交換会において出された意見をもとに、障害者の支援に向けた協議・調整を行うため、保健福祉部長を本部長とする推進本部を設置・開催する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業	1,596 千円	1,625 千円	98.2%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
障害者が安心して暮らせる鹿児島づくり推進事業	(1)意見交換会の開催(5月) ・県内9か所で開催 ・参加者は約100名 (2)推進本部の設置及び開催 ・本部会議開催(8月)予定	(1)意見交換会の開催(5月) ・県内10か所で開催 ・参加者は計95名 (2)推進本部の設置及び開催 ・本部会議開催(8月)	(1)意見交換会の開催(5月) ・県内9か所で開催 ・参加者は計76名 (2)推進本部の設置及び開催 ・本部会議開催(9月)

事業名	パーキングパーミット制度推進事業
-----	------------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

身障者用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を発行し、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、必要な方のために駐車スペースを確保するパーキングパーミット制度を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
パーキングパーミット制度推進事業 (平成 21 年度～)	県	対象となる駐車場を有する事業所等（公共施設、病院、ショッピングセンター等）と県とで協定を締結するとともに、対象者への利用証の交付や県民への周知、パーキングパーミット制度推進員による事業所への協力依頼などを行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
パーキングパーミット制度推進事業	千円 7,079	千円 6,072	% 116.5%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
パーキングパーミット制度推進事業	・対象者への利用証交付 5,300 件（見込み） ・事業所等との協定締結 30 件（見込み） ・県HP等での広報 ・制度推進員（2 名）の設置（県庁障害者支援室、ハートピアかごしま）	・対象者への利用証交付 5,791 件 ・事業所等との協定締結 24 件 ・県HP等での広報 ・制度推進員（2 名）の設置（県庁障害者支援室、ハートピアかごしま）	・対象者への利用証交付 5,225 件 ・事業所等との協定締結 17 件 ・県HP等での広報 ・制度推進員（2 名）の設置（県庁障害者支援室、ハートピアかごしま）

事業名	福祉のまちづくり推進事業
-----	--------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に係る条例事務を行うとともに、事業者、県民等への広報啓発等を実施することにより、福祉のまちづくりを推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
福祉のまちづくり推進事業（平成9年度～）	県	広報啓発 ・福祉のまちづくり広報誌の作成 ・バリアフリー研修会の開催	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
福祉のまちづくり推進事業	千円 3,165	千円 3,041	% 104.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
福祉のまちづくり推進事業	1 福祉のまちづくり広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会の開催 (建築士等, 県下12地域)	1 福祉のまちづくり広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会の開催 (建築士等, 県下12地域)	1 福祉のまちづくり広報誌の作成 (5,000部×2回) 2 バリアフリー研修会の開催 (建築士等, 県下12地域)

事業名	市町村地域生活支援事業
-----	-------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、市町村が行う事業に要する費用の一部を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
市町村地域生活支援事業（平成19年度～）	市町村	(1) 必須事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 (2) 任意事業 市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
市町村地域生活支援事業	千円 191,187	千円 201,108	% 95.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
市町村地域生活支援事業	実施市町村数	実施市町村数	実施市町村数
	42市町村	42市町村	42市町村
	補助金額	補助金額	補助金額
	191,187千円	235,951千円	222,445千円

事業名	全国障害者スポーツ大会事業
-----	---------------

(所管：障害者支援室 地域生活支援係)

1 目 的

障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催される全国障害者スポーツ大会へ鹿児島県選手団を派遣する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
全国障害者スポーツ大会事業（平成13年度～）	県	全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 大会期日：令和6年10月26日(土)～28日(月) 場 所：佐賀県 競技種目：陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、団体競技	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
全国障害者スポーツ大会事業	千円 23,191	千円 55,148	% 42.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
全国障害者スポーツ大会事業	第23回全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 ・大会期日 令和6年10月26日(土)～28日(月) ・場所 佐賀県 ・派遣予定数 153名(選手94名, 役員59名)	特別全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 ・大会期日 令和5年10月28日(土)～30日(月) ・場所 鹿児島県 ・派遣実績数 467名(選手301名, 役員166名)	第22回全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣 ・大会期日 令和4年10月29日(土)～31日(月) ・場所 栃木県 ・派遣実績数 141名(選手74名, 役員90名)

事業名	重層的支援体制整備事業
-----	-------------

(所管：社会福祉課 地域福祉支援係)

1 目 的

地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から市町村による「重層的支援体制整備事業」および「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の実施を促し、市町村の包括的な支援体制の構築を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
重層的支援体制整備事業	市町村	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が行う高齢者や障害者など属性を問わない包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に係る費用を補助する。	別紙参照

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
重層的支援体制整備事業	千円 378,800	千円 —	% 皆増	令和6年度 新規事業

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
重層的支援体制整備事業	【重層的支援体制整備事業】 (5市町村) 鹿児島市, 鹿屋市, 中種子町, 大和村, 和泊町 ※ 移行準備事業は県負担がないため参考 【重層的支援体制整備事業への移行準備事業】 (7市町村) 日置市, いちき串木野市, 志布志市, 姶良市, 十島村, 龍郷町, 知名町	※ 移行準備事業は県負担がないため参考 重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村 (9市町村) ・鹿児島市, 鹿屋市, 志布志市, いちき串木野市, 中種子町, 大和村, 宇検村, 和泊町, 知名町	※ 移行準備事業は県負担がないため参考 重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村 (8市町村) ・鹿児島市, 鹿屋市, 志布志市, 中種子町, 大和村, 宇検村, 和泊町, 知名町

事業名	地域包括支援体制人材育成事業
-----	----------------

(所管：社会福祉課 地域福祉支援係)

1 目 的

各市町村において、重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の整備が、適正かつ円滑に行われるよう後方支援を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域包括支援体制 人材育成事業	県	複合化・複雑化した課題を的確に把握し、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員養成のための研修会を開催する。 併せて、これまで県で養成してきた各市町村の相談支援包括化推進員や、これから包括的支援に関わる幅広い人材を対象に、重層的支援体制の構築に向けた取組に必要な知識・技術の習得を図るとともに、取組課題に対する指導・助言を受ける機会を提供する。	国 3/4 県 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
地域包括支援体制 人材育成事業	千円 3,027	千円 3,289	% 92.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地域包括支援体制 人材育成事業	○ 委託先 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 ○ 実施地区 県内全域を対象 ○ 研修内容 ①基礎編(養成研修) ・ 各分野の基礎知識、共通知識の習得のための講義 ・ 関係機関等の連携による問題解決を図る演習 ・ 関係機関相互のネットワークづくり ②実践 (スーパーバイズ) 編 ・ 年に1回、各市町村の相談支援包括化推進員及び基礎編を受講した者等を対象に期待される役割、実践報告、分野別のグループワークなどの研修を実施する。	○ 委託先 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 ○ 実施地区 県内全域を対象 (北薩地域振興局、大隅地域振興局及び南薩地域振興局管内を中心に実施) ○ 受講者 ・ 95 名 (うち修了者 50 名) ○ 研修内容 ・ 各分野の基礎知識、共通知識の習得のための講義 ・ 関係機関等の連携による問題解決を図る演習 ・ 関係機関相互のネットワークづくり	○ 委託先 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 ○ 実施地区 始良・伊佐地域振興局管内、大島支庁管内 ○ 受講者数 ・ 始良伊佐：38 名 (うち修了者 26 名) ・ 大島：55 名 (うち修了者 28 名) ○ 研修内容 ・ 各分野の基礎知識、共通知識の習得のための講義 ・ 関係機関等の連携による問題解決を図る演習 ・ 関係機関相互のネットワークづくり

事業名	生活困窮者自立支援制度事業
-----	---------------

(所管：社会福祉課 地域福祉支援係)

1 目 的

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立促進を図るため、生活困窮者への相談対応や就労支援等を関係機関等と連携して包括的に行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①住居確保給付金支給事業 (平成 27 年度)	県	離職等により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者が安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給する。	国 3/4 県 1/4
②実施体制強化事業 (平成 27 年度)	県	県内の実施体制を強化するため、支援従事者を育成する研修の実施や、地域の実情に応じた生活困窮者の実態を把握し、支援の在り方を検討する官民連携によるプラットフォーム構築委員会を開催し、現状についての情報交換や今後の支援方策について検討を行う。	国 1/2 県 1/2
③包括的自立支援事業 (平成 29 年度)	県	就労や家計管理、子どもの学習等の包括的支援体制を県下に広げ、生活困窮者の自立を促進する。	国 3/4 県 1/4
		・自立相談支援事業	国 2/3
		・就労準備支援事業、一時生活支援事業 家計改善支援事業	県 1/3
		・子どもの学習・生活支援事業	国 1/2
		・アウトリーチ支援事業	県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①住居確保給付金事業	千円 738	千円 1,056	% 69.9	
②実施体制強化事業	744	756	98.4	
③包括的自立支援事業	105,025	112,260	93.6	
④生活困窮者自立支援機能強化事業	1,674	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①住居確保給付金支給事業	住居確保給付金の支給	同左 (6件 547,700円)	同左 (3件 432,400円)
②実施体制強化事業	生活困窮者自立支援制度従事者の育成研修や広域的な連携体制等を検討する協議会の開催	生活困窮者自立支援制度従事者の育成研修や広域的な連携体制等を検討する協議会を開催した。	生活困窮者自立支援制度従事者の育成研修や広域的な連携体制等を検討する協議会を開催した。
③包括的自立支援事業	就労や家計管理, 子どもの学習等の包括的支援体制を県下に広げ, 生活困窮者の自立を促進する。	就労や家計管理, 子どもの学習等の包括的支援を実施した。	就労や家計管理, 子どもの学習等の包括的支援を実施した。
④生活困窮者自立支援機能強化事業	自立相談支援機関の人員体制や環境の整備, 子どもの学習・生活支援事業のオンライン化等を進めることにより, 生活困窮者自立支援の機能強化を図る。	自立相談支援機関の人員体制や環境の整備, 子どもの学習・生活支援事業のオンライン化等を進めることにより, 生活困窮者自立支援の機能強化が図られた。	自立相談支援機関の人員体制や環境の整備, 子どもの学習・生活支援事業のオンライン化等を進めることにより, 生活困窮者自立支援の機能強化が図られた。

事業名	地域生活定着支援センター運営事業
-----	------------------

(所管：社会福祉課 地域福祉支援係)

1 目 的

高齢又は障害のある福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対し、必要となる福祉サービスの検討や関係機関との調整を行い、地域生活への円滑な移行を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域生活定着支援センター運営事業 (平成22年度～)	県	地域生活定着支援センターの設置・運営 (公益社団法人鹿児島県社会福祉士会への委託)	国 3/4 県 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
地域生活定着支援センター運営事業	冊 24,081	冊 24,085	% 99.9	

4 令和6年度実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地域生活定着支援センター運営事業	○ 委託先 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 ○ 業務の内容 ・コーディネート業務 ・フォローアップ業務 ・相談支援業務 ・被疑者等支援業務	○ 委託先 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 ○ 業務の内容 ・コーディネート業務 処理件数29件 (うち終了21件) ・フォローアップ業務 処理件数50件 (うち終了11件) ・相談支援業務 処理件数11件 (うち終了3件) ・被疑者等支援業務 (下半期実施) 処理件数0件 (うち終了0件) ※ 令和4年度継続件数を含む	○ 委託先 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 ○ 業務の内容 ・コーディネート業務 処理件数30件 (うち終了11件) ・フォローアップ業務 処理件数53件 (うち終了23件) ・相談支援業務 処理件数21件 (うち終了12件) ・被疑者等支援業務 (下半期実施) 処理件数3件 (うち終了3件) ※ 令和3年度継続件数を含む

事業名	緊急医師確保対策事業（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠（一部））
-----	-----------------------------------

（所管：医師・看護人材課
医師確保対策係）

1 目 的

将来，県内の産科・小児科の地域の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に修学資金を貸与する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
緊急医師確保対策事業（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠（一部））（平成 30 年度～）	県	将来，県内の産科・小児科の地域の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に修学資金を貸与する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
緊急医師確保対策事業（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠（一部））	千円 9,900	千円 12,600	% 78.6	継続貸与者減による事業費減

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
緊急医師確保対策事業（医師修学資金貸与事業 特定診療科枠（一部））	新規貸与：10 名 継続貸与：1 名	新規貸与：0 名 継続貸与：4 名	新規貸与：0 名 継続貸与：4 名

事業名	ひきこもり対策推進事業 (若者自立支援対策推進事業)
-----	-------------------------------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

1 目 的

「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりに関する相談対応や研修会の開催、普及啓発、情報発信を行い、ひきこもり対策の推進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ひきこもり対策推進事業（平成22年度）	県	ひきこもり本人及びその家族等を支援するため、ひきこもりコーディネーターによる相談支援等を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
ひきこもり対策推進事業	千円 9,769	千円 10,101	% 96.7	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ひきこもり対策推進事業	電話・面接等の実施 連絡協議会 年1回 普及啓発・情報発信	電話・面接等の実施 相談件数 728件 連絡協議会 年1回 普及啓発・情報発信	電話・面接等の実施 相談件数 567件 連絡協議会 年1回 普及啓発・情報発信

事業名	薬物乱用防止対策事業
-----	------------

(所管：薬務課 麻薬係)

1 目 的

覚醒剤・大麻等の薬物乱用は、依然として、高い水準で推移しているなど、憂慮すべき事態となっており、特に、青少年層を中心とした薬物乱用は、大きな社会問題となっている。

このため、薬物乱用の恐ろしさと弊害を広く県民に認識させるための啓発活動を行い、薬物乱用の撲滅を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
薬物乱用防止対策事業 (平成6年度～)	県	・薬物乱用防止指導員及び各種広報媒体を活用し、薬物乱用防止の普及啓発を行う。 ・薬物に関する相談指導業務の整備を図るために、精神保健福祉センターを中核機関と位置づけ、薬物乱用・依存者の早期発見と早期対応を図る。 ・薬物乱用防止指導員連合協議会・地区協議会を通じ地域に密着した的確で効果的な啓発活動を行う。 ・県内の中学生及びその他希望する学校の生徒を対象とした薬物乱用防止啓発教育を県薬剤師会に委託し、実施する。 ・シンナー等取扱業者に対して、保管管理指導を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
薬物乱用防止対策事業	3,019 千円	3,011 千円	100.3 %	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
薬物乱用防止対策事業	・各種会議・講習会の開催 ・薬物乱用防止指導員の日常活動を通じた啓発 ・薬物乱用問題に係る相談受付 ・啓発資材の配布 ・街頭キャンペーンの実施 ・大学生等への出前講座の実施 ・中学生等に対する啓発教育の実施 ・シンナー等取扱業者への保管管理指導	・各種会議・講習会の開催 ・薬物乱用防止指導員の日常活動を通じた啓発 ・薬物乱用問題に係る相談受付 ・啓発資材の配布 ・街頭キャンペーンの実施 ・大学生等への出前講座の実施 ・中学生等に対する啓発教育の実施 ・シンナー等取扱業者への保管管理指導	・各種会議・講習会の開催 ・薬物乱用防止指導員の日常活動を通じた啓発 ・薬物乱用問題に係る相談受付 ・啓発資材の配布 ・街頭キャンペーンの実施 ・大学生等への出前講座の実施 ・中学生等に対する啓発教育の実施 ・シンナー等取扱業者への保管管理指導

5 その他参考事項

(1) 鹿児島県のシンナー等乱用検挙補導状況 (県警人身安全・少年課, 組織犯罪対策課調べ)

年 別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
少 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成 人	1	2	6	3	1	1	3	1	1	4	0	0
計	1	2	6	3	1	1	3	1	1	4	0	0

(2) 鹿児島県の覚醒剤事犯検挙状況 (県警組織犯罪対策課調べ)

年 別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
件数(件)	56	75	63	63	77	56	42	63	39	31	31	23
人員(人)	48	57	44	48	57	41	30	37	24	25	25	13

事業名	危険ドラッグ事業
-----	----------

(所管：薬務課 麻薬係)

1 目 的

危険ドラッグは人体に大きな影響を与えるとともに、事件・事故を誘発するきわめて危険な薬物であることを県民に広く認識してもらうため普及啓発を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
危険ドラッグ対策事業 (平成 27 年度～)	県	・危険ドラッグの有害性を広報するための資料を作成し配布を行う。 ・広く県民へ危険ドラッグの有害性を広報するためシンポジウムを開催する。 ・学校、各種会合での危険ドラッグ乱用防止のための講習を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
危険ドラッグ対策事業	千円 2,224	千円 2,668	% 98.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
危険ドラッグ対策事業	・啓発資料の作成, 配布 ・シンポジウム等の開催 ・講習等の実施 ・SNS 等による啓発	・啓発資料の作成, 配布 ・セミナーの実施 ・講習等の実施 ・SNS 等による啓発	・啓発資料の作成, 配布 ・セミナーの実施 ・SNS 等による啓発

事業名	健康寿命延伸総合対策事業
-----	--------------

(所管：健康増進課
健康増進栄養係、疾病対策係)

1 目 的

循環器病をはじめとする生活習慣病及びロコモティブシンドロームの発症・重症化を予防し、県民の健康寿命の延伸を図るため、関係団体や産業界と連携して、県民の生活習慣の改善や健康づくりを支援する社会環境の整備を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 健康かごしま 21 推進協議会 (平成 13 年度～)	県	効果的・効率的な健康づくり施策や地域・職域・学域保健の連携方策等について、健康関連団体と協議する。	国 1/2 県 1/2
2 メタボリックシンドローム予防対策事業 (平成 13 年度～)	県	肥満や糖尿病等の生活習慣病を予防・改善するため、関係団体と連携して、生活習慣の改善や健診受診率の向上を図るための普及啓発等を行う。	国 1/2 県 1/2
3 健康づくりを支援する社会環境整備事業 (平成 13 年度～)	県	産業界等と連携し、かごしま食の健康応援店やたばこの煙のないお店の登録拡大、受動喫煙防止対策の推進、職場ぐるみの健康づくりの推進など、社会全体で県民の健康づくりを支援する環境整備を図る。	国 1/2 県 1/2
4 慢性腎臓病特別対策事業 (平成 13 年度～)	県	県民を対象とした講演会の開催や医療関係者を対象とした研修等の実施により、広く慢性腎臓病（CKD）に関する正しい知識の普及・啓発や、CKD対策に必要な人材の育成等を図る。	国 1/2 県 1/2
5 アレルギー疾患対策事業 (平成 13 年度～)	県	アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備を進めるとともに、正しい知識の普及や必要な人材の育成等を図るため、研修会等を実施する。	国 1/2 県 1/2
6 循環器病対策推進事業 (令和 4 年度～)	県	循環器病が県民の疾病による死亡・介護の主要な原因であることを鑑み、各種関係機関と協働で総合的な循環器病対策を推進するため、研修会等を実施する。	国 1/2 県 1/2

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
7 地域版日本健康 会議開催事業 (令和6年度)	県	「健康かごしま 21」の効果的な周知と県民の健康増進を推進するため、地域版日本健康会議を開催する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
1 健康かごしま 21 推進協議会	1,438	1,439	99.9	
2 メタボリックシ ンドローム予防対 策事業	2,363	2,489	94.9	
3 健康づくりを支 援する社会環境整 備事業	3,184	3,026	105.2	
4 慢性腎臓病特別 対策事業	505	505	100.0	
5 アレルギー疾患 対策事業	943	1,028	91.7	
6 循環器病対策推 進事業	3,245	3,289	98.7	
7 地域版日本健会 議開催事業	826	—	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 健康かごしま 21 推進協議会	・健康かごしま 21 推進協議会の開催 1 回 ・地域・職域・学域連携推進委員会の開催 1 回 ・健康かごしま 21 地域推進協議会の開催 9 地域 10 回 ・市町村健康増進計画策定支援	・健康かごしま 21 推進協議会の開催 3 回 ・地域・職域・学域連携推進委員会の開催 3 回 ・健康かごしま 21 地域推進協議会の開催 9 地域 10 回 ・市町村健康増進計画策定支援 ・次期健康かごしま 21 策定	・健康かごしま 21 推進協議会の開催 1 回 ・地域・職域・学域連携推進委員会の開催 1 回 ・健康かごしま 21 地域推進協議会の開催 9 地域 10 回 ・市町村健康増進計画策定支援
2 メタボリックシンドローム予防対策事業	・かごしま健康イエローカードキャンペーンの展開 〔強化月間（10 月）の主な取組〕 ・普及啓発用動画を作成し、大型ビジョンや SNS 等で配信	・かごしま健康イエローカードキャンペーンの展開 〔強化月間（10 月）の主な取組〕 ・ポスター等の作成 ・地域健康づくり推進事業の実施	・かごしま健康イエローカードキャンペーンの展開 〔強化月間（10 月）の主な取組〕 ・ポスター等の作成 ・地域健康づくり推進事業の実施
3 健康づくりを支援する社会環境整備事業	・「かごしま食の健康応援店」の拡大等 ・「たばこの煙のないお店」の拡大 ・「職場の健康づくり賛同事業所」の拡大・支援	・「かごしま食の健康応援店」の拡大等 ・「たばこの煙のないお店」の拡大 ・「職場の健康づくり賛同事業所」の拡大・支援	・「かごしま食の健康応援店」の拡大等 ・「たばこの煙のないお店」の拡大 ・「職場の健康づくり賛同事業所」の拡大・支援
4 慢性腎臓病特別対策事業	・対策協議会の開催 1 回 ・県民向け講演会の開催 1 回 ・医療機関等を対象とした研修の実施 2 回	— — ・医療機関等を対象とした研修の実施 1 回	・対策協議会の開催 1 回 — ・医療機関等を対象とした研修の実施 1 回

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
5 アレルギー疾患 対策事業	・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布 ・対策協議会の開催 1回 ・県民向け講演会の開催 1回 ・医療関係者を対象とした研修の実施 1回 ・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布	・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布 — — ・医療関係者を対象とした研修の実施 1回 ・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布	・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布 ・対策協議会の開催 1回 — ・医療関係者を対象とした研修の実施 1回 ・広報媒体を活用した普及啓発，リーフレットの作成・配布
6 循環器病対策推進事業	・医療関係者向け循環器病対策研修会の開催 2回 ・普及啓発用動画を作成し，大型ビジョンやSNS等で配信 ・循環器病対策推進協議会の開催 1回	・医療関係者向け循環器病対策研修会の開催 2回 ・啓発用ポスター，チラシの作成・配布 ・循環器病対策推進協議会の開催 1回 ・次期循環器病対策推進計画の策定	・医療関係者向け循環器病対策研修会の開催 2回 ・啓発用ポスター，チラシの作成・配布 ・循環器病対策推進協議会の開催 1回
7 地域版日本健康 会議開催事業	・地域版日本健康会議の開催	—	—

事業名	がん対策総合推進事業
-----	------------

(所管：健康増進課　がん対策・歯科保健係)

(所管：感染症対策課　感染症保健予防係)

1 目 的

がん対策・がん医療の均てん化等を総合的かつ計画的に推進するため、関係団体と連携してがん予防の普及啓発やがんの早期発見・早期治療等の促進を図るとともに、がん医療提供体制の整備等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① がん克服総合推進事業 (平成 19 年度)	県 (一部市町村)	がん予防の推進, がん医療の均てん化及びがんの早期発見・早期治療等の促進を図る。	国 1/2 県 1/2 (一部県 10/10 等)
② がん医療提供体制緊急整備事業 (平成 20 年度)	病院	がん医療均てん化の推進を図るため, 地域がん診療連携拠点病院等の体制整備に要する経費の一部を助成する。	国 1/2 県 1/2
③ 若年末期がん患者に対する療養支援事業 (平成 30 年度)	市町村	若年者の末期がん患者及び家族の身体的, 経済的な負担の軽減を図り, 安心して在宅療養ができるよう, 支援する。	県 4.5/10 市町村 4.5/10 患者 1/10
④ HTLV-1 等母乳を介する母子感染対策推進事業 (令和元年度)	県	母乳を介する母子感染を防ぐため, ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) 等の抗体陽性妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部を助成する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① がん克服総合推進事業	千円 27,311	千円 24,835	% 110.0	
② がん医療提供体制緊急整備事業	48,000	48,000	100.0	
③ 若年末期がん患者に対する療養支援事業	574	1,046	54.9	

事業区分	県予算額			備考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
④ HTLV-1 等母乳を介する 母子感染対策推進事業	千円 1,703	千円 1,730	% 98.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① がん克服総合推進事業	・がん対策推進協議会の開催 ・がん予防の普及啓発 ・がん検診均てん化研修会の開催 ・がん登録情報活用促進事業の実施 ・HTLV-1 対策推進事業の実施 ・女性特有の疾患に関する普及啓発 ・がん患者相談・支援事業 ・肺がん等予防普及啓発 ・がん患者アピアランスケア支援事業 ・がん理解促進事業	・がん対策推進協議会の開催 ・がん予防の普及啓発 ・がん検診均てん化研修会の開催 ・がん登録情報活用促進事業の実施 ・HTLV-1 対策推進事業の実施 ・女性特有の疾患に関する普及啓発 ・がん患者相談・支援事業 ・肺がん等予防普及啓発 ・がん患者ウィッグ購入費助成事業 ・がん理解促進事業 ・次期がん対策推進計画策定	・がん対策推進協議会の開催 ・がん予防の普及啓発 ・がん検診均てん化研修会の開催 ・がん登録情報活用促進事業の実施 ・HTLV-1 対策推進事業の実施 ・女性特有の疾患に関する普及啓発 ・がん患者相談・支援事業 ・肺がん等予防普及啓発 ・がん患者ウィッグ購入費助成事業 ・がん理解促進事業
② がん医療提供体制緊急整備事業	・地域がん診療連携拠点病院等の体制整備に要する経費の一部助成	・地域がん診療連携拠点病院等の体制整備に要する経費の一部助成	・地域がん診療連携拠点病院等の体制整備に要する経費の一部助成
③ 若年末期がん患者に対する療養支援事業	・若年者の末期がん患者及び家族が安心して在宅療養ができるよう費用の一部助成	・若年者の末期がん患者及び家族が安心して在宅療養ができるよう費用の一部助成	・若年者の末期がん患者及び家族が安心して在宅療養ができるよう費用の一部助成

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
④ HTLV-1 等母乳を介する母子感染対策推進事業	・ HTLV-1 等の抗体陽性妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部を助成	・ HTLV-1 等の抗体陽性妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部を助成	・ HTLV-1 等の抗体陽性妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部を助成

事業名	歯科口腔保健推進事業
-----	------------

(所管：健康増進課 がん対策・歯科保健係)

1 目 的

県民全体の歯科口腔保健の向上を図るため、歯科保健事業の推進体制の整備や、県民に対する適切な歯科保健知識の普及啓発を行うほか、乳幼児に対するむし歯予防等の取組や歯科と内科など多職種が連携した在宅歯科医療の体制整備を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 歯科口腔保健意識啓発事業 (平成 25 年度)	県	適切な歯科保健知識の普及啓発を図り、歯及び口腔の健康づくりを推進する。 ・ 8020 運動推進員活動支援事業 ・ フッ化物洗口推進支援事業 ・ 多職種連携によるオーラルフレイル対策推進事業	国 1/2 県 1/2 (一部国 10/10)
② 歯科口腔保健実践指導事業 (平成 25 年度)	県	難病患者等に対する専門的な歯科保健事業や成人期への普及啓発の強化を図り、県民全体の歯科保健の向上を図る。 ・ 訪問口腔保健指導 ・ 成人期の歯科口腔保健対策事業 ・ 地域歯科保健向上実践事業	国 10/10 (一部県 10/10)
③ 口腔保健支援センター運営事業 (令和元年度)	県	歯と口の健康づくりを総合的に推進するため、歯科医療関係者、市町村等に対する専門的な支援や情報提供等を行う「口腔保健支援センター」を設置し、各種施策を実施する。 ・ 歯科口腔保健推進協議会 ・ 地域歯科口腔保健推進会議 ・ 行政歯科衛生士等研修会	県 1/2 国 1/2
④ 多職種連携による口腔ケア体制整備事業 (令和元年度)	病院	入院患者に対し口腔管理や専門的な口腔ケアを実施し、在宅まで切れ目のない支援を行う体制を医療機関で構築する。	県 1/2 病院 1/2

3 予 算

事 業 区 分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 歯科口腔保健意識啓 発事業	千円 2,246	千円 2,247	% 99.9	
② 歯科口腔保健実践指 導事業	1,880	1,880	100.0	
③ 口腔保健支援センタ ー運営事業	3,423	2,943	116.3	
④ 多職種連携による口 腔ケア体制整備事業	703	703	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事 業 区 分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
① 歯科口腔保健意 識啓発事業	8020 運動推進員活 動支援事業 8020 運動推進員 研修会 - フッ化物洗口推進 支援事業 施設職員及び保 護者に対する説明 会及び歯科専門職 の派遣 - 多職種連携による オーラルフレイル 対策推進事業 オーラルフレイ ルの普及啓発を図 るため、検討会及び 多職種を対象とし た研修会の開催	8020 運動推進員活 動支援事業 8020 運動推進員 研修会 - フッ化物洗口推進支 援事業 施設職員及び保 護者に対する説明 会及び歯科専門職 の派遣 - オーラルフレイルを 通じた介護予防人 材育成推進事業 オーラルフレイ ルの普及啓発を図 るため、検討会及び 人材育成研修会の 開催	8020 運動推進員活 動支援事業 8020 運動推進員 研修会 - フッ化物洗口推進支 援事業 施設職員及び保 護者に対する説明 会及び歯科専門職 の派遣 - オーラルフレイルを 通じた介護予防人 材育成推進事業 オーラルフレイ ルの普及啓発を図 るため、検討会及び 人材育成研修会の 開催

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
② 歯科口腔保健実践指導事業	・訪問口腔保健指導 ・成人期の歯科口腔保健対策事業 - 県内の事業所等へ対し、歯科口腔保健に関する情報提供、健康教育の実施 ・地域歯科保健向上実践事業 - 地域の実情に応じた検討会や研修会の実施	・訪問口腔保健指導 ・成人期の歯科口腔保健対策事業 - 県内の事業所等へ対し、歯科口腔保健に関する情報提供、健康教育の実施 ・地域歯科保健向上実践事業 - 地域の実情に応じた検討会や研修会の実施	・訪問口腔保健指導 ・成人期の歯科口腔保健対策事業 - 県内の事業所等へ対し、歯科口腔保健に関する情報提供、健康教育の実施 ・地域歯科保健向上実践事業 - 地域の実情に応じた検討会や研修会の実施
③ 口腔保健支援センター運営事業	・歯科口腔保健推進協議会 ・地域歯科口腔保健推進会議 ・行政歯科衛生士等研修会 ・九州各県・政令市歯科保健主管課長会議 ・(国) 歯科疾患実態調査	・歯科口腔保健推進協議会 ・地域歯科口腔保健推進会議 ・行政歯科衛生士等研修会 ・九州各県・政令市歯科保健主管課長会議 ・次期歯科口腔保健計画策定	・歯科口腔保健推進協議会 ・地域歯科口腔保健推進会議 ・行政歯科衛生士等研修会 ・九州各県・政令市歯科保健主管課長会議 ・県民の歯科口腔保健実態調査 ・(国) 歯科疾患実態調査
④ 多職種連携による口腔ケア体制整備事業	・地域包括ケア推進に資する会議等の開催 ・歯科衛生士による院内患者に対する口腔ケアの実施 ・医療、介護等の多職種に対する研修	・地域包括ケア推進に資する会議等の開催 ・歯科衛生士による院内患者に対する口腔ケアの実施 ・医療、介護等の多職種に対する研修	・地域包括ケア推進に資する会議等の開催 ・歯科衛生士による院内患者に対する口腔ケアの実施 ・医療、介護等の多職種に対する研修

事業名	国民健康保険事業（国保特別会計）	（所管：国民健康保険課 国保財政係） （所管：国民健康保険課 国保指導係）
-----	------------------	--

1 目 的

平成 30 年度から県が国民健康保険制度の財政の責任主体となったことに伴い、国保保険給付費等交付金の交付，支払基金への支払い，国保ヘルスアップ支援事業等を行い，国民健康保険制度の安定化を図る。

2 内 容

事業区分（開始年度）	事業主体	事業内容	負担区分
1 国保保険給付費等交付金交付事業（平成 30 年度）			
(1) 普通交付金	市町村	市町村が負担する療養の給付等に要した費用等について，交付金を交付する。	国，県，市町村財源ごとの積算による。
(2) 特別交付金			
① 国特別調整交付金分	市町村	市町村の特殊事情による財政面の不均衡を調整するため，その原因となる特別な事情を考慮して交付する。	国 10/10
② 保険者努力支援制度分	市町村	医療費適正化の取組や国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能を発揮する観点から，客観的な指標に基づき交付金を交付する。	国 10/10
③ 県繰入金分（2 号分）	市町村	市町村の特殊事情に応じた，市町村国保財政安定化のために必要な取組等に対し，交付する。	県 10/10
④ 特定健康診査等負担金分	市町村	高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条及び第 24 条に基づき市町村国保が実施する，特定健康診査及び特定保健指導に要した費用の一部を負担する。	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
2 支払基金支出事業（平成 30 年度）	県	後期高齢者支援金，前期高齢者納付金，介護納付金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付する。	国，県，市町村財源ごとの積算による。

事業区分 (開始年度)	事業主体	事業内容	負担区分
3 保険者業務事業 (平成 30 年度)	県	国保新制度移行に伴う県の保険者業務 (財政運営に係る事務及び市町村等との協議等)を行う。	県 10/10
4 国保ヘルスアップ支援事業 (平成 30 年度)	県	市町村が実施する国保保健事業の更なる基盤整備等を目的に、糖尿病重症化予防、適正服薬支援等に取り組み、連携体制の構築や人材育成研修会の開催を行い、被保険者の自発的な生活習慣の改善等を促す。	国 10/10
5 国保運営協議会 運営事業 (平成 30 年度)	県	国保法に基づく審議機関である「県国保運営協議会」を運営する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
1 国保保険給付費 等交付金交付事業				
(1) 普通交付金	148,636,225	147,465,587	100.8	
(2) 特別交付金				
① 国特別調整 交付金分	3,410,302	3,721,533	91.6	
② 保険者努力 支援制度分	1,073,090	1,071,476	100.2	
③ 県繰入金分 (2号分)	1,012,230	1,117,026	90.6	
④ 特定健康診 査等負担金分	483,068	492,202	98.1	
2 支払基金支出事 業	30,523,145	30,564,794	99.9	
3 保険者業務事業	4,048	3,951	102.5	

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
4 国保ヘルスアップ支援事業	千円 141,464	千円 124,014	% 114.1	
5 国保運営協議会運営事業	875	863	101.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
1 国保保険給付費等交付金交付事業			
(1) 普通交付金	市町村が保険給付に要した費用を全額交付	市町村が保険給付に要した費用を全額交付	市町村が保険給付に要した費用を全額交付
(2) 特別交付金			
① 国特別調整交付金分	国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して交付	国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して交付	国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して交付
② 保険者努力支援制度分	市町村ごとに評価指標に基づき算出された額等を交付	市町村ごとに評価指標に基づき算出された額等を交付	市町村ごとに評価指標に基づき算出された額等を交付
③ 県繰入金分（2号分）	市町村の特殊事情に応じた、市町村国保財政安定化のために必要な取組等に対して交付	市町村の特殊事情に応じた、市町村国保財政安定化のために必要な取組等に対して交付	市町村の特殊事情に応じた、市町村国保財政安定化のために必要な取組等に対して交付
④ 特定健康診査等負担金分	市町村が特定健康診査及び特定保健指導に要した費用の一部を交付	市町村が特定健康診査及び特定保健指導に要した費用の一部を交付	市町村が特定健康診査及び特定保健指導に要した費用の一部を交付
2 支払基金支出事業	支払基金に各種納付金等を支払う。	支払基金に各種納付金等を支払う。	支払基金に各種納付金等を支払う。

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
3 保険者業務事業	県の保険者業務(財政運営に係る事務及び市町村等との協議等)を行う。	県の保険者業務(財政運営に係る事務及び市町村等との協議等)を行う。	県の保険者業務(財政運営に係る事務及び市町村等との協議等)を行う。
4 国保ヘルスアップ支援事業	(1) ICT を活用した健康づくり推進事業 - 健康アプリを導入し, 個人の健診結果等の健康情報を見える化 (2) 糖尿病重症化予防対策事業 - 医師会等との連携体制の構築 - 人材育成研修会の開催:【多職種向け】3地区(予定) (3) 糖尿病重症化予防に係る人材育成事業 - 市町村が実施する糖尿病重症化予防事業従事者に対する研修会の開催: 3地区(予定) (4) 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業 - 歯科衛生士の登録制度を運用 - 研修会の開催: 1地区 - モデル事業の実施	(1) ICT を活用した健康づくり推進事業 - ICT 機器を用いた保健指導の実施 (2) 糖尿病重症化予防対策事業 - 医師会等との連携体制の構築 - 人材育成研修会の開催:【多職種向け】3地区 (3) 糖尿病重症化予防に係る人材育成事業 - 市町村が実施する糖尿病重症化予防事業従事者に対する研修会の開催: 4地区 (4) 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業 - 歯科衛生士の登録制度を運用 - 研修会の開催: 1地区 - モデル事業の実施	(1) ICT を活用した健康づくり推進事業 - ICT 機器を用いた保健指導の実施 (2) 糖尿病重症化予防対策事業 - 医師会等との連携体制の構築 - 人材育成研修会の開催:【多職種向け】3地区 (3) 糖尿病重症化予防に係る人材育成事業 - 市町村が実施する糖尿病重症化予防事業従事者に対する研修会の開催: 4地区 (4) 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業 - 歯科衛生士の登録制度を運用 - 研修会の開催: 1地区 - モデル事業の実施

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
5 国保運営協議会 運営事業	(5) 適正服薬支援事業 ・重複, 多剤に係るおくすり相談窓口の設置 ・健康祭りでの相談ブースの設置 ・モデル事業の実施	(5) 適正服薬支援事業 ・重複, 多剤に係るおくすり相談窓口の設置 ・健康祭りでの相談ブースの設置 ・モデル事業の実施	(5) 骨折・骨粗しょう症重症化予防事業 ・医療費・骨折リスクの分析 ・研修会の開催: 1地区及びモデル市町村 ・モデル事業の実施
	(6) 健康づくり普及啓発事業 ・健康の保持増進に係る市町村への研修会, 健康意識の向上及び行動変容の促進に資する広報の実施	(6) 健康づくり普及啓発事業 ・健康の保持増進に係る市町村への研修会, 健康意識の向上及び行動変容の促進に資する広報の実施	(6) 健康づくり普及啓発事業 ・健康の保持増進に係る市町村への研修会, 健康意識の向上及び行動変容の促進に資する広報の実施
	(7) 医療費適正化促進事業 ・KDB データ等の分析結果に基づく重点疾病の把握及び要因分析	(7) データ・街 ing (マッチング) 保健事業 ・KDB データ等の分析結果に基づく効果予測シミュレーションの実施及び効果的な保健事業の提案	(7) データ・街 ing (マッチング) 保健事業 ・KDB データや全市町村ヒアリング結果の分析
	国保運営協議会(法定審議機関)の運営を行う。	国保運営協議会を2回開催した。	国保運営協議会を1回開催した。

事業名	保険者等指導監査事業
-----	------------

(所管：国民健康保険課 国保指導係)

1 目 的

国民健康保険の健全な運営に資するため、国民健康保険法第4条及び同法第106条に基づき、被保険者の疾病、負傷者に対し必要な保険給付が適正に行われるよう、医療給付専門指導員を設置するとともに、保険者等（市町村、国保組合及び国保連合会）に必要な助言・指導を行い、財政の安定化、医療費の適正化等、国民健康保険事業の健全な運営に努める。

また、被保険者の権利救済のため、国民健康保険法第92条に基づき国民健康保険審査会を設置し、保険給付に関する処分等についての審査請求を審査・裁決する。

2 内 容

事業区分（開始年度）	事業主体	事業内容	負担区分
1 保険者等指導監査事業 （昭和34年度）	県	国庫補助金の適正な執行、保険給付の適正化、保険財政の健全化等を図る。	県 10/10
2 国民健康保険審査会（昭和34年度）	県	(1) 組織 被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。 (2) 審査対象 ・保険給付に関する処分 ・被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分 ・保険料その他法律の規定による徴収金に関する処分	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
保険者等の指導及び監査	千円 997	千円 1,041	% 95.8	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
保険者等の実地調査	保険者等に対する実地調査 一般調査 17件(予定) 特別調査 0件(予定)	保険者等に対する実地調査 一般調査 15件 特別調査 0件	保険者等に対する実地調査 一般調査 20件 特別調査 0件
国民健康保険審査会	審査請求に応じ開催	開催実績なし	開催実績なし

事業名	後期高齢者医療対策事業
-----	-------------

(所管：国民健康保険課 高齢者医療係)

1 目 的

後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に実施されるよう、75 歳以上の高齢者等に係る医療給付費等の一部を負担するとともに、後期高齢者医療広域連合等に対する指導、助言等を行う。

2 内 容

事業区分 (開始年度)	事業主体	事業内容	負担区分
1 後期高齢者医療事務指導適正化事業 (昭和 57 年度)	県	後期高齢者医療広域連合及び市町村が行う後期高齢者医療事務の実施状況について、実地で技術的助言等を行う。	県 10/10
2 後期高齢者医療費負担事業 (平成 20 年度)	後期高齢者医療広域連合	75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合長の障害認定を受けた者のうち、現役並み所得者以外の者(公費負担対象者)に係る医療給付費の一部を高齢者の医療の確保に関する法律に基づき負担する。	国 3/12 県 1/12 市町村 1/12
3 後期高齢者医療管理指導事業 (昭和 63 年度)	県	① 診療報酬関係実態調査の実施 ② 保険医療機関等の指導 ③ 後期高齢者医療制度専門員の設置 ④ 後期高齢者医療審査会の運営	県 10/10
4 財政安定化基金事業 (平成 20 年度)	県	後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設置し、広域連合に対して貸付・交付事業を行う。	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3
5 高額医療費負担事業 (平成 20 年度)	後期高齢者医療広域連合	高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減するため、高額医療費負担対象額の一定割合を負担する。	国 1/4 県 1/4 広域連合 2/4
6 保険基盤安定事業 (平成 20 年度)	市町村	後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、保険料負担能力の低い低所得者等に対する保険料軽減分の一定割合を負担する。	県 3/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 後期高齢者医療 事務指導適正化事業	千円 766	千円 651	% 117.7	
2 後期高齢者医療 費負担事業	24,167,210	22,064,841	109.5	
3 後期高齢者医療 管理指導事業	7,000	7,000	100.0	
4 財政安定化基金 事業	7,682	12,274	62.6	
5 高額医療費負担 事業	2,015,653	1,387,733	145.2	
6 保険基盤安定事 業	6,527,881	5,826,226	112.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
1 後期高齢者医療 事務指導適正化事業	広域連合、国保連 合会及び市町村に対 し実施（予定）	広域連合、国保連 合会及び市町村に対 し実施	広域連合、国保連合 会及び市町村に対し 実施
2 後期高齢者医療 費負担事業	公費負担対象者の 医療給付費の一部を 広域連合に交付	公費負担対象者の 医療給付費の一部を 広域連合に交付	公費負担対象者の 医療給付費の一部を 広域連合に交付
3 後期高齢者医療 管理指導事業	保険医療機関指導 等を実施（予定）	保険医療機関指導 等 675 機関に対し実 施	保険医療機関指導 等 551 機関に対し実 施
4 財政安定化基金 事業	後期高齢者医療広 域連合の財政安定化 のため広域連合に対 し、貸付・交付	後期高齢者医療広 域連合の財政安定化 のため広域連合に対 し、貸付・交付（実 績なし）	後期高齢者医療広 域連合の財政安定化 のため広域連合に対 し、貸付・交付（実 績なし）

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
5 高額医療費負担事業	高額医療費負担対象額の一定割合を、広域連合に交付	高額医療費負担対象額の一定割合を、広域連合に交付	高額医療費負担対象額の一定割合を、広域連合に交付
6 保険基盤安定事業	低所得者等に対する保険料軽減分の一定割合を市町村に交付	低所得者等に対する保険料軽減分の一定割合を市町村に交付	低所得者等に対する保険料軽減分の一定割合を市町村に交付

事業名	健康増進支援事業
-----	----------

(所管：健康増進課 がん対策・歯科保健係)

1 目 的

生活習慣病等を予防し、県民の健康保持や生活の質（ＱＯＬ）の向上を図るため、市町村が実施する健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業の実施に要する経費の一部を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
健康増進支援事業 (平成 20 年度)	市町村	壮年期からの生活習慣病の予防等を目的に、市町村が実施する健康増進事業に要する経費の一部を助成する。	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 (一部国 10/10)

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
健康増進支援事業	千円 87,766	千円 87,671	% 100.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
健康増進支援事業	健康増進法に基づき、市町村が実施する健康増進事業に要する経費の一部を助成 1 健康教育 2 健康相談 3 健康診査 4 訪問指導 5 総合的な保健推進事業	健康増進法に基づき、市町村が実施する健康増進事業に要する経費の一部を助成 1 健康教育 2 健康相談 3 健康診査 4 訪問指導 5 総合的な保健推進事業	健康増進法に基づき、市町村が実施する健康増進事業に要する経費の一部を助成 1 健康教育 2 健康相談 3 健康診査 4 訪問指導 5 総合的な保健推進事業

事業名	ハンセン病対策事業
-----	-----------

(所管：健康増進課 疾病対策係)

1 目 的

ハンセン病問題についての正しい知識の普及啓発を行い、ハンセン病であった方とその家族への差別・偏見の解消を着実に進めることにより、これらの方々の名誉の回復を図るとともに療養所入所者・社会復帰者に対する相談体制の充実を図り、社会復帰・社会参加を支援する。

また、ハンセン病療養所の入所者の親族で、生計困難である者に対して生活援護を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 ハンセン病対策事業 (平成7年度～)	県	・ 県内療養所の入所者及び県外療養所の本県出身入所者に対する「ふるさとお楽しみ便」贈呈 ・ 郷土新聞の送付 ・ 広報による普及啓発 ・ 親子療養所訪問 ・ 県庁舎訪問・県内めぐりの実施 ・ ハンセン病問題啓発講演会 ・ 各種相談	県 10/10
2 ハンセン病入所者家族生活援護 (昭和28年度～)	県	・ ハンセン病療養所の入所者の親族で、生計困難である者に対して生活援護を実施する。	国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 ハンセン病対策事業	千円 4,200	千円 3,636	% 115.5	
2 ハンセン病入所者家族生活援護	2,768	2,777	99.7	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 ハンセン病対策事業	・ふるさとお楽しみ便の贈呈 92人 ・郷土新聞の送付 ・広報による普及啓発 ・県庁舎訪問・県内めぐりの実施 ・親子療養所訪問 ・ハンセン病問題普及啓発講演会 ・各種相談 (相談窓口の設置等)	・ふるさとお楽しみ便の贈呈 92人 ・郷土新聞の送付 ・広報による普及啓発 ・県庁舎訪問・県内めぐりの実施 霧島方面 32人 ・親子療養所訪問 ※台風第6号の接近により中止 ・ハンセン病問題普及啓発講演会 5保健所9カ所 1,639人 ・各種相談 (相談窓口の設置等)	・ふるさとお楽しみ便の贈呈 107人 ・郷土新聞の送付 ・広報による普及啓発 ・県庁舎訪問・県内めぐりの実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止 ・親子療養所交流会 (オンラインによる交流会を実施) 10組26人の親子が参加 ・ハンセン病問題普及啓発講演会 ※新型コロナウイルス感染症の影響で事業を縮小して実施 2保健所, 健康増進課 933人 ・各種相談 (相談窓口の設置等)
2 ハンセン病入所者 家族生活援護	・生活援護 援護世帯 2世帯 援護人員 2人	・生活援護 援護世帯 2世帯 援護人員 2人	・生活援護 援護世帯 3世帯 援護人員 3人

事業名	肝炎対策事業
-----	--------

(所管：感染症対策課 感染症保健予防係)

1 目 的

肝炎は放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんという重篤な疾病に進行するおそれがあることから、感染者の早期発見・早期治療を図るとともに重症化を予防するため、肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療費の一部助成、肝炎ウイルスの無料検査、肝炎ウイルス陽性者の初回精密検査費用等の助成等を行う。

肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者に対して、医療費の負担の軽減を図るため入院又は通院にかかる医療費について、自己負担額の一部助成等を行う。

また、地域における肝炎対策を推進するため、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域連携体制の強化を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 肝炎対策事業 (平成 20 年度～)	県	①医療費助成等 ・【肝炎】B・C型ウイルス性肝炎患者を対象とし、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療の費用の一部助成を行う。 ・【肝がん】肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者の入院又は肝がん通院にかかる医療費について、自己負担額の一部助成を行う。 ・肝炎対策協議会において、検査、治療、啓発等の肝炎対策全般について協議する。 ②肝炎ウイルス検査の実施 ・保健所及び委託医療機関で無料検査を実施する。 ③普及啓発 ・ポスター等により、県民に対して肝炎対策の普及啓発を行う。 ④陽性者フォローアップ ・肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用・定期検査費用の助成を行い、重症化の予防を図る。	国 1/2 県 1/2 (②委託医療機関のみ 国 65/100 県 35/100)
2 地域連携体制強化事業 (平成 28 年度～)	県、肝疾患診療連携拠点病院	県及び肝疾患診療連携拠点病院（鹿児島大学病院）を中心に、関係機関が協力して連携体制を強化するとともに、肝炎患者へ相談支援等を実施することで、地域における肝疾患地域連携体制の強化や肝炎医療の提供体制等の充実を図る。	国 1/2 県 1/2

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
1 肝炎対策事業	127,938	113,527	112.7	
2 地域連携体制強化事業	12,819	12,819	100.0	

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1　肝炎対策事業	①医療費助成等 ・新規認定件数 【肝炎】 267 件 【肝がん】 267 件 ・肝炎対策協議会の開催 1回 ②肝炎ウイルス検査件数 ・保健所 170 件 ・医療機関 637 件 ③普及啓発 ・ポスター作成 【肝炎】 1,600 枚 【肝がん】 1,450 枚 ④検査費用助成件数 ・初回精密検査 140人 ・定期検査 40人	①医療費助成等 ・新規認定件数 【肝炎】 178 件 【肝がん】 8 件 ・肝炎対策協議会の開催 1回 ②肝炎ウイルス検査件数 ・保健所 48 件 ・医療機関 266 件 ③普及啓発 ・ポスター作成 【肝炎】 1,600 枚 【肝がん】 2,000 枚 ④検査費用助成件数 ・初回精密検査 12人 ・定期検査 21人	①医療費助成等 ・新規認定件数 【肝炎】 248 件 【肝がん】 9 件 ・肝炎対策協議会の開催 1回 ②肝炎ウイルス検査件数 ・保健所 23 件 ・医療機関 329 件 ① 普及啓発 ・ポスター、リーフレット作成 【肝炎】 1,600 枚 ④検査費用助成件数 ・初回精密検査 21人 ・定期検査 41人
2　地域連携体制強化事業	・肝疾患相談センター相談対応 ・肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会の開催 2回	・肝疾患相談センター相談対応 ・肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会の開催 2回	・肝疾患相談センター相談対応 ・肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会の開催 2回

事業名	若年がん患者等支援事業
-----	-------------

(所管：健康増進課 がん対策・歯科保健係)

1 目 的

若年がん患者等の多彩なニーズに応じた支援を行い、患者のＱＯＬの向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
若年がん患者等支援事業 (令和4年度～)	県	・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 将来子どもを産み育てることを望む若年のがん患者等に対し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する経費の一部を助成する。	国 1/2 県 1/2
	市町村	・造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業 造血細胞移植を受けた20歳未満のがん患者等へワクチン再接種費用を助成する市町村に対しその経費の一部を助成する。	県 1/2 市町村 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
若年がん患者等支援事業	千円 5,528	千円 6,027	% 91.7	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
若年がん患者等支援事業	・将来子どもを産み育てることを望む若年のがん患者等に対し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する経費の一部助成	・将来子どもを産み育てることを望む若年のがん患者等に対し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する経費の一部助成	・将来子どもを産み育てることを望む若年のがん患者等に対し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する経費の一部助成
	・造血細胞移植を受けた20歳未満のがん患者等へワクチン再接種費用を助成する市町村に対する経費の一部助成	・造血細胞移植を受けた20歳未満のがん患者等へワクチン再接種費用を助成する市町村に対する経費の一部助成	・造血細胞移植を受けた20歳未満のがん患者等へワクチン再接種費用を助成する市町村に対する経費の一部助成

事業名	自殺対策事業
-----	--------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

1 目 的

県自殺対策計画に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、関係機関、団体と連携し、相談支援、人材育成、普及啓発などの地域の実情に応じた取組を実施するとともに、市町村計画策定の推進を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 自殺予防対策事業 (平成 21 年度)	県 医師会	(1) 県自殺予防情報センターの設置・運営 (2) 県自殺対策連絡協議会の運営 (3) 早期対応の中心的役割を果たす一般医師等を対象としたうつ病対応に係る研修の開催	国 1/2 県 1/2
2 地域自殺対策強化事業 (平成 27 年度)	県 市町村 民間団体	(1) 相談会の実施 (2) 訪問相談等の実施 (3) 相談窓口の設置 (4) 相談者（指導者）等の育成 (5) 人材養成 (6) 普及啓発 (7) 市町村及び民間団体への補助 (8) 県自殺対策計画の改定	国 3/4 国 2/3 国 1/2 残りは事業主体がそれぞれ負担
3 こころの電話	民間団体	鹿児島県精神保健福祉協議会に委託して「こころの電話」を設置し、相談員による無料の電話相談を行う。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 自殺予防対策事業	千円 4,467	千円 3,950	% 113.1	
2 地域自殺対策強化事業	46,763	58,762	79.6	
3 こころの電話	2,799	2,799	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 自殺予防対策事業	県自殺予防情報センターの運営 県自殺対策連絡協議会開催（1回） 一般医師等を対象としたうつ病対応に係る研修会開催（1回）	県自殺予防情報センターの運営 県自殺対策連絡協議会開催（3回） 一般医師等を対象としたうつ病対応に係る研修会開催（1回） 107名参加	県自殺予防情報センターの運営 県自殺対策連絡協議会開催（1回） 一般医師等を対象としたうつ病対応に係る研修会開催（1回） 166名参加
2 地域自殺対策強化事業	(1) 相談会の実施 (2) 訪問相談等の実施 (3) 相談窓口の設置 (4) 相談者（指導者）等の育成 (5) 人材養成 (6) 普及啓発 (7) 市町村及び民間団体への補助（37市町村，9団体）	(1) 相談会の実施 (2) 訪問相談等の実施 (3) 相談窓口の設置 (4) 相談者（指導者）等の育成 (5) 人材養成 (6) 普及啓発 (7) 市町村及び民間団体への補助（37市町村，10団体）	(1) 相談会の実施 (2) 訪問相談等の実施 (3) 相談窓口の設置 (4) 相談者（指導者）等の育成 (5) 人材養成 (6) 普及啓発 (7) 市町村及び民間団体への補助（37市町村，9団体）
3 こころの電話	相談件数 5,000件 (見込み)	相談件数 4,570件	相談件数 4,302件

事業名	訪問看護供給体制総合支援事業
-----	----------------

(所管：高齢者生き生き推進、
地域包括ケア推進係)

1 目 的

訪問看護供給体制を強化するため、訪問看護の現状や課題を協議する検討会や新卒及び潜在看護師の掘り起こしと、訪問看護事業所を対象とした意見交換会等を実施。また、訪問看護事業所の安定運営及び業務効率化を図るため、専門的な相談窓口の設置や管理者の人材育成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
訪問看護供給体制総合支援事業	県	(1) 訪問看護支援のあり方の検討や課題の共有 (2) 新卒等訪問看護師の掘り起こしとマッチング支援 (3) 訪問看護事業所間及び訪問看護関係者とのネットワーク強化 (4) 訪問看護ステーション相談窓口の設置 (5) 管理者の人材育成	(1)～(3) 県 10/10 (4)～(5) 国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
訪問看護供給体制総合支援事業	7,530 千円	1,842 千円	408.8%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
訪問看護供給体制総合支援事業	(1) ・検討委員会の開催 3回程度 (2) ・訪問看護の魅力発信及び現場視察等 (3) ・意見交換及び交流会の実施等 (4) ・相談対応(窓口設置) (5) ・研修受講への補助	(1) ・検討委員会の開催 3回 (2) ・受入れ施設に応じた新卒等訪問看護師育成プログラムの作成 (3) ・医療機関及び事業所間の意見交換・交流会 3回 (4) ・出前研修等の実施 個別相談を実施	(1) ・検討委員会の開催 3回 ・『新卒等訪問看護師教育プログラム(2・3年制)』の作成 ・医療機関及び事業所間の意見交換・交流会 2回 ・新卒等訪問看護師及び受入事業者等とのマッチング支援 (2) ・出前研修等の実施 個別相談2事業

事業名	地域ケア・介護予防推進支援事業
-----	-----------------

(所管：高齢者生き生き推進課
認知症・生活支援係、
地域包括ケア推進係)
(所管：介護保険室 保険者指導係)

1 目 的

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 地域包括支援センター職員等研修事業 (平成 17 年度～)	県	地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たす地域包括支援センターに携わる職員等に対し研修を実施し、職員の資質向上を図り、地域支援事業等の効果的な実施、センターの適切な運営及び機能強化を図る。	県 10/10
②かごしま介護予防(総合事業)推進事業 (令和 3 年度～)	県 (一部委託)	本県は、介護保険における従前相当のサービス利用に傾いているが、第 9 期介護保険事業(支援)計画の基本指針において第 9 期介護保険事業計画中に総合事業の充実化について集中的に取り組むことが重要とされていることから、市町村がセミナーや個別支援を活用して総合事業を見直し、充実化を図れるように支援する。	県 10/10
③保険者機能強化支援事業 (平成 30 年度～)	県	団塊の世代(1947～1949 年生)が全員 75 歳以上となる 2025 年、その先の 2040 年を見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、地域の高齢化率や将来人口の推移等を踏まえ、地域支援事業の各事業の効果検証を行うとともに、地域に相応しい地域支援事業の全体像を関係者と作れるよう支援する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① 地域包括支援センター職員等研修事業	406 千円	451 千円	90.0%	
②かごしま介護予防(総合事業)推進事業	3,811 千円	3,868 千円	98.5%	
②保険者機能強化支援事業	2,921 千円	2,921 千円	100%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①地域包括支援センター職員等研修事業	地域包括支援センター職員等研修の実施 1回	地域包括支援センター職員等研修の実施 1回	地域包括支援センター職員等研修の実施 1回
②かごしま介護予防（総合事業）推進事業	①介護予防（総合事業）に関するセミナー 1回 圏域検討会 10地区 ②地域リハ活動支援事業促進支援 市町村支援検討会 1回 活動促進検討・研修会 12箇所 リハ専門職派遣調整 10市町村全20回 ③介護予防従事者等研修会 1回	①介護予防評価支援 フォローアップ支援 1市 圏域検討会 8地区 ②地域リハ活動支援事業促進支援 市町村支援検討会 1回 活動促進検討・研修会 6箇所 リハ専門職派遣調整 1市5町全10回 ③介護予防従事者等研修会 1回	①介護予防評価支援 伴走型支援 1市町村 圏域検討会 6地区 ②地域リハ活動支援事業促進支援 市町村支援検討会 1回 活動促進検討・研修会 3箇所 リハ専門職派遣調整 2市4町全9回 ③介護予防従事者等研修会 1回
③保険者機能強化支援事業	・市町村首長向けセミナー 1回 ・市町村担当者向け研修会 2回 ・圏域内意見交換会 8回 ・専門職アドバイザー情報交換会 1回 ・アドバイザー派遣による現地支援 8市町村 ・伴走型個別支援 1市町村	・全体研修会 2回 ・圏域内意見交換会 6回 ・専門職アドバイザー情報交換会 1回 ・アドバイザー派遣による現地支援 1市1村 ・伴走型個別支援 1市1町	・全体研修会 2回 ・圏域内意見交換会 7回 ・専門職アドバイザー情報交換会 1回 ・アドバイザー派遣による現地支援 5市町村 ・伴走型個別支援 1市

事業名	介護職員人材確保等対策事業
-----	---------------

(所管：介護保険室 事業者指導係)

1 目 的

介護職員の離職防止や介護サービスの質の向上を図るため、介護事業所が負担する介護職員初任者研修の受講に要する経費等の助成や、介護事業所におけるキャリアパスの構築、介護事業所内保育所の運営、介護ロボットや ICT の導入等を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 介護人材確保対策連携強化事業 (一部平成 27 年度)	県	鹿児島県介護人材確保対策検討会の開催や若手介護職員等を対象とした意見交換会の開催並びに訪問授業の実施	県 10/10
② 介護職員人材確保対策事業 (平成 27 年度)	社会福祉法人等	介護現場への就業希望者に対する就業支援の実施	県 1/2
③ 介護職員キャリアアップ支援事業 (平成 30 年度)	社会福祉法人等	介護事業所が負担する介護職員初任者研修や実務者研修、アセッサー講習の受講に要する経費等の助成	県 1/2 ほか
④ 介護職員処遇改善・労働環境改善支援事業 (令和 3 年度)	県	介護事業所に対し、介護職員処遇改善加算等の要件であるキャリアパスの構築や、雇い管理の改善、ハラスメントについての研修や専門家の派遣を実施	県 10/10
⑤ 介護事業所内保育所運営費補助事業 (平成 28 年度)	社会福祉法人等	介護職員の離職防止及び再就業を促進するため、介護施設等の開設者が運営する介護事業所内保育所の運営を支援	県 2/3
⑥ 介護ロボット導入支援事業 (平成 28 年度)	社会福祉法人等	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化を図るため、介護ロボットの導入を支援	県 1/2 ～3/4
⑦ 外国人介護人材受入支援事業 (令和元年度)	県	県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、介護技能の向上につながる研修の実施	県 10/10
⑧ 介護サービス事業所 ICT 導入支援事業 (令和 2 年度)	社会福祉法人等	介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化を図るため、ICT の導入を支援	県 1/2 ～3/4

⑨ 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 (令和3年度)	社会福祉法人等	介護人材の確保がより一層困難な離島・中山間地域等において、地域外の人材の参入を促進するため、就職に必要な費用の助成や、地域外での採用活動等を支援	県 1/2
⑩ 介護生産性向上推進総合事業 (令和6年度)	県	介護現場の生産性向上に資するワンストップ型の支援窓口を設置し、労働環境の改善や介護人材の確保に取り組む事業者への支援を実施	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
① 介護人材確保対策連携強化事業	1,681	1,960	85.8	
② 介護職員人材確保対策事業	8,400	8,400	100.0	
③ 介護職員キャリアアップ支援事業	4,284	5,284	81.1	
④ 介護職員処遇改善・労働環境改善支援事業	4,827	4,827	100.0	
⑤ 介護事業所内保育所運営費補助事業	3,141	3,874	81.1	
⑥ 介護ロボット導入支援事業	93,095	64,592	144.1	
⑦ 外国人介護人材受入支援事業	2,139	2,139	100.0	
⑧ 介護サービス事業所ICT導入支援事業	84,289	72,168	116.8	
⑨ 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	3,065	3,065	100.0	
⑩ 介護生産性向上推進総合事業	27,361	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 介護人材確保対策連携強化事業	- 介護現場革新会議の開催(年3回) - 若手介護職員による意見交換会の開催(年1回)及び訪問授業の実施(5校)	- 介護人材確保対策検討会の開催(年2回) - 若手介護職員による意見交換会の開催(年1回)及び訪問授業の実施(4校)	- 介護人材確保対策検討会の開催(年2回) - 若手介護職員による訪問授業の実施(3校)
② 介護職員人材確保対策事業	介護現場への就業希望者に対する就業支援(20名)	介護現場への就業希望者に対する就業支援(12名)	介護現場への就業希望者に対する就業支援(11名)
③ 介護職員キャリアアップ支援事業	介護員養成研修の受講費補助(25名),実務者研修受講費補助(50名),アセッサー講習の受講費補助(25名),離島における研修受講支援(2回)	介護員養成研修の受講費補助(13名),実務者研修受講費補助(32名),アセッサー講習の受講費補助(6名),離島における研修受講支援(1回)	介護員養成研修の受講費補助(5名),実務者研修受講費補助(30名),アセッサー講習の受講費補助(12名)
④ 介護職員処遇改善・労働環境改善支援事業	- 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対するキャリアパス構築支援(セミナー:1回,研修会:3回,個別支援:15事業所延べ30回) - 雇用管理に関する講習会の開催(2回) - ハラスメントに関する研修会の開催(研修会:3回,個別支援:5回)	- 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対するキャリアパス構築支援(セミナー:1回,研修会:3回,個別支援:10事業所延べ17回) - 雇用管理に関する講習会の開催(2回) - ハラスメントに関する研修会の開催(研修会:3回,個別支援:4事業所延べ6回)	- 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対するキャリアパス構築支援(セミナー:1回,研修会:3回,個別支援:15事業所・延べ32回) - 雇用管理に関する講習会の開催(2回) - ハラスメントに関する研修会の開催(研修会:3回,個別支援:2事業所延べ5回)
⑤ 介護事業所内保育所運営費補助事業	介護施設等の開設者が運営する介護事業所内保育所に対する運営費補助(2件)	介護施設等の開設者が運営する介護事業所内保育所に対する運営費補助(2件)	介護施設等の開設者が運営する介護事業所内保育所に対する運営費補助(2件)

⑥ 介護ロボット導入支援事業	・ 介護事業所等に介護ロボットを導入する経費の補助 (315 台, 通信環境整備 21 件)	・ 介護事業所等に介護ロボットを導入する経費の補助 (249 台, 通信環境整備 14 件)	・ 介護事業所等に介護ロボットを導入する経費の補助 (320 台, 通信環境整備 12 件)
⑦ 外国人介護人材受入支援事業	・ 集合研修の開催 (7 地域各 2 回)	・ 集合研修の開催 (4 地域各 2 回, 1 地区 1 回)	・ 集合研修の開催 (5 地域各 2 回)
⑧ 介護サービス事業所 I C T 導入支援事業	・ 介護事業所に I C T を導入する経費の補助 (108 事業所)	・ 介護事業所に I C T を導入する経費の補助 (98 事業所) ・ セミナーの開催 (3 箇所) ・ 専門家の派遣 (4 事業所延べ 7 回)	・ 介護事業所に I C T を導入する経費の補助 (104 事業所) ・ セミナーの開催 (3 箇所) ・ 専門家の派遣 (8 事業所延べ 11 回)
⑨ 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	・ 地域外からの人材確保を支援 (延べ 10 名) ・ 資質向上を支援 (延べ 4 名)	・ 地域外からの人材確保を支援 (延べ 3 名) ・ 資質向上を支援 (延べ 7 名)	・ 資質向上を支援 (延べ 4 名)
⑩ 介護生産性向上推進総合事業	・ 生産性向上に係る相談対応件数 (100 件) ・ モデル事業所の育成 (3 事業所) ・ 研修を受けた事業所のうち, 次のアクション (生産性向上の取組に着手するなど) につながった件数 (300 件)		

事業名	福祉人材センター運営事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課
地域福祉支援係)

1 目 的

福祉・介護分野における人材の確保を図るため、無料職業紹介や就職ガイダンスの開催、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付、介護未経験者を対象に入門的研修等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①福祉人材センター運営事業 (平成4年度)	県 (県社会福祉協議会に委託)	福祉・介護分野の無料職業紹介や就職ガイダンスの開催、求職者の相談対応とマッチング支援等を行う。	事務費 国 1/2 県 1/2 人件費 県 10/10
②介護職員チームリーダー養成研修支援事業 (平成27年度9月補正)	県 (県社会福祉協議会に委託)	新規採用介護職員等を指導する中堅職員を対象に、指導力やスキルアップのための研修を実施する。	県 10/10
③福祉・介護人材確保事業 (平成28年度)	県 (県社会福祉協議会に委託)	職場開拓及び若い世代の参入を促進し、介護従事者の就職・定着を支援する。	県 10/10
④介護福祉士修学資金等貸付補助事業 (平成28年度)	県社会福祉協議会	介護福祉士を養成する施設に入学し介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、修学資金等を貸し付ける。 また、離職した介護人材に対し、再就職準備金の貸付を行う。	県 10/10
⑤離職介護職員の登録促進事業 (平成29年度)	県 (県社会福祉協議会に委託)	介護福祉士等の離職者情報を把握し、求職者となる前の段階から効果的総合的な支援を行うため、届出登録を促進する。	県 10/10
⑥介護の入門的研修事業 (令和元年度)	県 (県社会福祉協議会に委託)	多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるようにし、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①福祉人材センター 運営事業	千円 24,940	千円 24,940	% 100.0	
②介護職員チームリ ーダー養成研修支援 事業	3,177	3,177	100.0	
③福祉・介護人材確保 事業	25,000	25,000	100.0	
④介護福祉士修学資 金等貸付補助事業	19,536	26,479	73.8	
⑤離職介護職員の登 録促進事業	2,102	2,102	100.0	
⑥介護の入門的研修 事業	4,926	4,926	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
①福祉人材センター 運営事業	1 福祉人材無料職 業紹介事業の実施 (求人・求職の登録, あっせん状況) 2 社会福祉事業に 従事しようとする者 に対する面談会・講習 会 ・就職面談会 ・福祉セミナー等の実施	1 福祉人材無料職 業紹介事業の実施 (求人・求職の登録, あっせん状況) 求人登録 6, 543 件 求職登録 722 件 紹介 302 件 採用 67 件 2 社会福祉事業に 従事しようとする者 に対する面談会・講習 会 ・就職面談会 ・福祉セミナー等の実施	1 福祉人材無料職 業紹介事業の実施 (求人・求職の登録, あっせん状況) 求人登録 7, 092 件 求職登録 764 件 紹介 401 件 採用 46 件 2 社会福祉事業に 従事しようとする者 に対する面談会・講習 会 ・就職面談会 ・福祉セミナー等の実施

②介護職員チームリーダー養成研修支援事業	新規採用介護職員等を指導する中堅職員の指導力やスキルアップ研修を県内各地域で実施	新規採用介護職員等を指導する中堅職員の指導力やスキルアップ研修を県内各地域で実施	新規採用介護職員等を指導する中堅職員の指導力やスキルアップ研修を県内各地域で実施
③福祉・介護人材確保事業	キャリア支援専門員による巡回訪問 ・マッチング活動及びフォロー活動等	キャリア支援専門員による巡回訪問 ・マッチング活動及びフォロー活動等	キャリア支援専門員による巡回訪問 ・マッチング活動及びフォロー活動等
④介護福祉士修学資金等貸付補助事業	修学資金等の貸付 ・介護福祉士修学資金 ・実務者研修受講資金 ・介護人材再就職準備金 ・介護分野就職支援金 ・障害福祉分野就職支援金 ・福祉系高校修学資金 ・返還充当資金	修学資金等の貸付 ・介護福祉士修学資金 48 人 ・実務者研修受講資金 20 人 ・介護人材再就職準備金 1 人 ・介護分野就職支援金 15 人 ・障害福祉分野就職支援金 5 人 ・福祉系高校修学資金 12 人 ・返還充当資金 1 人	修学資金等の貸付 ・介護福祉士修学資金 52 人 ・実務者研修受講資金 33 人 ・介護人材再就職準備金 7 人 ・介護分野就職支援金 12 人 ・障害福祉分野就職支援金 1 人 ・福祉系高校修学資金 12 人 ・返還充当資金 1 人
⑤離職介護職員の登録促進事業	「離職介護福祉士等届出制度」に基づく届出登録を促進	「離職介護福祉士等届出制度」に基づく届出登録を促進	「離職介護福祉士等届出制度」に基づく届出登録を促進
⑥介護の入門的研修事業	介護に関心を持つ中高年齢者や子育てが一段落した方を対象に、介護に関する入門的な研修を実施することにより、介護未経験者の参入を促進	介護に関心を持つ中高年齢者や子育てが一段落した方を対象に、介護に関する入門的な研修を実施することにより、介護未経験者の参入を促進	介護に関心を持つ中高年齢者や子育てが一段落した方を対象に、介護に関する入門的な研修を実施することにより、介護未経験者の参入を促進

事業名	精神科救急医療体制整備事業
-----	---------------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

1 目 的

休日・夜間等において緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①精神科救急医療システム整備事業 (平成8年度)	病院	日祝年末年始(9:00~24:00)の「病院群輪番方式」による診療応需体制(当番病院)を整備する。	国 1/2 県 1/2
②精神科救急医療情報・相談センター事業 (平成16年度)	病院	消防機関、救急医療機関等からの入院患者受入の要請等に対応する精神科救急情報センターを設置する。 あわせて、休日・夜間等の精神科救急医療電話相談を協力病院の輪番制で実施する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
①精神科救急医療システム整備事業	千円 13,720	千円 13,906	% 98.7	
②精神科救急医療情報・相談センター事業	14,521	14,521	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①精神科救急医療システム整備事業	精神科救急医療システムによる空床確保 日数 延 288 日 連絡調整委員会 1 回	精神科救急医療システムによる空床確保 日数 延 292 日 連絡調整委員会 1 回	精神科救急医療システムによる空床確保 日数 延 288 日 連絡調整委員会 1 回
②精神科救急医療情報・相談センター事業	精神科救急情報センター開設日数 休日 72 日, 土曜 50 日 夜間 365 日	精神科救急情報センター開設日数 休日 73 日, 土曜 50 日 夜間 366 日	精神科救急情報センター開設日数 休日 72 日, 土曜 50 日 夜間 365 日

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	精神科救急医療電話 相談窓口開設日数 休日72日, 夜間365日	精神科救急医療電話 相談窓口開設日数 休日73日, 夜間366日	精神科救急医療電話 相談窓口開設日数 休日72日, 夜間365日

事業名	精神科救急医療地域支援体制強化事業
-----	-------------------

(所管：障害福祉課 精神保健福祉係)

1 目 的

精神科救急医療体制の充実を図るため、処遇困難患者の対応や平日夜間等の診療協力を行う「精神科救急地域拠点病院」を指定する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
精神科救急医療地域支援体制強化事業 (平成 27 年度)	病院	精神科救急地域拠点病院の指定 ○県内 2 か所 ○運用日時 ・日祝年末年始 (9:00～翌 9:00) ・平日夜間 (17:00～翌 9:00)	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
精神科救急医療地域支援体制強化事業	千円 1,627	千円 1,627	% 100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
精神科救急医療地域支援体制強化事業	精神科救急地域拠点病院の体制確保 2 か所	精神科救急地域拠点病院の体制確保 2 か所	精神科救急地域拠点病院の体制確保 2 か所

事業名	医療・ケア意思決定プロセス支援事業	(所管：高齢者生き生き推進課 地域包括ケア推進係)
-----	-------------------	---------------------------

継続（令和4年度～）

1 目 的

人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」普及のため、「鹿児島県医療・ケア意思決定プロセス支援事業に係る高齢者施設等看取り実態調査」等を踏まえ、医療・介護関係者等を対象とした多職種参加型の研修会の開催や、医療・介護関係者等を対象とした普及啓発媒体の作成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
医療・ケア意思決定プロセス支援事業	県	① 在宅医療・介護関係者等向け研修会 ACP普及のため、研修の検討委員会を設置・運営した上で、医療・介護関係者等を対象にした研修会を行う。 ② ACPに係る普及啓発媒体の作成 R4年度に作成した高齢者施設等職員向けパンフレットの増刷等を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
医療・ケア意思決定プロセス支援事業	2,016 千	2,016 千	100.0%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
医療・ケア意思決定プロセス支援事業	① 医療・介護関係者等向けのACP普及に係る研修会 ② R4年度作成の高齢者施設等職員向けパンフレットの増刷等	① 医療・介護関係者等向けのACP普及に係る研修会 ② 一般県民及び医療・介護関係者等向けのACP普及啓発動画の作成	① 在宅・介護施設等の医療・ケア従事者を対象に、意思決定支援教育プログラム(E-FIELD)に基づいた研修会 ② 高齢者施設等を対象にACPに関する取組状況調査を実施し、課題整理・分析 ③ 高齢者施設等職員への普及啓発のため、パンフレットを作成、配布

事業名	在宅医療・介護連携推進支援事業
-----	-----------------

(所管：高齢者生き生き推進課 地域包括ケア推進係)

継続（平成 29 年度～）

1 目 的

地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の取組を広域的な視点により支援する必要があることから、関係団体等と連携し、在宅医療・介護連携に係る協議会の開催や、入退院支援ルールへの運用・定着及び、地域振興局・市町村等向け研修等の支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
在宅医療・介護連携推進支援事業	県	① 県在宅医療・介護連携推進協議会開催事業 在宅医療・介護連携の推進方策を協議するため、在宅医療・介護関係者の代表による協議会を開催する。 ② 入退院支援ルール定着支援事業 医療・介護関係者の情報共有及び関係市町村の連携等の支援のため、県内全二次医療圏域において、入退院支援ルールの運用・定着に向けた協議等を行う。 ③ 在宅医療・介護連携推進研修事業 地域振興局・市町村職員等に対して、在宅医療の推進に係る効果的な事業の立案とその評価方法等について理解を深めるとともに、地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進方策の検討に資するよう、研修会を実施する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
在宅医療・介護連携推進支援事業	千円 1,680	千円 1,680	% 100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
在宅医療・介護連携推進支援事業	①県在宅医療・介護連携推進協議会の開催 協議会：1 回 ②入退院支援ルール運用・定着に係る「ケアマネジャー協議」、「医療・介護合同会議」等を実施 連絡会議実施の圏域：9 圏域 ③地域振興局・市町村等職員を対象とした研修会の開催 研修：1 回	①県在宅医療・介護連携推進協議会の開催 協議会：1 回 ②入退院支援ルール運用・定着に係る「ケアマネジャー協議」、「医療・介護合同会議」等を実施 連絡会議実施の圏域：9 圏域 ③地域振興局・市町村等職員を対象とした研修会の開催 研修：1 回	①県在宅医療・介護連携推進協議会の開催 協議会：1 回 ②入退院支援ルール運用・定着に係る「ケアマネジャー協議」、「医療・介護合同会議」等を実施 連絡会議実施の圏域：9 圏域 ③市町村等職員を対象とした研修会を開催 研修：1 回

事業名	地域介護基盤整備事業
-----	------------

(所管：高齢者生き生き推進課
施設整備係)

1 目 的

「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の確保や地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備に要する経費を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域介護基盤整備事業	市町村， 社会福祉法人等	ア 介護拠点の整備 地域密着型サービス等，地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備に要する経費について助成 イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等 既存の特別養護老人ホーム等のプライバシー保護のための改修等に要する経費について助成 ウ 施設開設準備経費等の支援 特別養護老人ホーム（大規模，地域密着型）等の円滑な開設のため，施設の開設準備に必要となる備品購入費等に要する経費について助成 エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため，簡易陰圧装置の設置，多床室の個室化，ゾーニング環境整備等に要する経費について助成 オ 介護職員の宿舎整備 介護人材（外国人を含む）を確保するため，介護施設に勤務する職員の宿舎整備に要する経費について助成 ※大規模：定員 30 人以上 地域密着型：定員 29 人以下	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
地域介護基盤整備事業	1,098,433 千円	1,132,344 千円	97.0%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
地域介護基盤整備事業	ア 介護拠点の整備 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所等：24 施設	ア 介護拠点の整備 ・ 認知症高齢者グループホーム等：4 施設	ア 介護拠点の整備 ・ 認知症高齢者グループホーム等：26 施設
	イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等 ・ 特別養護老人ホーム等：2 施設	イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等 ・ 認知症高齢者グループホーム等：3 施設	イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等 ・ 介護老人保健施設等：6 施設
	ウ 施設開設準備経費等の支援 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所等：33 施設	ウ 施設開設準備経費等の支援 ・ 特別養護老人ホーム等：30 施設	ウ 施設開設準備経費等の支援 ・ 特別養護老人ホーム等：30 施設
	エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 ・ 0 施設	エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 ・ 特別養護老人ホーム等：3 施設	エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 ・ 特別養護老人ホーム等：29 施設
	オ 介護職員の宿舍整備 ・ 0 施設	オ 介護職員の宿舍整備 ・ 特別養護老人ホーム等：2 施設	オ 介護職員の宿舍整備 ・ 特別養護老人ホーム等：4 施設

事業名	老人福祉施設等整備事業
-----	-------------

(所管：高齢者生き生き推進課
施設整備係)

1 目 的

老朽化した養護老人ホーム等の改築や高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症拡大防止対策を推進する換気設備等の整備を行い、老人福祉の向上を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
老人福祉施設等整備事業	社会福祉法人，市町村	ア 養護老人ホームの改築に要する経費について助成	ア～ウ： 県 3/4 社会福祉法人等， 市町村 1/4
	社会福祉法人，市町村	イ 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）の創設，増築及び改築に要する経費について助成	
	社会福祉法人等	ウ ケアハウス（定員 30 人以上）の創設（経費 A，B からケアハウスへの整備を含む）に要する経費について助成	
	社会福祉法人等	エ 介護施設等における非常用自家発電・給水設備の整備，水害対策のための施設改修，ブロック塀等の改修に要する経費について助成	
	社会福祉法人等	オ 感染症の感染拡大を防止するため，介護施設等における換気設備の整備に要する経費について助成	国 1/2 県 1/4 社会福祉法人等 1/4 国 定額

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
老人福祉施設等整備事業	160,698 千円	327,710 千円	49.0%	

* 中核市（鹿児島市）を除く。

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
老人福祉施設等整備事業	ア 養護老人ホームの改築 ・1施設（2年目） エ 非常用自家発電・給水設備の整備，水害対策のための施設改修等 ・特別養護老人ホーム等 4施設	ア 養護老人ホームの改築 ・1施設（1年目） イ 特別養護老人ホーム（定員30人以上）の創設，増築及び改築 ・1施設（2年目） エ 非常用自家発電・給水設備の整備，水害対策のための施設改修等 ・特別養護老人ホーム等 4施設	イ 特別養護老人ホーム（定員30人以上）の創設，増築及び改築 ・1施設（1年目） エ 非常用自家発電・給水設備の整備，水害対策のための施設改修等 ・特別養護老人ホーム等 2施設

* 中核市（鹿児島市）を除く。

事業名	介護保険負担事業
-----	----------

(所管：介護保険室 保険者指導係)

1 目 的

市町村の介護保険給付費に対する県負担金を交付し、介護保険事業の安定的な運営を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
介護保険負担事業	国・県・市町村	市町村の介護給付費に対する県負担金（施設等給付費 17.5%，その他 12.5%）を交付する。	【国】 施設等分 15% その他分 20% 【県】 施設等分 17.5% その他分 12.5% 【市町村】 施設等分 12.5% その他分 12.5%

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
介護保険負担事業	千円 25,231,832	千円 25,664,470	% 98.3	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
介護保険負担事業	市町村の介護給付費に対する県負担金の交付 25,231,832 千円	市町村の介護給付費に対する県負担金の交付 24,665,460 千円	市町村の介護給付費に対する県負担金の交付 24,501,577 千円

事業名	介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	(所管:介護保険室 保険者指導係)
-----	----------------------	-------------------

1 目 的

介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	国・県・市町村	低所得高齢者の保険料の軽減に要する費用を負担金として交付する	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	千円 856,858	千円 847,906	% 101.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
介護保険第1号保険料低所得者軽減強化事業	低所得高齢者の第1号保険料の軽減に対する県負担金の交付 856,858 千円	低所得高齢者の第1号保険料の軽減に対する県負担金の交付 846,693 千円	低所得高齢者の第1号保険料の軽減に対する県負担金の交付 852,800 千円

事業名	離島へき地医療確保対策事業
-----	---------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)

1 目 的

医療に恵まれない離島・へき地における医療を確保するため、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営や施設・設備整備に対する助成等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 へき地医療拠点病院運営事業 (平成 14 年度～)	病 院	無医地区等における巡回診療やへき地診療所等への医師派遣を行うへき地医療拠点病院の運営費を助成する。	国 1/2 県 1/2
2 へき地診療所運営事業 (昭和 42 年度～)	市町村	離島・へき地の医療を担うへき地診療所の運営費を助成する。	国 2/3 市町村 1/3
3 へき地医療拠点病院設備整備事業 (平成 14 年度～)	病 院	へき地医療拠点病院の医療機器の整備に対し、助成する。	国 1/2 県 1/2
4 遠隔医療設備整備事業 (平成 14 年度～)	市町村等	市町村等における遠隔医療に必要な機器の整備に対し、助成する。	国 1/2 市町村等 1/2
5 へき地診療所設備整備事業 (昭和 42 年度～)	市町村	へき地診療所の医療機器の整備に対し、助成する。	国 1/2 市町村 1/2
6 へき地医療拠点病院施設整備事業 (平成 28 年度～)	市町村	へき地医療拠点病院が実施する施設整備に対し、助成する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 へき地医療拠点病院運営事業	千円 32,476	千円 31,206	% 104.06	
2 へき地診療所運営事業	242,601	203,564	119.18	
3 へき地医療拠点病院設備整備事業	3,472	53,697	6.47	
4 遠隔医療設備整備事業	511	0	皆増	
5 へき地診療所設備整備事業	31,089	5,119	607.33	
6 へき地医療拠点病院施設整備事業	78,941	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 へき地医療拠点病院運営事業	鹿児島赤十字病院外7病院が行うへき地診療所への医師派遣及び無医地区での巡回診療等の医療活動に要する運営費を助成する。	鹿児島赤十字病院外7病院が行うへき地診療所への医師派遣及び無医地区での巡回診療等の医療活動に要する運営費を助成した。	鹿児島赤十字病院外6病院が行うへき地診療所への医師派遣及び無医地区での巡回診療等の医療活動に要する運営費を助成した。
2 へき地診療所運営事業	三島村外7市町村に対してへき地診療所の運営費を助成する。	三島村外7市町村に対してへき地診療所の運営費を助成した。	三島村外7市町村に対してへき地診療所の運営費を助成した。
3 へき地医療拠点病院設備整備事業	いまきいれ総合病院に対して医療機器の整備費を助成する。	鹿児島赤十字病院, 種子島医療センターに対して医療機器の整備費を助成した。	鹿児島赤十字病院に対して医療機器の整備費を助成した。
4 遠隔医療設備整備事業	屋久島町のへき地診療所の遠隔医療に必要な機器の整備に対して助成をする。	—	南九州病院, 鹿児島医療センター, 出水郡医師会広域医療センターの遠隔医療に必要な機器の整備に対して助成をした。
5 へき地診療所設備整備事業	薩摩川内市外2市町村のへき地診療所に対して医療機器の整備費を助成した。	屋久島町外2市町村に対して, 医療機器の整備費を助成した。	屋久島町のへき地診療所に対して医療機器の整備費を助成した。
6 へき地医療拠点病院施設整備事業	肝属郡医師会立病院に対して施設整備費を助成する。	—	—

事業名	看護職員修学資金等貸与事業
-----	---------------

(所管：医師・看護人材課
看護係)

1 目 的

県内の看護職員の確保と定着を図るため、将来、看護職員として就業しようとする看護師等養成施設に在学する学生・生徒に対して、修学資金を貸与する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
看護職員修学資金等貸与事業（①昭和 37 年度～，②平成 27 年度～）	県	県内の看護職員の確保が困難な施設等に将来就業しようとする学生，生徒に修学資金を貸与する。 また，鹿児島市を除く県内の看護職員の確保が困難な施設等に将来就業しようとする学生，生徒に特別修学資金を貸与する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
看護職員修学資金等貸与事業	35,193 千円	28,833 千円	122.1%	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
① 看護職員修学資金貸与	貸与人数 計 22 人 助産師 1 人 看護師 17 人 准看護師 4 人	貸与人数 計 17 人 助産師 0 人 看護師 14 人 准看護師 3 人	貸与人数 計 24 人 助産師 0 人 看護師 21 人 准看護師 3 人
② 看護職員特別修学資金貸与	貸与人数 計 60 人 助産師 3 人 看護師 57 人	貸与人数 計 47 人 助産師 1 人 看護師 46 人	貸与人数 計 39 人 助産師 1 人 看護師 38 人

事業名	看護職員確保対策事業
-----	------------

(所管：医師・看護人材課
看護係)

1 目 的

看護職員の確保、資質の向上を図るため、県内就業の促進や離職防止のための支援のほか、研修体制の整備や研修を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① ナースセンター事業(平成4年度～)	県 (県看護協会)	再就業相談事業、離職者の届出制度の周知、ハローワークと連携した就労相談や訪問看護師養成研修等を県看護協会に委託して実施する。	県 10/10
② 助産師活用推進事業(平成27年度～)	県	助産師の就業先の偏在解消や助産実践能力の向上等を図るため、産科医療機関間の出向・受入支援等を行う。	国 10/10
③ 看護職員確保対策推進事業 (平成29年度～)	県	看護職員確保対策に取り組んでいる県や関係機関の事業について、評価及び課題解決の方策の検討及び「看護の日」記念事業を実施する。	県 10/10
④ 看護職員確保対策補助事業	医療機関等	看護職員の離職防止や看護師の特定行為研修の受講促進を図るため、病院に対し必要な助成を行う。	
(1) (昭和50年度～)		(1) 病院内保育所運営費補助事業	県 2/3
(2) (平成22年度～)		(2) 新人看護職員卒後研修事業	事業者 1/3
(3) (平成29年度～)		(3) 看護師特定行為研修受講支援事業	県 1/2
(4) (平成22年度～)		(4) 外国人看護師候補者就労研修支援事業	事業者 1/2
⑤ 看護補助者確保支援事業	県	看護補助者に係る医療機関等の現状を把握するため、医療機関等へのアンケート調査等を実施し、看護学生等との求人・求職のマッチングを行う。	国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
① ナースセンター事業	千円 15,946	千円 15,939	% 100.0	
② 助産師活用推進事業	1,049	1,049	100.0	
③ 看護職員確保対策推進事業	441	441	100.0	
④ 看護職員確保対策補助事業	88,315	66,363	133.1	
⑤ 看護補助者確保支援事業	5,184	—	—	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① ナースセンター事業	・再就業相談事業 ・看護業務PR事業 ・訪問看護師養成講習会事業 ・助産師合同研修	・再就業相談事業 ・看護業務PR事業 ・訪問看護師養成講習会事業 ・助産師合同研修	・再就業相談事業 ・看護業務PR事業 ・訪問看護師養成講習会事業 ・助産師合同研修
② 助産師活用推進事業	・協議会 年2回	・協議会 年2回	・協議会 年2回
③ 看護職員確保対策推進事業	・看護職員確保対策検討会 年2回 ・看護の日記念事業 県知事表彰 11人	・看護職員確保対策検討会 年1回 ・看護の日記念事業 県知事表彰 10人	・看護職員確保対策検討会 年2回 ・看護の日記念事業 県知事表彰 10人
④ 看護職員確保対策補助事業	・病院内保育所運営費補助事業 30施設 - 補助対象院内保育施設 - A型特例 3施設 - A型 20施設 - B型 6施設 - B型特例 1施設 ・新人看護職員卒後研修事業 (1)研修体制整備補助 43施設 (2)医療機関受入研修補助 6施設 ・看護師特定行為研修受講支援事業 5施設 ・外国人看護師候補者就労研修支援事業 0施設	・病院内保育所運営費補助事業 29施設 - 補助対象院内保育施設 - A型特例 6施設 - A型 16施設 - B型 6施設 - B型特例 1施設 ・新人看護職員卒後研修事業 (1)研修体制整備補助 35施設 (2)医療機関受入研修補助 3施設 ・看護師特定行為研修受講支援事業 5施設 ・外国人看護師候補者就労研修支援事業 0施設	・病院内保育所運営費補助事業 28施設 - 補助対象院内保育施設 - A型特例 1施設 - A型 19施設 - B型 7施設 - B型特例 1施設 ・新人看護職員卒後研修事業 (1)研修体制整備補助 3施設 (2)医療機関受入研修補助 3施設 ・看護師特定行為研修受講支援事業 1施設 ・外国人看護師候補者就労研修支援事業 0施設
⑤ 看護補助者確保支援事業	・協議会 年5回 ・参加医療機関数：3 ・参加看護師等学校養成所数：2	—	—

事業名	ドナー環境整備事業
-----	-----------

(所管：薬務課 薬務係)

1 目 的

造血幹細胞移植の推進を図るため、骨髄バンク提供ドナーやそのドナーに休暇を与えた企業に対する助成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ドナー環境整備事業 (令和6年度～)	市町村	骨髄バンク提供ドナーやそのドナーに休暇を与えた企業に対する助成を行う。	県 5/10 市 町 村 5/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
ドナー環境整備事業	千円 1,260	千円 0	% 皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ドナー環境整備事業	骨髄バンク提供ドナーやそのドナーに休暇を与えた企業に対する助成を行った市町村に対し、助成を行う。	—	—

事業名	医療勤務環境改善支援事業
-----	--------------

(所管：保健医療福祉課医務係)

1 目 的

医療勤務環境改善支援センターは、医師や看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、各医療機関による勤務環境改善への取組に対して、労務管理面・医業経営面から、専門家による指導・助言を行うなど、個々の医療機関のニーズに応じた支援を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関の管理者等	医療機関が勤務環境改善に取り組むに当たり、医療勤務環境改善支援センターはアドバイザーの専門的知識を生かして、医療従事者が働きやすい環境・職場となるよう、当該医療機関へ助言・支援を行う。	基金 10/10
②地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関の管理者等	勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費をパッケージとして助成する。	基金 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①医療勤務環境改善支援センター運営事業	千円 3,466	千円 3,466	% 100	
②地域医療勤務環境改善体制整備事業	21,767	47,687 (3月補正)	45.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療勤務環境改善支援センターにおいて、アドバイザーの専門的知識を生かして、医療従事者が働きやすい環境・職場となるよう、当該医療機関へ助言・支援を行う。	医療勤務環境改善支援センターにおいて、アドバイザーの専門的知識を生かして、医療従事者が働きやすい環境・職場となるよう、当該医療機関へ助言・支援を行った。 ①相談対応 495 件 ②個別支援 7 医療機関	医療勤務環境改善支援センターにおいて、アドバイザーの専門的知識を生かして、医療従事者が働きやすい環境・職場となるよう、当該医療機関へ助言・支援を行った。 ①相談対応 393 件 ②個別支援 4 医療機関
②地域医療勤務環境改善体制整備事業	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費をパッケージとして助成する。 (助成件数：2 件)	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費をパッケージとして助成した。 (助成件数：3 件)	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費をパッケージとして助成した。 (助成件数：4 件)

事業名	医療施設防災対策事業
-----	------------

(所管：保健医療福祉課医務係)

1 目 的

医療施設における患者の安全確保を図るため、スプリンクラー等の整備を支援する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
医療施設防災対策事業（平成26年度）	医療機関開設者	医療施設における患者の安全確保を図るため、スプリンクラー施設、自動火災報知設備の設置義務がない病院・有床診療所等に対し、これらの整備に要する費用を助成する。	国庫補助 (1)通常型 23,000円／㎡ (2)水道連結型 22,000円／㎡ (3)パッケージ型 27,000円／㎡ (4)消防法施行令第32条 26,000円／㎡

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
医療施設防災対策事業	千円 335,150	千円 261,259	% 128.3	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
医療施設防災対策事業	スプリンクラー等設置義務のない病院・有床診療所が行うスプリンクラー等設置に要する費用を助成する。	スプリンクラー等設置義務のない病院・有床診療所が行うスプリンクラー等設置に要する費用を助成した。 3病院：39,612千円 7診療所：49,471千円	スプリンクラー等設置義務のない病院・有床診療所が行うスプリンクラー等設置に要する費用を助成した。 0病院：0千円 1診療所：12,700千円

事業名	歯科医療確保対策事業
-----	------------

(所管：保健医療福祉課医務係)

1 目 的

障害者（児）、休日の歯科診療、無歯科医地区や在宅での歯科医療、障害者歯科医療体制を確保するため、障害者等歯科診療所の運営や歯科巡回診療車による巡回診療、在宅機器整備への助成を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 障害者等歯科診療所運営事業	県	障害者（児）及び休日の歯科診療を確保するため、県歯科医師会に委託して障害者等歯科診療所を運営する。	県 10/10
② 障害者等歯科診療普及事業	県	障害児（者）及び難病患者の歯科診療・予防体制の充実を図るため、地域の障害児（者）等に対する歯科保健・診療体制の整備及び福祉施設職員等に対する口腔ケアの指導を実施する。	県 10/10
③ 歯科巡回診療	県	県歯科医師会へ歯科巡回診療車（こじか号）の運営を委託し、無歯科医地区を対象とした巡回診療を実施する。	県 10/10 （一部 国 1/2）
④ 離島歯科医療等体制充実事業	県	無歯科医地区における歯科巡回診療の更なる充実を図るため、一部離島において巡回診療回数を追加する。	基 金 10/10
⑤ 歯科衛生士確保対策事業	県	未就業の歯科衛生士への研修を実施し、県内歯科衛生士の人材確保を図る。	基 金 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①障害者等歯科診療所運営事業	千円 10,944	千円 11,035	% 99.2	
②障害者等歯科診療普及事業	1,602	2,214	72.4	

③歯科巡回診療	14, 277	13, 274	107. 6	
④離島歯科医療等体制充実事業	1, 034	1, 034	100. 0	
⑤歯科衛生士確保対策事業	737	737	100. 0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
①障害者等歯科診療所運営事業	県歯科医師会に委託し、障害者(児), 休日の歯科診療を実施	県歯科医師会に委託し、障害者(児), 休日の歯科診療を実施	県歯科医師会に委託し、障害者(児), 休日の歯科診療を実施
②障害者等歯科診療普及事業	県歯科医師会に委託し、施設への歯科巡回診療を実施するとともに、歯科医師及び福祉施設職員に対して障害児(者)歯科診療の研修や口腔ケア指導を実施年間 5 施設(予定)	県歯科医師会に委託し、施設への歯科巡回診療を実施するとともに、歯科医師及び福祉施設職員に対して障害児(者)歯科診療の研修や口腔ケア指導を実施年間 4 施設	県歯科医師会に委託し、施設への歯科巡回診療を実施するとともに、歯科医師及び福祉施設職員に対して障害児(者)歯科診療の研修や口腔ケア指導を実施年間 4 施設
③歯科巡回診療	県歯科医師会に歯科巡回診療車の運営を委託し、無歯科医地区で巡回診療を実施年間 60 日(予定)	県歯科医師会に歯科巡回診療車の運営を委託し、無歯科医地区で巡回診療を実施年間 37 日	県歯科医師会に歯科巡回診療車の運営を委託し、無歯科医地区で巡回診療を実施年間 45. 5 日
④離島歯科医療等体制充実事業	県歯科医師会に委託し、一部離島において巡回診療回数を追加年間 2 日(予定)	県歯科医師会に委託し、一部離島において巡回診療回数を追加年間 1 日	県歯科医師会に委託し、一部離島において巡回診療回数を追加年間 2 日
⑤歯科衛生士確保対策事業	未就業の歯科衛生士への研修を実施し、県内歯科衛生士の人材確保を図る。	未就業の歯科衛生士への研修を実施し、県内歯科衛生士の人材確保を図る。	未就業の歯科衛生士への研修を実施し、県内歯科衛生士の人材確保を図った。

事業名	地域医療介護総合確保事業
-----	--------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)

1 目 的

県地域医療構想に基づき、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想調整会議を開催するとともに、病床機能転換に対する助成を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 地域医療構想推進事業 (平成 28 年度～)	県	地域医療構想策定後に、医療機関の自主的な取組及び相互の協議によりその実現を図る。	県 10/10
2 病床の機能分化・連携支援事業 (平成 27 年度～)	医療機関	地域において不足している病床の機能への転換等のための整備費用を助成する。	県 1/2 機転 1/2
3 病床機能再編支援事業 (令和 2 年度～)	医療機関	地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の自主的な取組や協議により病床削減や再編統合に至った場合に給付金を支給する。	県 10/10
4 次期地域医療構想策定事業 (令和 6 年度～)	県	本県の次期地域医療構想を策定する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 地域医療構想推進事業	千円 23,326	千円 17,291	% 134.9	
2 病床の機能分化・連携支援事業	136,493	54,686	249.6	
3 病床機能再編支援事業	137,484	41,040	335.0	
4 次期地域医療構想策定事業	15,275	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 地域医療構想推進事業	・地域医療構想調整会議の開催（3回） ※9圏域（8ヵ所）	・地域医療構想調整会議の開催（1～4回） ※9圏域（8ヵ所）	・地域医療構想調整会議の開催（1～4回） ※9圏域（8ヵ所）
2 病床の機能分化・連携支援事業	・地域において不足している病床の機能への転換等のための整備費用に対する助成（3件）	・地域において不足している病床の機能への転換等のための整備費用に対する助成（3件）	・地域において不足している病床の機能への転換等のための整備費用に対する助成（2件）
3 病床機能再編支援事業	・医療機関の自主的な取組や協議による、地域医療構想の実現に資する病床削減や再編統合に対する給付金の支給（1件）	・医療機関の自主的な取組や協議による、地域医療構想の実現に資する病床削減や再編統合に対する給付金の支給（7件）	・医療機関の自主的な取組や協議による、地域医療構想の実現に資する病床削減や再編統合に対する給付金の支給（2件）
4 次期地域医療構想策定事業	・次期地域医療構想の策定に係るデータ調査・分析業務及び助言の委託 ・国検討状況の情報収集及び関係機関等への情報提供	—	—

事業名	病床転換助成事業
-----	----------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)

1 目 的

高齢者の医療の確保に関する法律第の規定により，医療費適正化を推進するために，病床の転換に要する費用を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
病床転換助成事業 (平成 21 年度～)	医療機関	医療費適正化を推進するため，県内の医療機関に対し，当該医療機関の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成する。	国 10/27 県 5/27 市 12/27

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
病床転換助成事業	千円 4,000	千円 9,500	% 42.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
病床転換助成事業	・医療機関が医療療養病床から介護保険施設等に転換する際の整備費用の助成（1件）	—	—

事業名	地域医療連携促進事業
-----	------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)

1 目 的

県民が安心して効率的に医療を受けられる地域社会の形成のため、医療機能の分化・連携等により、急性期から療養まで切れ目ない医療提供体制の整備を促進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 地域医療連携推進事業 (平成 19 年度)	県	医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制を整備するため、県内各地域において、疾病別・事業別及び在宅医療の医療連携推進体制の整備に向けた検討を行う。	国 1/2 県 1/2
2 かかりつけ医普及啓発事業 (平成 26 年度)	県医師会	在宅医療を推進するため、県医師会において、かかりつけ医を認定するとともに、かかりつけ医の役割などその重要性/必要性について普及啓発を行う。	県 1/2 事業主体 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 地域医療連携促進事業	千円 1,988	千円 1,989	% 99.9	
2 かかりつけ医普及啓発事業	1,967	1,967	100	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 地域医療連携促進事業	・二次保健医療圏毎に5疾病6事業及び在宅医療に係る医療連携体制を検討 ・保健医療計画圏域編の進捗状況の把握・評価等 ＜5疾病5事業＞ ＊5疾病 - がん, 脳卒中, 心筋梗塞等の心血管疾患, 糖尿病, 精神疾患 ＊6事業 - 救急医療, 災害医療 - 新興感染症発生・まん延時における医療, 離島・へき地医療 - 周産期医療, 小児医療	・二次保健医療圏毎に5疾病5事業及び在宅医療に係る医療連携体制を検討 ・地域医療連携計画の進捗状況の把握・評価等 ＜5疾病5事業＞ ＊5疾病 - がん, 脳卒中, 心筋梗塞等の心血管疾患, 糖尿病, 精神疾患 ＊5事業 - 救急医療, 災害医療 - 離島・へき地医療 - 周産期医療, 小児医療 ・地域医療連携計画が保健医療計画に一本化されることに伴い, 保健医療計画（圏域編）を策定	・二次保健医療圏毎に5疾病5事業及び在宅医療に係る医療連携体制を検討 ・地域医療連携計画の進捗状況の把握・評価等 ＜5疾病5事業＞ ＊5疾病 - がん, 脳卒中, 心筋梗塞等の心血管疾患, 糖尿病, 精神疾患 ＊5事業 - 救急医療, 災害医療 - 離島・へき地医療 - 周産期医療, 小児医療
2 かかりつけ医普及啓発事業	・認定審査会の開催 ・認定証の交付 ・ポスター, 電車・バス広告, 講演会による普及啓発	・認定審査会の開催 ・認定証の交付 ・ポスター, 電車・バス広告, 講演会による普及啓発	・認定審査会の開催 ・認定証の交付 ・ポスター, 電車・バス広告, 講演会による普及啓発

事業名	医療施設等施設整備事業
-----	-------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)

1 目 的

医療施設の経営確保を図るため、病院における患者の療養環境等の改善及び診療所の円滑な承継のための整備に要する費用を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①院内感染対策室施設整備事業 (平成 15 年度～)	医療機関	病院の老朽化等による建替等のために実施する施設整備のうち、医療機関の感染者のための個室整備に要する費用を助成する。	国 1/3 事業者 2/3
②医療施設近代化施設整備事業 (平成 28 年度～)	医療機関	医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な小計のための整備に要する経費を助成する。	国 0.33 事業者 0.67
③医療機器管理室施設整備事業 (平成 15 年度～)	医療機関	病院の老朽化等による建替等のために実施する施設整備のうち、臨床工学室の整備に要する費用を助成する。	国 0.3135 事業者 0.6865

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①院内感染対策室施設整備事業	千円 3,270	千円 0	% 皆増	
②医療施設近代化施設整備事業	356,659	527,575	67.6	
③医療機器管理室施設整備事業	1,128	0	皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①院内感染対策室施設整備事業	肝属郡医師会立病院が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。	—	—
②医療施設近代化施設整備事業	こだま病院ほか1件が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。	こだま病院が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。	春田病院が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。
③医療機器管理室施設整備事業	肝属郡医師会立病院が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。	—	—

事業名	災害時医療確保対策事業
-----	-------------

(所管：保健医療福祉課 医療政策係)
(災害医療対策班)
(障害福祉課 精神保健福祉係)

1 目 的

災害時における救急医療を確保するため、重篤救急患者の救命医療を行う災害拠点病院の連絡会議の開催、救急・広域災害医療情報システム（E M I S）の運用、大規模災害発生後の急性期（おおむね 48 時間以内）に医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（D M A T）、精神保健活動を行う災害派遣精神医療チーム（D P A T）の整備、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備、災害時に重要な役割を果たす二次救急医療施設等の耐震化又は補強等を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 災害拠点病院整備事業 (平成 11 年度)	県, 病院	災害時に多発する重篤患者の救命医療を行う災害拠点病院の連絡会議を開催する。	県 10/10
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業 (平成 12 年度)	県	救急・広域災害医療情報システムの運用を行う。	県 10/10
3 災害派遣医療チーム整備事業 (平成 20 年度～)	県	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため医師等を研修及び訓練に派遣するとともに、活動時の事故等の補償に備え傷害保険に加入する。	県 10/10
4 災害拠点病院等施設設備整備事業 (平成 24 年度～)	病院	災害時の重症救急患者等の医療を確保するため、災害拠点病院における、①医療機器等の設備、②給水設備等の施設の整備を図る。	①国 1/3 県 1/3 病院 1/3 ②国 1/3 病院 2/3
5 防災訓練等参加支援事業 (平成 28 年度～)	病院	大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練へ D M A T が参加するための経費を補助する。	国 10/10
6 災害時健康危機管理支援チーム養成研修事業 (平成 29 年度～)	県	災害時健康危機管理支援チームの養成のため、職員を国主催研修に派遣するとともに、職員を対象とした研修を実施する。	県 10/10
7 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 (平成 29 年度)	県	(1) 行政機関、精神科医等からなる運営委員会の開催 (2) 県内 D P A T 養成研修の開催 (3) 国等が主催する D P A T 研修、訓練等への参加 (4) D P A T 派遣に必要な資機材を整備	国 1/2 県 1/2 国 10/10 (一部)
8 医療施設等耐震整備事業 (平成 15 年度～)	県	病院の老朽化等による施設整備のうち、医療施設等の耐震化又は補強に係る整備に要する費用を助成する。	国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
1 災害拠点病院整備事業	千円 115	千円 160	% 71.8	
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業	5,310	5,310	100.0	
3 災害派遣医療チーム整備事業	4,801	4,703	102.0	
4 災害拠点病院等施設設備整備事業	12,816	4,271	300.0	
5 防災訓練等参加支援事業	2,800	1,800	155.5	
6 災害時健康危機管理支援チーム養成研修事業	865	918	94.2	
7 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	2,746	14,942	18.4	新型コロナウイルス感染症派遣業務に係る経費の減
8 医療施設等耐震整備事業	24,635	-	-	

4 令和6年度実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 災害拠点病院整備事業	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院連絡会議を開催する。	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院連絡会議を開催した。	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院との連絡調整を行った。
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業	救急・広域災害医療情報システムの運用を行う。	救急・広域災害医療情報システムの運用を行った。	救急・広域災害医療情報システムの運用を行った。
3 災害派遣医療チーム整備事業	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため、医師等の訓練及び研修への派遣、県内研修及び訓練の実施、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行う。	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため、医師等の訓練及び研修への派遣、県内研修及び訓練の実施、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行った。	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため、医師等の訓練及び研修への派遣、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行った。 新型コロナウイルス感染症への対応として医療提供体制の整備を行った。

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
4 災害拠点病院等施設設備整備事業	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行う。	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行った。	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行った。
5 防災訓練等参加支援事業	大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練へDHEATが参加するための経費を補助する。	大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練へDHEATが参加するための経費を補助した。	大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練へDHEATが参加するための経費を補助した。
6 災害時健康危機管理支援チーム養成研修事業	DHEAT構成員を養成するため、職員の研修への派遣や県内研修を実施する。	DHEAT構成員を養成するため、職員の研修への派遣や県内研修を実施した。	DHEAT構成員を養成するため、職員の研修への派遣や県内研修を実施した。
7 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	(1)行政機関、精神科医等からなる運営委員会の開催（2回） (2)県内DPAT養成研修の開催（1回） (3)国等が主催する研修、訓練等への参加 (4)DPAT派遣に必要な資機材を整備	(1)行政機関、精神科医等からなる運営委員会の開催（2回） (2)県内DPAT活動報告会の開催（1回） (3)国等が主催する研修、訓練等への参加 (4)DPAT派遣に必要な資機材を整備	(1)行政機関、精神科医等からなる運営委員会の開催（2回） (2)県内DPAT養成研修の開催（1回） (3)国等が主催する研修、訓練等への参加 (4)DPAT派遣に必要な資機材を整備
8 医療施設等耐震整備事業	大井病院が行う医療施設の施設整備に要する経費を助成する。	-	-

事業名	救急医療確保対策事業
-----	------------

(所管：保健医療福祉課 災害医療対策班)

1 目 的

休日・夜間等における地域住民の医療を確保するため、救急患者の病状に応じた初期、第二次及び第三次救急医療体制の充実や、救急医療施設の設備・施設整備に努める。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 初期救急医療 (1)小児救急電話相談事業 (平成 19 年度)	県	小児患者を持つ保護者等からの夜間及び日曜・祝日の電話相談（病気、けが、応急処置等）に対し、看護師等が症状に応じた適切な助言を行う。	県 10/10
2 第二次救急医療 (1)第二次救急医療施設運営費補助 (昭和 54 年度)	市町村	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、鹿児島・さつま・曾於救急医療圏において、共同利用型病院方式により、第二次救急医療体制の運営の円滑化を図る。	国 1/3 県 1/3 市町村1/3
(2)離島救急医療施設運営費補助 (平成 6 年度)	病 院	病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式による体制が整備されていない熊毛地域において、第二次救急医療を行う病院の運営費の助成を行う。	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
(3)添乗医師等確保対策事業補助 (昭和 49 年度)	組 合	重症救急患者を鹿児島市や沖縄県等の後方病院へ緊急搬送する場合にヘリコプター等に添乗する医師等の報酬、災害補償及び費用弁償に要する経費の一部を補助することにより、緊急搬送体制の円滑化を図る。	国 1/3 県 1/3 組合 1/3 県単補助 定 額
(4)第二次救急医療施設整備費補助 (昭和 53 年度)	病 院	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を目的とした第二次救急医療施設に必要な設備整備・施設整備を行う。(①共同利用施設設備整備費補助（地域医療支援病院）、②病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備費補助、ウ救急ヘリポート整備事業)	①国 1/3 県 1/3 病院 1/3 ②国 1/3 県 1/3 病院 1/3 ③国 0.33 病院0.67
(5)小児救急医療拠点病院運営費補助 (平成 16 年度)	病 院	休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対し、運営費を補助する。	県 10/10

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
3 第三次救急医療 (1)救命救急センター運営事業 (昭和 59 年度)	病 院	直ちに、救命措置を必要とする重篤救急患者に対応するため、鹿児島市立病院に設置されている全県下を対象とした 24 時間体制の救命救急センターの運営の円滑化を図る。	県 10/10
4 ドクターヘリ関連 (1)消防・防災ヘリコプター医師搭乗システム整備事業 (平成 21 年度)	県	往路から消防・防災ヘリコプターに医師等が搭乗して現場へ出動するシステムを整備し、救急患者の搬送時間の短縮や救急現場への直接出動による救命率向上、離島医療機関の医師不在の解消を図る。	県 10/10
(2)沖縄県ドクターヘリ導入負担金 (平成 20 年度)	県	沖縄県ドクターヘリの運航による奄美南部（与論島、沖永良部島及び徳之島）の救急搬送体制の充実を図る。	県 10/10
(3)ドクターヘリ運航事業 (平成 23 年度)	病 院	救急医療体制の充実・強化を図るため、医師が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な治療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を運航する。	国 1/2 県 1/2
(4)奄美ドクターヘリ運航事業 (平成 29 年度)	県	奄美地域における救急医療体制の充実・強化を図るため、関係機関との協議及び調整を行い、奄美ドクターヘリの安全かつ効率的な運航を図る。	県 10/10

3 予 算

事 業 区 分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
	千円	千円	%	
1 初 期 救 急 医 療	20,511	20,511	100.0	
(1)小児救急電話相談事業	20,511	20,511	100.0	
2 第 二 次 救 急 医 療	213,114	165,133	129.0	
(1)第二次救急医療施設運営費補助	62,500	62,786	99.5	
(2)添乗医師等確保対策事業補助	1,274	1,274	100.0	
(3)離島救急医療施設運営費補助	2,669	2,669	100.0	
(4)第二次救急医療施設設備整備費補助	107,225	58,958	181.8	
(5)小児救急医療拠点病院運営費補助	39,446	39,446	100.0	
3 第 三 次 救 急 医 療	30,000	30,000	100.0	
(1)救命救急センター運営費補助	30,000	30,000	100.0	
4 ドクターヘリ 関連	351,969	334,805	105.1	
(1)消防・防災ヘリコプター医師搭乗システム整備事業	177	354	50.0	
(2)沖縄県ドクターヘリ導入負担金	20,794	3,369	617.2	
(3)ドクターヘリ運航事業	330,837	330,872	99.9	
(4)奄美ドクターヘリ運航事業	161	210	76.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 初期救急医療 (1)小児救急電話相談事業	窓口開設時間 平日・土曜日 ：19時～翌朝8時 日祝年末年始 ：8時～翌朝8時	窓口開設時間 平日・土曜日 ：19時～翌朝8時 日祝年末年始 ：8時～翌朝8時	- 窓口開設時間 平日・土曜日 ：19時～翌朝8時 日祝年末年始 ：8時～翌朝8時 - 相談件数 8,896 件
2 第二次救急医療 (1)第二次救急医療施設運営費補助	9 広域救急医療圏のうち、3 医療圏で共同利用型病院方式により実施し、11 市町村に対し運営費を助成する。	9 広域救急医療圏のうち、3 医療圏で共同利用型病院方式により実施し、11 市町村に対し運営費を助成した。	9 広域救急医療圏のうち、3 医療圏で共同利用型病院方式により実施し、11 市町村に対し運営費を助成した。
(2) 離島救急医療施設運営費補助	熊毛地域において、第二次救急医療を行う病院への運営費助成を行う協議会に対し、その運営費を助成する。	熊毛地域において、第二次救急医療を行う病院への運営費助成を行う協議会に対し、その運営費を助成した。	熊毛地域において、第二次救急医療を行う病院への運営費助成を行う協議会に対し、その運営費を助成した。
(3) 添乗医師等確保対策事業補助	ヘリコプター等急患搬送における添乗医師等の円滑な確保を図るため、鹿児島県市町村総合事務組合に運営費の一部を助成する。	ヘリコプター等急患搬送における添乗医師等の円滑な確保を図るため、鹿児島県市町村総合事務組合に運営費の一部を助成した。	ヘリコプター等急患搬送における添乗医師等の円滑な確保を図るため、鹿児島県市町村総合事務組合に運営費の一部を助成した。
(4) 第二次医療施設整備費補助	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を目的とした第二次救急医療施設に必要な設備整備・施設整備を行う。	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を目的とした第二次救急医療施設に必要な設備整備・施設整備を行った。	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を目的とした第二次救急医療施設に必要な設備整備・施設整備を行った。
(5)小児救急医療拠点病院運営費補助	補助金交付先(予定) 1ヶ所	補助金交付先(予定) 1ヶ所	- 補助金交付先 1ヶ所 - 受診患者数 1,004 人

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
3第三次救急医療 (1)救命救急センター 運営費補助	救命措置を必要とする重篤救急患者に対する救急医療体制を確保するため、鹿児島市立病院救命救急センターに対し、その運営費を助成する。	救命措置を必要とする重篤救急患者に対する救急医療体制を確保するため、鹿児島市立病院救命救急センターに対し、その運営費を助成した。	救命措置を必要とする重篤救急患者に対する救急医療体制を確保するため、鹿児島市立病院救命救急センターに対し、その運営費を助成した。
4ドクターヘリ関連 (1)消防・防災ヘリコプター医師搭乗システム整備事業	往路から消防・防災ヘリコプターに医師等が搭乗して現場へ出動するシステムを整備し、救急患者の搬送時間の短縮や救急現場への直接出動による救命率向上、搬送元医療機関の医師不在の解消を図る。	往路から消防・防災ヘリコプターに医師等が搭乗して現場へ出動するシステムを整備し、救急患者の搬送時間の短縮や救急現場への直接出動による救命率向上、搬送元医療機関の医師不在の解消を図った。	往路から消防・防災ヘリコプターに医師等が搭乗して現場へ出動するシステムを整備し、救急患者の搬送時間の短縮や救急現場への直接出動による救命率向上、搬送元医療機関の医師不在の解消を図った。
(2)沖縄県ドクターヘリ導入負担金	沖縄県ドクターヘリの運航による奄美南部（与論島、沖永良部島及び徳之島）の救急搬送体制の充実を図るため、沖縄県ドクターヘリの運航経費の一部を負担する。	沖縄県ドクターヘリの運航による奄美南部（与論島、沖永良部島及び徳之島）の救急搬送体制の充実を図るため、沖縄県ドクターヘリの運航経費の一部を負担した。	沖縄県ドクターヘリの運航による奄美南部（与論島、沖永良部島及び徳之島）の救急搬送体制の充実を図るため、沖縄県ドクターヘリの運航経費の一部を負担した。
(3)ドクターヘリ運航事業	県本土・熊毛地域等を範囲とするドクターヘリを運航する。	県本土・熊毛地域等を範囲とするドクターヘリの運航を行った。	県本土・熊毛地域等を範囲とするドクターヘリの運航を行った。
(4)奄美ドクターヘリ運航事業	奄美地域及び十島村を範囲とする奄美ドクターヘリの安全かつ効率的・効果的な運航を図る。	奄美地域及び十島村を範囲とする奄美ドクターヘリの安全かつ効率的・効果的な運航を図った。	奄美地域及び十島村を範囲とする奄美ドクターヘリの安全かつ効率的・効果的な運航を図った。

事業名	看護師等養成所運営事業
-----	-------------

(所管：医師・看護人材課
看護係)

1 目 的

看護師等養成所における教育内容の充実・向上を図るため、学校法人等が設置する養成所の運営費を助成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
看護師等養成所運営費補助事業(昭和46年度～)	県	看護師等養成所に対し運営費の一部を助成する。	県 定額

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
看護師等養成所運営費補助事業	千円 216,832	千円 265,249	% 81.7	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
看護師等養成所運営費補助事業	補助対象（養成所） 15 課程	補助対象（養成所） 17 課程	補助対象（養成所） 17 課程

事業名	看護補助者処遇改善事業
-----	-------------

(所管：医師・看護人材課
看護係)

1 目 的

病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
看護補助者処遇改善事業	医療機関	対象医療機関の看護補助者（常勤換算）1人あたり月額 6,000 円の賃金引き上げに相当する額を対象医療機関に補助する。	国 10/10 (1千円県費)

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
看護補助者処遇改善事業	千円 115,817	千円 -	% 皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
看護補助者処遇改善事業	・ 補助対象施設： 県内 169 医療機関 (病院，診療所) ・ 対象看護補助者数 (常勤換算)：2,787 人	—	—

事業名	緊急医師確保対策事業
-----	------------

(所管：医師・看護人材課
医師確保対策係)

1 目 的

将来にわたって医師を安定的に確保するため、医師修学資金の貸与、ドクターバンクの活用、臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
緊急医師確保対策事業（平成20年度～）	県	(1) 医師修学資金貸与事業 ① 地域枠 医学生に医師修学資金を貸与し、離島・へき地の医療機関に勤務する医師を確保する。 ② 特定診療科枠 将来、県内の産科、小児科等の地域の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に修学資金を貸与する。	県 10/10
		(2) 地域枠医学生離島・へき地医療実習事業 地域枠医学生の離島・へき地医療に対する熱意を保持・増進するため、鹿児島大学と連携して、離島・へき地医療実習及び学習会を実施する。	県 10/10
		(3) 地域医師育成特別顧問の配置 卒前・卒後、義務明けまでを見通した地域枠医学生の育成及び支援を図るため、地域医師育成特別顧問を配置する。	県 10/10
		(4) ドクターバンク運営事業 「ドクターバンクかごしま」において、県外在住医師のU・Iターンの促進を図るとともに、公立医療機関に対する医師の斡旋等を実施する。	県 10/10
		(5) 女性医師復職研修事業 産休や育休後の女性医師の再就業を支援するため、復職に向けた研修を実施する。	県 10/10
		(6) 離島・へき地医療視察支援事業 県外在住の医師を県内の離島・へき地での就業につなげるため、離島・へき地の医療現場を視察する際に要する経費の一部を支援する。	県 10/10
		(7) 臨床研修病院連携強化対策事業 県と臨床研修病院等で構成される「鹿児島県初期臨床研修連絡協議会」において、臨床研修医確保に向けた取組を推進する。	県 10/10
		(8) 専門医養成支援事業 産科、小児科、麻酔科、救急科、総合診療科に係る専攻医を確保するため、研修奨励金を支給する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
緊急医師確保対策事業	千円 219,117	千円 213,300	% 102.7	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
緊急医師確保対策事業	(1) 医師修学資金の貸与 ① 地域枠 新規貸与 20 名 継続貸与 93 名 ② 特定診療科枠 新規貸与 10 名 継続貸与 1 名 (2) へき地医療機関等配置数 81 名 (3) 地域枠医学生離島・へき地医療実習の実施 (4) 地域医師育成特別顧問（1 名）の配置 (5) ドクターバンクかごしまの運営 (6) 鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の運営 (7) 特定診療科の専門医に研修奨励金を支給 28 名	(3) 医師修学資金の貸与 ③ 地域枠 新規貸与 20 名 継続貸与 84 名 ④ 特定診療科枠 新規貸与 0 名 継続貸与 4 名 (2) へき地医療機関等配置数 62 名 (3) 地域枠医学生離島・へき地医療実習の実施 (4) 地域医師育成特別顧問（1 名）の配置 (5) ドクターバンクかごしまの運営 求職登録：2 件 (6) 鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の運営 初期臨床研修医令和 6 年度採用数 94 名 (7) 特定診療科の専門医に研修奨励金を支給 19 名	(1) 医師修学資金の貸与 ① 地域枠 新規貸与 18 名 継続貸与 81 名 ② 特定診療科枠 新規貸与 0 名 継続貸与 4 名 (2) へき地医療機関等配置数 46 名 (3) 地域枠医学生離島・へき地医療実習に代わり、オンライン形式の講演会・勉強会を実施 (4) 地域医師育成特別顧問（1 名）の配置 (5) ドクターバンクかごしまの運営 求職登録：2 件 (6) 鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の運営 初期臨床研修医令和 5 年度採用数 121 名 (7) 特定診療科医師派遣 1 名 (8) 特定診療科の専門医に研修奨励金を支給 28 名

事業名	地域医療対策基金造成事業
-----	--------------

(所管：医師・看護人材課
医師確保対策係)

1 目 的

将来にわたって地域における医療を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、基金を造成する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
地域医療対策基金造成事業（平成 20 年度～）	県	基金を設置して、以下の事業を実施する。 ・医師確保に向けた総合的な施策 ・常駐の産科医のいない離島地域の妊産婦の健診・出産に係る通院や滞在費等の経費の助成	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
地域医療対策基金造成事業	千円 87,300	千円 74,700	% 116.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
地域医療対策基金造成事業	基金 87,300 千円を積立	基金 79,740 千円を積立	基金 65,408 千円を積立

事業名	臓器移植推進事業
-----	----------

(所管：健康増進課 疾病対策係)

1 目 的

本県における臓器移植の体制整備を図るとともに、移植医療に関する正しい知識を県民に普及啓発する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 臓器移植コーディネーター設置助成事業 (平成7年度～)	(公財) 県移植医療アイバンク推進協会	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会に設置されるコーディネーターの人件費等に対して助成を行う。	県 10/10
2 HLA検査センター設置助成事業 (平成7年度～)	鹿児島大学病院	HLA検査センターの検査員の人件費等に対して助成を行う。	県 10/10
3 臓器移植推進普及啓発事業 (平成7年度～)	県	普及啓発キャンペーンの実施、リーフレットの作成・配布	県 10/10
4 臓器移植対策推進事業 (平成7年度～)	(公財) 県移植医療アイバンク推進協会	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会に対し、普及啓発活動等に必要な経費について助成を行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 臓器移植コーディネーター設置助成事業	千円 4,048	千円 4,048	% 100.0	
2 HLA検査センター設置助成事業	904	904	100.0	
3 臓器移植推進普及啓発事業	86	86	100.0	
4 臓器移植対策推進事業	1,728	1,728	100.0	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 臓器移植コーディネーター設置助成事業	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会の臓器移植コーディネーターへの助成	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会の臓器移植コーディネーターへの助成	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会の臓器移植コーディネーターへの助成
2 HLA検査センター設置助成事業	HLA検査センターへの人件費等の助成	HLA検査センターへの人件費等の助成	HLA検査センターへの人件費等の助成
3 臓器移植推進普及啓発事業	街頭キャンペーン等の実施 (鹿児島市等県内 15 市町)	街頭キャンペーン等の実施 (鹿児島市等県内 7 市町)	街頭キャンペーン等の実施 (鹿児島市等県内 0 市町)
4 臓器移植対策推進事業	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会が行う、普及啓発活動等への助成	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会が行う、普及啓発活動等への助成	鹿児島県移植医療アイバンク推進協会が行う、普及啓発活動等への助成

事業名	災害時緊急医薬品等確保事業
-----	---------------

(所管：保健医療福祉課 災害医療対策班)

1 目 的

川内原子力発電所による災害が発生した場合の緊急時における発電所の周辺地域住民の安全確保のために、必要となる安定ヨウ素剤の整備・維持管理及び事前配布並びに配布管理システムの開発を行う。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
① 安定ヨウ素剤整備事業 (平成6年度)	県	・安定ヨウ素剤の説明会を開催し、事前配布を行う。 ・安定ヨウ素剤等関係資機材の配備を行う。	
② 安定ヨウ素剤配布管理システム開発事業 (平成30年度)	県	・安定ヨウ素剤の事前配布対象者への配布状況、転出入者の把握及び薬剤更新等の台帳管理を行うためのシステム開発を行う	

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
①安定ヨウ素剤整備事業	千円 28,597	千円 30,653	% 93.2	
②安定ヨウ素剤配布管理システム開発事業	1,903	2,365	80.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①安定ヨウ素剤整備事業	・安定ヨウ素剤の説明会を開催し、事前配布を実施予定 ・事前配布した安定ヨウ素剤の更新配布を実施予定 ・安定ヨウ素剤等関係資機材を配備予定	・安定ヨウ素剤の説明会を開催し、事前配布を実施 ・事前配布した安定ヨウ素剤の更新配布を実施 ・安定ヨウ素剤等関係資機材を配備	・安定ヨウ素剤の説明会を開催し、事前配布を実施 ・事前配布した安定ヨウ素剤の更新配布を実施 ・安定ヨウ素剤等関係資機材を配備
② 安定ヨウ素剤配布管理システム開発事業	・PAZ用システムの保守 ・UPZ用システムの保守	・PAZ用システムの保守 ・UPZ用システムの保守	・PAZ用システムの保守 ・UPZ用システムの保守

事業名	感染症予防計画事業
-----	-----------

(所管：感染症対策課 感染症対策調整係)

1 目 的

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、改定後の県感染症予防計画に基づき、感染症対策の一層の充実・強化を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
感染症予防計画事業 (令和5年度～)	県	・県連携協議会を開催するとともに医療機関等との協定締結及び設備整備への助成，保健所体制及び検査体制の整備，研修・訓練等を実施する。	県 10/10 一部 国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
感染症予防計画事業	千円 11,101	千円 783	% 1,417.8	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
感染症予防計画事業	・連携協議会の開催 ・医療機関等との協定締結 ・医療従事者等に対する研修・訓練 ・県環境保健センターにおける設備整備	・感染症予防計画の改定 ・連携協議会の開催3回	—

事業名	災害薬事コーディネーター養成事業
-----	------------------

(所管：薬務課)

1 目 的

災害時の医療救護活動に必要な医薬品・医療機器等の確保・供給及び被災地を支援する薬剤師の確保等の調整を行う災害薬事コーディネーターを養成し、災害発生に向け体制を整備する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
災害薬事コーディネーター養成事業 (令和6年度～)	国	①災害薬事コーディネーターを養成するための研修会を開催する。	①国 10/10
	県	②研修受講者について、災害薬事コーディネーターの委嘱を行うとともに、委嘱者の名簿を作成する。	②県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
災害薬事コーディネーター養成事業	千円 997	千円 0	% 皆増	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
災害薬事コーディネーター養成事業	・災害薬事コーディネーター研修会開催。 ・災害薬事コーディネーター委嘱及び委嘱者名簿の作成。	—	—

事業名	原子力災害医療対策事業
-----	-------------

(所管：保健医療福祉課災害医療対策班)

1 目 的

川内原子力発電所で災害が発生した場合の緊急時における周辺住民の安全確保を図るため、医療措置を行う施設や物品の整備・維持管理を行うとともに、原子力災害医療に従事する者を各種研修会へ派遣し、必要な知識の習得に努める。

また、原子力防災訓練において、避難退域時検査及び簡易除染訓練を行うほか、川内原子力発電所から概ね 30 km 県内に所在する医療機関等の避難計画や避難の仕組みについて、実効性を高めるための取り組みの促進に努める。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
①緊急被ばく医療施設等整備 (昭和 59 年度)	県	川内原子力発電所による災害が発生した場合の緊急時における当発電所の周辺地域住民の安全確保のため、医療措置を行う施設及び物品の整備・維持管理を行う。	国 10/10
②防災講習会開催等 (昭和 59 年度)	県	川内原子力発電所に係る放射性物質の放出による災害時に原子力災害医療に従事する医師、看護師、保健師及び放射線技師等を各種研修会へ派遣する。	国 10/10
③原子力防災訓練 (昭和 59 年度)	県	原子力防災訓練として、避難退域時検査及び簡易除染訓練を行うとともに、他道府県が実施する訓練の視察研修を行う。	国 10/10
④避難計画作成支援事業 (平成 26 年度)	県	川内原子力発電所から概ね 30 km 圏内に所在する医療機関等の原子力災害が発生した際の避難計画や避難の仕組みについて、関係機関等との連絡調整を行い、実効性を高めるための取り組みを促進する。	国 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
①緊急被ばく医療施設等整備	千円 60,143	千円 77,308	% 77.7	
②防災講習会開催等	28,934	27,818	104.0	
③原子力防災訓練	6,217	6,202	100.2	
④避難計画作成支援事業	208	204	101.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
①緊急被ばく医療施設等整備	緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び原子力災害医療に必要な物品の整備・維持管理に努める。 また、済生会川内病院の被ばく医療施設の運営費を助成する。	緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び原子力災害医療に必要な物品の整備・維持管理に努めた。 また、済生会川内病院の被ばく医療施設の運営費を助成した。	緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び原子力災害医療に必要な物品の整備・維持管理に努めた。 また、済生会川内病院の被ばく医療施設の運営費を助成した。
②防災講習会開催等	原子力災害医療の関係者を各種研修会へ派遣し、原子力災害時における医療措置等に関する知識の修得、技能の向上に努める。	原子力災害医療の関係者を各種研修会へ派遣し、原子力災害時における医療措置等に関する知識の修得、技能の向上に努めた。	原子力災害医療の関係者を各種研修会へ派遣し、原子力災害時における医療措置等に関する知識の修得、技能の向上に努めた。
③原子力防災訓練	原子力防災訓練において、避難退域時検査及び簡易除染訓練を行い、原子力災害時における医療措置等の習熟に努める。	原子力防災訓練において、避難退域時検査及び簡易除染訓練を行い、原子力災害時における医療措置等の習熟に努めた。	原子力防災訓練において、避難退域時検査及び簡易除染訓練を行い、原子力災害時における医療措置等の習熟に努めた。
④避難計画作成支援事業	川内原子力発電所から概ね30km圏内に所在する医療機関等の原子力災害が発生した際の避難計画や避難の仕組みについて、関係機関等との連絡調整を行い、実効性を高めるための取り組みの促進に努める。	川内原子力発電所から概ね30km圏内に所在する医療機関等の原子力災害が発生した際の避難計画や避難の仕組みについて、関係機関等との連絡調整を行い、実効性を高めるための取り組みの促進に努めた。	川内原子力発電所から概ね30km圏内に所在する医療機関等の原子力災害が発生した際の避難計画や避難の仕組みについて、関係機関等との連絡調整を行い、実効性を高めるための取り組みの促進に努めた。

事業名	新型インフルエンザ対策事業
-----	---------------

(所管：感染症対策課 感染症対策調整係)

1 目 的

新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザウイルス薬については、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」により、全患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他医療対応に必要な量を目標量として備蓄する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
新型インフルエンザ対策事業 (平成18年度～)	県	- 使用期限が切れる抗インフルエンザウイルス薬を廃棄し、新たに抗インフルエンザウイルス薬を補充する。 - 新型インフルエンザ等の発生・流行に備え、保健所等の担当者説明会を開催する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
新型インフルエンザ対策事業	千円 46,516	千円 46,517	% 99.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
新型インフルエンザ対策事業	- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等 タミフルセル 20,930人分 イベル 3,367人分 - 新型インフルエンザ等対策担当者説明会の開催 1回	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等 タミフルセル 3,170人分 ゾフルーザ 18,300人分	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等 タミフルセル 7,700人分 ラピアクタ 3,500人分 リレンザ 10,000人分

事業名	風しん検査事業
-----	---------

(所管：感染症対策課 感染症保健予防係)

1 目 的

感染予防やまん延防止を図るとともに、妊娠を希望する女性等が安心して子どもを産み育てられる環境作りを目指す。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
風しん検査事業 (平成 26 年度～)	県	・風しんのワクチン接種の必要性を判断できるようにするための抗体検査を医療機関等で実施する。	国 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
風しん検査事業	千円 5,800	千円 6,070	% 95.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
風しん検査事業	・風しん抗体検査件数 850 件	・風しん抗体検査件数 890 件	・風しん抗体検査件数 506 件

事業名	感染症医療対策事業
-----	-----------

(所管：感染症対策課 感染症保健予防係、
感染症対策調整係)

1 目 的

感染症指定医療機関の施設等整備や維持運営に要する経費を補助することにより、感染症の入院患者に良質で適切な医療を提供する。

また、一類・二類感染症患者の入院医療費を公費負担することにより、感染症患者に適切な医療を提供し、感染症のまん延防止を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 指定医療機関整備 運営事業 (平成 11 年度)	病院	・ 第一種・第二種感染症指定医療機関の感染症病床の運営に要する経費の補助	国 1/2 県 1/2
2 医療扶助 (平成 11 年度)	県	・ 一類・二類感染症患者の感染症指定医療機関への入院に係る医療費について、医療保険制度等を適用した残額の患者負担について、公費負担する。 ・ 感染症の診査に関する協議会を開催し、感染症患者の就業制限、入院勧告等に関し、必要な審査を行う。	国 3/4 県 1/4 県 10/10
3 指定医療機関施設 設備整備事業 (令和 5 年度)	病院	・ 第一種・第二種感染症指定医療機関の施設設備整備に要する経費の補助	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
1 指定医療機関整備運営事業	千円 20,600	千円 20,600	% 100.0	
2 医療扶助	842	842	100.0	
3 指定医療機関施設設備整備事業	106	294,687	0.04	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1 指定医療機関整備 運営事業	・第一種・第二種感染症指定医療機関の7 医療機関(23床)に 助成	・第一種・第二種感染症指定医療機関の5 医療機関(17床)に 助成	・第一種・第二種感染症指定医療機関の1 医療機関(1床)に助 成
2 医療扶助	感染症患者 (公費負担予定)	—	—
3 指定医療機関施設 設備整備事業	・第一種・第二種感染症 指定医療機関の2医 療機関に助成	・1医療機関 (1医療機関はR 6に繰越)	—

事業名	感染症専門医養成講座事業
-----	--------------

(所管：感染症対策課 感染症対策調整係)

1 目 的

平時から感染症の発生やまん延時における医療体制を整備するため、感染症専門医を養成し、健康危機管理体制の充実を図る。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
感染症専門医養成講座事業 (令和5年度～)	鹿児島大学	・感染症専門医養成講座の運営に要する経費を寄附する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
感染症専門医養成講座事業	千円 28,700	千円 20,560	% 139.6	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
感染症専門医養成講座事業	・感染症専門医の養成 ※R5～8の4年で6人程度	・受講生：8人	—

事業名	食品安全推進対策事業
-----	------------

(所管：生活衛生課 食品衛生係)

1 目 的

食品衛生法の規定に基づき、県民の健康の保護を図るため、本県の実情を考慮した食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効率的な監視指導を実施し、食の安全に関する情報提供を行い、消費者の視点に立った食品安全対策を推進する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
食品安全推進対策事業 (平成 16 年度～)	県	県民の健康保護を図るために、消費者の視点に立った食品安全確保として、県独自の食品衛生監視指導計画の策定、食品表示の適正化、食品安全情報の提供及び国等との連携強化を推進する。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
食品安全推進対策事業	千円 443	千円 425	% 104.2	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
食品安全推進対策事業	・鹿児島県食品衛生監視指導計画の策定 ・食品表示の適正化に係る監視指導 ・食品安全に関するパンフレット作成 10,000 部	・鹿児島県食品衛生監視指導計画の策定 ・食品表示の適正化に係る監視指導 ・食品安全に関するパンフレット作成 10,000 部	・鹿児島県食品衛生監視指導計画の策定 ・食品表示の適正化に係る監視指導 ・食品安全に関するパンフレット作成 10,000 部

事業名	ボランティア活動促進事業
-----	--------------

(所管：社会福祉課 地域福祉支援係)

1 目 的

県及び市町村社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターの活動を促進し、ボランティアの養成・確保を図るとともに、住民がともに参加し支え合う地域社会づくりを進める。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県ボランティアセンター活動事業 (昭和 50 年度)	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会に設置された県ボランティアセンターが行う各種事業に対して助成するとともに、県ボランティアセンターへのボランティアコーディネーターの配置を支援する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
県ボランティアセンター活動事業	9,389 千円	9,389 千円	100.0 %	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	令和 4 年 度
県ボランティアセンター活動事業	福祉教育, 養成・研修, 広報・啓発等 ・児童・生徒のボランティア活動啓発促進事業等 ・ボランティアコーディネーターの配置	福祉教育, 養成・研修, 広報・啓発等 ・児童・生徒のボランティア活動啓発促進事業等 R5 実績:38 社協で実施 ・ボランティアコーディネーターの配置 R5実績:92人	福祉教育, 養成・研修, 広報・啓発等 ・児童・生徒のボランティア活動啓発促進事業等 R4 実績:37 社協で実施 ・ボランティアコーディネーターの配置 R4実績:86人

事業名	動物愛護業務事業
-----	----------

(所管：生活衛生課 乳肉衛生係)

1 目 的

保護・引取頭数を減少させる入口対策とともに、譲渡、返還頭数を増加させる出口対策に取り組むことにより、殺処分頭数の減少を推進し、殺処分ゼロを目指す。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
動物愛護業務事業 (令和3年度)	県	犬・猫の保護・引取頭数を減少させると共に譲渡の推進を図るため、地域猫活動を支援する自治体等への補助やミルクボランティア等を行う動物愛護団体への助成などを行う。	県 10/10

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6 年 度 当 初	5 年 度 当 初	対前年比	
動物愛護業務事業	千円 3,585	千円 3,934	% 91.1	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
動物愛護業務事業	・地域猫活動を支援する自治体等への補助の実施 ・ミルクボランティア等を行う動物愛護団体への助成 ・動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ・動物愛護イベント開催 ・動物管理所の施設整備	・地域猫活動を支援する自治体等への補助の実施 ・ミルクボランティア等を行う動物愛護団体への助成 ・動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ・動物愛護イベント開催 ・動物管理所の施設整備	・地域猫活動を支援する自治体等への補助の実施 ・ミルクボランティア等を行う動物愛護団体への助成 ・動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ・動物愛護イベント開催 ・動物管理所の施設整備

事業名	ハブ対策事業
-----	--------

((所管：薬務課 麻薬係))

1 目 的

奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島の5島においては、ハブの咬傷者がここ数年50人前後発生しており、住民の日常生活に大きな不安と脅威を与え、農林業及び観光の振興を阻害する要因となっている。

このため、所要のハブ対策を実施することにより、住民の安心・安全な生活環境を確保するとともに、5島の産業及び観光振興等に寄与する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
ハブ対策事業 (昭和29年度～)	県	・住民が健康で安心して生活できる生活環境を確保するため、住民とハブとの棲み分けの方策等の研究を進める。 ・咬傷時の緊急治療のため、治療薬であるはぶ抗毒素を購入し医療機関や役場等に配備する。	国 1/2 県 1/2

3 予 算

事業区分	県 予 算 額			備 考
	6年度当初	5年度当初	対前年比	
ハブ対策事業	千 25,574	千 15,747	% 162.4	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ハブ対策事業	・ハブと人間の棲み分けを目的とした諸調査及び研究 ・はぶ抗毒素の購入配備	・ハブと人間の棲み分けを目的とした諸調査及び研究 ・はぶ抗毒素の購入配備	・ハブと人間の棲み分けを目的とした諸調査及び研究 ・はぶ抗毒素の購入配備

参 考 資 料

I 保健福祉部関係

1 令和6年度 保健福祉部主要施策の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 〈H30～R11〉 S62. 6 作成 H 4. 6 見直し H 9.10 見直し H14.10 見直し H17. 9 一部見直し H20. 3 見直し H25. 3 見直し H30. 3 見直し R 4. 3 中間見直し R 6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となる計画 ○ 基本理念 県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島 《健康寿命の延伸・生活の質（QOL）の向上》 ○ 施策体系等 (1)健康づくり・疾病予防の推進 (2)安全で質の高い医療の確保 (3)地域包括ケア体制の整備充実 等 根拠：医療法第30条の4第1項	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 〈H30～R11〉 H20. 3 作成 H25. 3 見直し H30. 3 見直し R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の医療費適正化の基本的な方針を定めた計画 ○ 目標 (1)県民の健康の保持の推進 (2)医療の効率的な提供の推進 ○ 取組 (1)健康意識の向上，生活習慣病等の予防，高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進，健康保持推進体制の強化 (2)病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進，後発医薬品の使用促進，受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	全国医療費適正化計画 (R6～R11)
鹿児島県医師確保計画 (医師・看護人材課)	R6. 3 〈R6～R8〉 R2. 3 作成 R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 医師偏在指標に基づく医師確保対策の実施により医師偏在の是正を図るための計画 ○ 計画の位置づけ (1)医師少数区域における医師偏在是正 (2)県下全域における医師確保対策 ○ 施策体系等 (1)医師確保の方針 (2)目標医師数 (3)目標医師数を達成するための施策等 根拠：医療法第30条の4第2項	

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県看護人材確保計画 (医師・看護人材課)	R3. 3 〈R3～R7〉	○ 計画の概要・趣旨 看護人材の安定的な確保・育成の重要性について、関係機関が共有し、各々の役割や、取り組むべき基本的な方向性をしっかりと認識し、計画的に看護人材の確保・育成を進めていくために策定 ○ 計画の位置づけ 関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに、計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針 ○ 施策体系等 (1) 看護の魅力発信 (2) 次代を担う看護人材の養成 (3) 職場定着・離職防止の推進 (4) 就業促進・再就業支援 (5) 看護の質の向上 根拠：独自計画	看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針
鹿児島県国民健康保険運営方針 (国民健康保険課)	R6. 3 〈R6～R11〉 H29. 11 策定 R3. 3 見直し R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 県及び市町村が行う国保の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るために定める運営に関する方針 ○ 施策（推進）体系等 (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (2) 保険料(税)水準の平準化 (3) 医療費の適正化の取組 (4) 事務の広域的及び効率的な運営の推進等 根拠：国民健康保険法第 82 条の 2	都道府県国民健康保険運営方針策定要領
鹿児島県地域福祉支援計画 (社会福祉課)	R6. 3 〈R6～R10〉 H31. 3 策定 R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 高齢者、障害者、児童等に関する個別の計画の上位計画として、地域共生社会実現の施策の方向性を取りまとめるとともに、市町村が策定する地域福祉計画の達成を支援する計画 ○ 基本理念 誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現 ○ 施策（推進）体系等 (1) 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり (2) 地域福祉を支える担い手づくり (3) 市町村における体制づくりへの支援 根拠：社会福祉法第 108 条	

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
健康かごしま 2 1 (健康増進課)	R6. 3 〈R6～R17〉 H13. 3 策定 H20. 3 見直し H25. 3 見直し R 6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の健康増進施策に関する計画 ○ 目標 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造 ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ・生活の質（QOL）の向上 ○ 基本的な方向 (1) 個人の行動と健康状態の改善 (2) 社会環境の質の向上 (3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり 根拠：健康増進法第 8 条第 1 項	第 5 次国民健康づくり対策 (健康日本 21(第三次)) 〈R6～R17〉
鹿児島県循環器病対策推進計画 (健康増進課)	R6. 3 〈R6～R11〉 R4. 3 策定 R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の循環器病対策に関する計画 ○ 全体目標 2040 年までに 3 年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少 ○ 施策体系 (1) 循環器病予防の取組の強化 (2) 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実 (3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり (4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備 根拠：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第 11 条第 1 項	第 2 期循環器病対策推進基本計画 〈R5～R10〉
鹿児島県がん対策推進計画 (健康増進課)	R6. 3 〈R6～R11〉 H20. 3 策定 H25. 3 見直し H30. 3 見直し R 6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県のがん対策の基本的事項を定めた計画 ○ 理念 共に支え合い、誰一人取り残さないがん対策を推進し、すべての県民とがんの克服を目指す ○ 全体目標 (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供 (3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 根拠：がん対策基本法第 12 条	第 4 期がん対策推進基本計画 〈R5～R10〉

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県歯科口腔保健計画 (健康増進課)	R6. 3 〈R6～R17〉 H25. 3 策定 R 6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の歯科口腔保健施策の総合的な実施に係る計画 ○ 全体目標 歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小 ○ 施策の方向 (1) 歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上 (2) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進等 根拠：歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条第 1 項 かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例第 11 条	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 〈R6～R17〉
鹿児島県感染症予防計画 (感染症対策課)	H12. 3 策定 (H16. 3 改定) R 6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画 ○ 施策の方向性 (1) 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策等 (2) 新興感染症の発生に備えた医療提供体制の確保 ○ 厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標 平時から新興感染症発生時の医療提供体制を確保するための数値目標を設定 根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (感染症対策課)	H26. 2 策定	○ 計画の概要・趣旨 本県の新型インフルエンザ等の対策に関する計画 ○ 基本的な方針 (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。 (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 ○ 主要項目 (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 県民生活及び県民経済安定の確保 根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条	新型インフルエンザ等対策政府行動計画

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	R5. 3 〈R5～R9〉 [実施計画] ①かごしまいきいき障害者 プラン2 1 〈H15～H19〉 ②鹿児島県障 害福祉計画 〈H18～H20〉 〈H21～H23〉 〈H24～H26〉 〈H27～H29〉 〈H30～R2〉 〈R3～R5〉 〈R6～R8〉	○ 計画の概要・趣旨 本県の障害者施策に関する基本的な計画 ○ 基本的な方針 目指す姿：障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり 基本方針：①地域社会における共生等 ②障害者差別の禁止 ○ 重点施策 (1) 県民の理解促進 (2) 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止 (3) まちづくりの推進 (4) 障害福祉サービス提供体制の充実等 根拠：障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者基本計画 〈R5～R9〉
鹿児島県自殺対策計画 (障害福祉課)	H31. 3 〈R 元～R5〉 〈R6～R10〉 R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現をめざし，総合的な自殺対策を推進するための計画 ○ 基本方針 (1) 生きることの包括的な支援として推進 (2) 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進等 ○ 重点施策 (1) 高齢者に対する取組 (2) 生活困窮者に対する取組 等 根拠：自殺対策基本法	自殺総合対策大綱
鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画 (障害福祉課)	H31. 3 〈R 元～R5〉 〈R6～R10〉 R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画 ○ 基本理念 アルコール健康障害の発生，進行及び再発の防止とアルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実 ○ 基本的な方向性 (1) 教育の振興等 (2) 健康診断及び保健指導 等 根拠：アルコール健康障害対策基本法	アルコール健康障害対策推進基本計画

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県ギャンブル 等依存症対策推進計画 (障害福祉課)	R3. 3 〈R4～R6〉	○ 計画の概要・趣旨 本県のギャンブル等依存症対策に総合的に取り組むための計画 ○ 計画の位置づけ ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画 ○ 施策体系等 (1)理解の促進（普及啓発・予防教育の推進） (2)支援の充実（相談支援・治療支援の充実）等 根拠：ギャンブル等依存症対策基本法	ギャンブル等依存症対策推進基本計画
鹿児島県動物愛護管理推進計画 (生活衛生課)	R3. 3 〈R3～R12〉 H19. 3 原計画 H26. 3 見直し R3 . 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 動物愛護や終生飼養についての県民の更なる意識向上を図り，犬・猫の殺処分ゼロを目指すための計画 ○ 計画目標 人と動物の共生する地域社会の実現 ○ 施策体系等 (1)動物愛護思想の普及の推進 (2)適正飼養等の推進 (3)県民と動物の安全確保 (4)関係者間の協働関係の構築 根拠：動物の愛護及び管理に関する法律第6条	動物の愛護及び管理に関する法律
鹿児島すこやか長寿 プラン 2024 (高齢者生き生き推進課)	R6. 3 〈R6～R8〉 H 6. 3 作成 H12. 3 見直し H15. 3 見直し H18. 3 見直し H21. 3 見直し H24. 3 見直し H27. 3 見直し H30. 3 見直し R3. 3 見直し R6. 3 見直し	○ 計画の概要・趣旨 高齢者の地域での生活を支えていくため県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を示す計画 ○ 重点目標 (1)健康づくりと社会参加の推進 (2)地域で高齢者を支える持続可能な仕組みづくり ○ 施策の内容 (1)介護人材の確保及び生産性向上 (2)地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組 (3)認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保 (4)介護給付等対象サービス基盤の充実 根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	

○計画期間の一覧

現行の計画名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鹿児島県保健医療計画 〈R6～R11〉 (保健医療福祉課)		中間見直し		改訂作業		
鹿児島県医療費適正化計画 〈R6～R11〉 (保健医療福祉課)				改訂作業		一部改訂作業
鹿児島県医師確保計画 〈R6～R8〉 (医師・看護人材課)				改訂作業		
鹿児島県看護人材確保計画 〈R3～R7〉 (医師・看護人材課)	策定					改訂作業
鹿児島県国民健康保険運営方針 〈R6～R11〉 (国民健康保険課)	改訂作業	第二期		改訂作業	第三期	
鹿児島県地域福祉支援計画 〈R6～R10〉 (社会福祉課)				策定		
健康かごしま 21 〈R6～R17〉 (健康増進課)				策定		
鹿児島県循環器病対策推進計画 〈R6～R11〉 (健康増進課)				策定		
鹿児島県がん対策推進計画 〈R6～R11〉 (健康増進課)				策定		
鹿児島県歯科口腔保健計画 〈R6～R17〉 (健康増進課)				策定		
鹿児島県感染症予防計画 H12.3 策定 (R6.3 改定) (感染症対策課)		策定		改訂作業		
鹿児島県新型コロナウイルス等対策行動計画 (H26.2 策定) (感染症対策課)					改訂作業	
鹿児島県障害者計画 〈R5～R9〉 (障害福祉課)			策定			
鹿児島県障害福祉計画 (鹿児島県障害児福祉計画)	第5期					
	第6期	策定				
	第7期			策定		

鹿児島県第2期自殺対策計画〈R6～R10〉 (障害福祉課)					第二期	
				改訂作業		
鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画〈R6～R10〉 (障害福祉課)					第二期	
				改訂作業		
鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画〈R4～R6〉 (障害福祉課)			策定			
					改訂作業	
鹿児島県動物愛護管理推進計画〈R3～R12〉 (生活衛生課)						
	改訂作業					
鹿児島すこやか長寿プラン2024〈R6～R8〉 (高齢者生き生き推進課)						
	改訂作業					
				改訂作業		

(2) 主な計画等概要

① 鹿児島県保健医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4第1項

2 計画期間

令和6年度から令和11年度まで

3 基本理念

「県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画の策定、本県の概要、地域診断
(2) 保健医療圏	保健医療圏の役割、基準病床数 等
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康の増進、保健対策・疾病予防対策の推進
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	医療提供体制の整備、安全・安心な医療提供体制の整備
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保及び資質の向上、医療連携体制の構築、疾病別・事業別の医療連携体制 等
(6) 地域包括ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実、在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備、医療と介護の連携、高齢者の支援、障害者・難病患者等の支援
(7) 2025（平成37）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）	地域医療提供体制の概要等、人口推計及び医療提供体制の現状等、構想区域と病床の必要量（必要病病床数）、地域医療構想の推進、外来医療計画
(8) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策の推進、安全で衛生的な生活環境の確保
(9) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進、後期高齢者医療制度の円滑な運用
(10) 計画の推進方策	数値目標の設定、計画の推進体制と役割 等
(11) 圏域編	二次保健医療圏の概要、各圏域の人口構造の変化の見通し及び医療連携体制

5 外来医師偏在指標

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	8,434	11,003	3,580
	南薩	833	2,427	1,088
	川薩	961	1,515	625
	出水	789	993	426
	姶良・伊佐	1,976	3,370	1,648
	曾於	522	938	586
	肝属	1,747	1,959	583
	熊毛	214	444	11
	奄美	959	1,714	585
	計	16,435	24,363	9,132
精神病床	県全域	8,046	9,527	
結核病床	県全域	111	111	
感染症病床	県全域	45	45	

② 鹿児島県医療費適正化計画

1 根拠法令
高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

2 計画期間
令和6年度から令和11年度まで

3 計画の推進方策

現状分析等を行い課題を抽出

・ ○県民の健康の保持の推進
○医療の効率的な提供の推進

・ 医療費の適正化

健康寿命の延伸・QOLの向上

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の概要	計画策定の趣旨，他計画との関係 等
(2) 医療費を取り巻く現状と課題	医療費の動向，生活習慣病等を巡る状況，医療の提供体制を巡る状況 等
(3) 医療費適正化に向けた目標と取組	
① 県民の健康の保持の推進	健康意識の向上，生活習慣病等の予防，高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進，健康保持推進体制の強化
② 医療の効率的な提供の推進	病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進，後発医薬品の使用促進，受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進
(4) 計画の推進	PDCAに基づく計画の推進，計画の推進体制 等

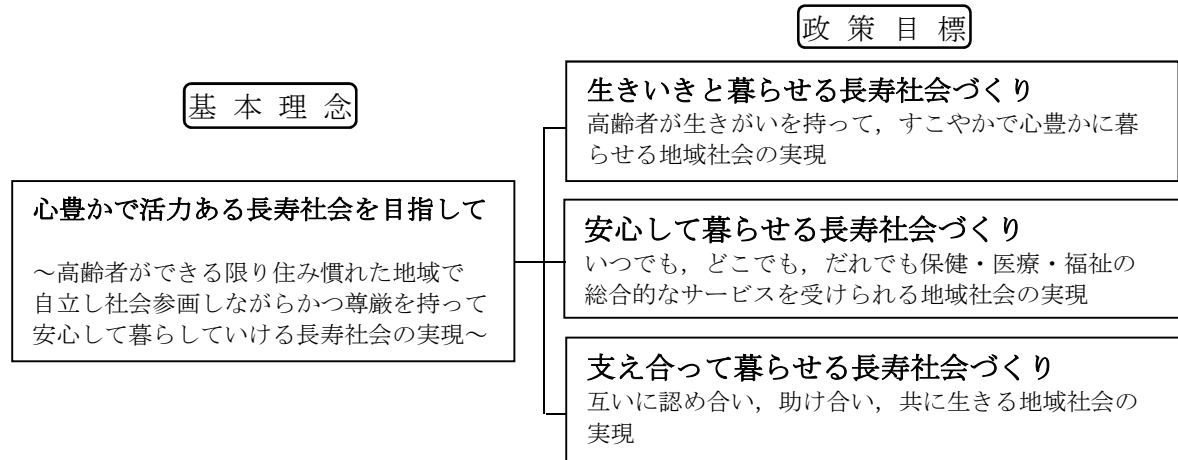
5 目標値

項目	目標
住民の健康の保持の推進	○特定健診実施率：70％以上（R11） ○特定保健指導実施率：45％以上（R11） ○メタボ該当者・予備群減少率：H20年度比25％以上減少（R11） ○成人喫煙率：12％以下（R15） ○予防接種率（風しん・麻しん・結核）：95％以上 ○脳血管疾患の年齢調整死亡率：減少（R11） ○虚血性心疾患の年齢調整死亡率：減少（R11） ○糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数 ：12.2以下（R15） ○長寿健診の受診率：36.2％以上（R11） ○リハビリ専門職等を活用している市町村数 ：43市町村以上（R11） ○がん検診の受診率：60％以上（R11）
医療の効率的な提供の推進	○退院調整率：95％以上（R11）

③ 鹿児島すこやか長寿プラン 2024

「鹿児島すこやか長寿プラン 2024」は、本県における高齢者の保健・医療・福祉等に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的方向を明らかにするものであり、この計画では、高齢者地域での生活を支えていくため、県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を示している。

1 基本理念及び基本的な政策目標



2 施策の展開

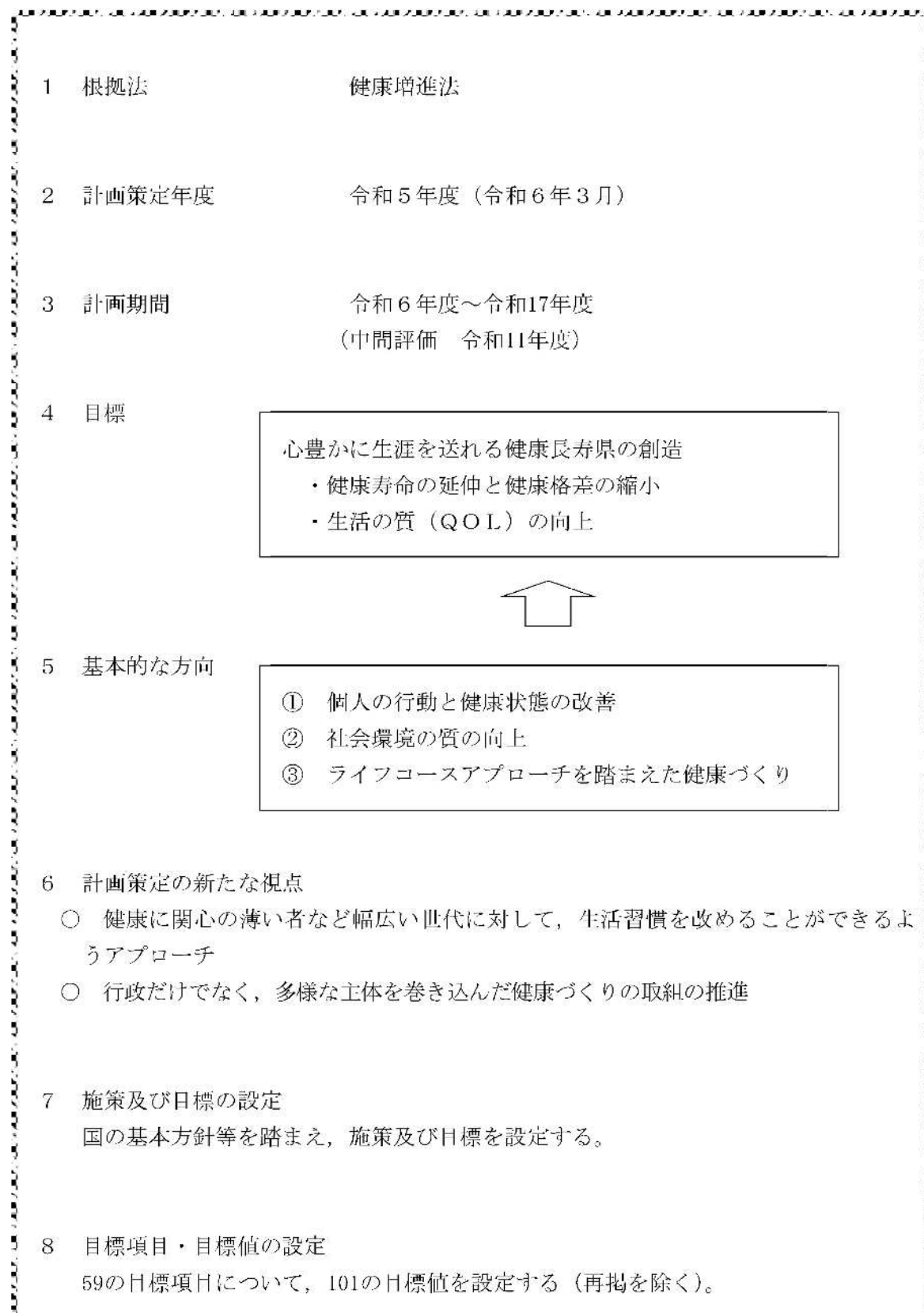
重 点 目 標	
・健康づくりと社会参加の推進 ・地域で高齢者を支える持続可能な仕組みづくり	
主 要 施 策	
① 健康づくりと社会参加の推進	健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。また、地域づくりの担い手としての社会参加や生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
② 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組	「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場(日常生活圏域)において、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが、各地域の実情に応じたかたちで、一体的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を推進します。
③ 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で社会参画しながら尊厳を持って地域の人々とともに暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の方の状態に応じて切れ目のないサービスの提供を行うこと、国及び市町村の施策との連携を図ること、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的に施策を推進します。
④ 高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者に係る医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
⑤ 介護給付等対象サービス基盤の充実	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、介護保険制度の持続可能性の確保に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようにするための施策を推進します。
⑥ 高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で快適で安全な生活を送ることができるよう、高齢者の住みよいまちづくりや高齢者の安全な暮らしづくりのための施策を推進します。
⑦ 介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上	高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保や介護現場の生産性向上を図るための施策を推進します。
⑧ 計画の推進対応	計画を効果的に推進していくための方策を定めるとともに、目標等の進捗状況の把握と適切な進捗管理を行います。

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年計画で、令和8年度に見直しを行う。

④ 健康かごしま 21（令和 6 年度～令和 17 年度）

【 健康かごしま21（令和 6 年度～令和17年度）の概要 】



【計画の概要】

1 根拠法

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
（令和元年12月施行）

2 計画策定年度 令和5年度（令和6年3月）

3 計画期間 令和6年度～令和11年度

4 推進イメージ

<目標>

**2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び
循環器病の年齢調整死亡率の減少**

<取組>

【県・医師等保健医療関係者】

- ・循環器病予防の取組の強化
- ・離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病患者等を支えるための環境づくり
- ・循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備

行動変容
重症化予防

普及啓発
体制整備
人材育成等
の対策推進

【県民】

- ・正しい知識の取得
- ・生活習慣の改善
（「健康かごしま21」に基づく健康増進の推進）
- ・健（検）診受診
- ・保健指導実施
- …等

<現状・課題>

食生活・健（検）診受診
等の生活習慣

- ・食塩摂取量が多い
- ・野菜摂取量が少ない
- ・健診受診率が低い
- …等

循環器病の危険因子
（糖尿病・高血圧等）

- ・高血圧有病者、糖尿病有病者、脂質異常症有病者が多い
- ・歯周病対策が必要
- …等

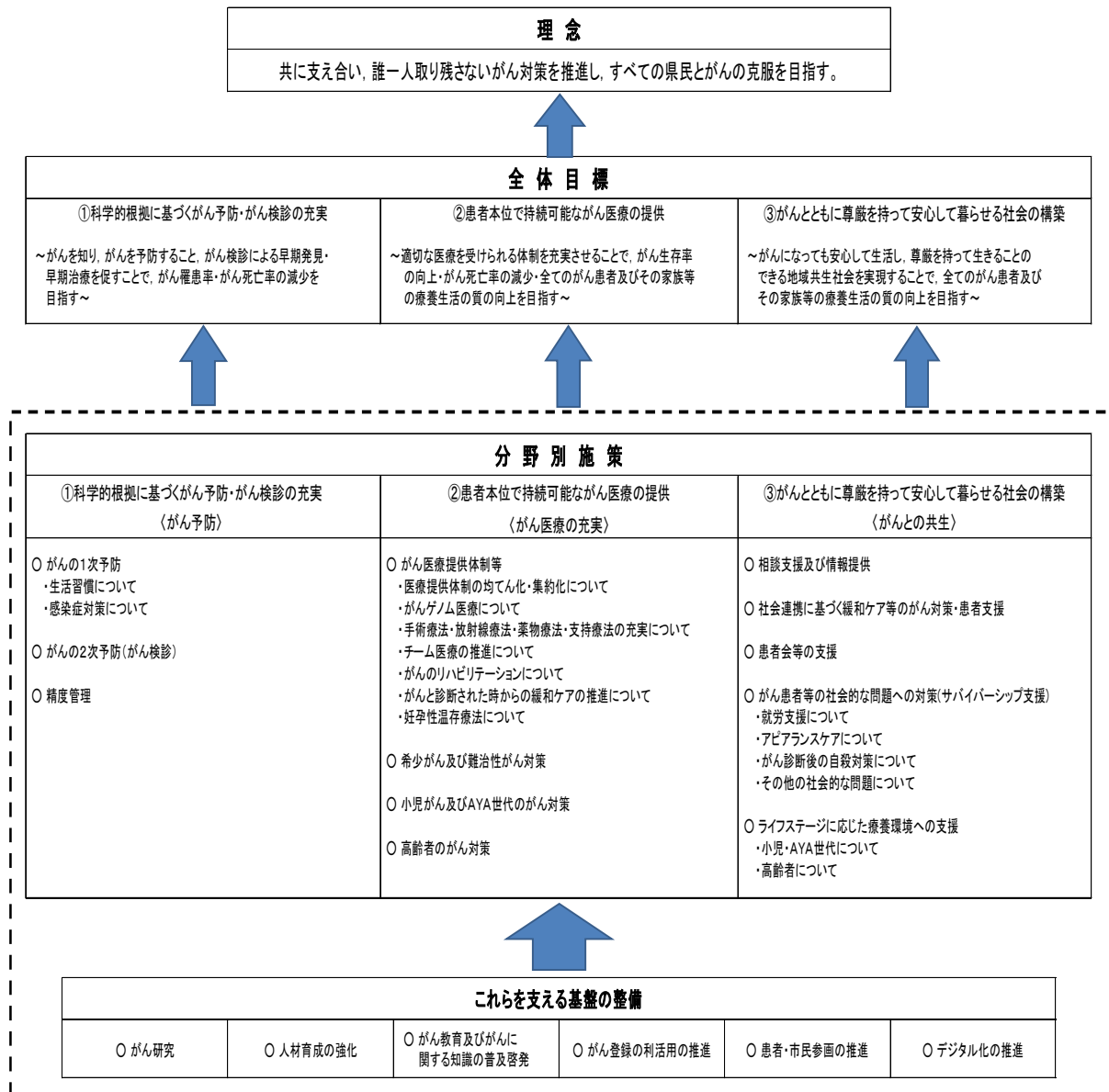
脳卒中・心疾患等の死亡率

- ・専門医の偏在
- ・救急搬送体制等医療を取り巻く連携体制の強化が必要
- …等

⑥ 鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「共に支え合い、誰一人取り残さないがん対策を推進し、すべての県民とがんの克服を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実のもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

「鹿児島県がん対策推進計画」(R6～11)理念・全体目標・分野別施策



計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、がん対策基本法において、「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされている。

⑦ー 1 鹿児島県障害者計画（第 5 次）

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

障害者基本法第 11 条第 2 項

(2) 計画策定の目的

本県の障害者施策に関する基本的な計画として、基本的な方針や各施策の基本的方向を定めるもの（※ 内閣府が策定する「障害者基本計画」を基本として、本県の障害者の状況等を踏まえて策定）

実施計画として、別途、県障害福祉計画を定め、数値目標等を設定

(3) 計画期間（5 年間）

令和 5 年度～令和 9 年度

2 目指す姿

障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

〔かごしま未来創造ビジョンの施策の基本方向〕

3 基本的な方針（障害者基本法第 3 条、第 4 条）

○ 地域社会における共生等

○ 障害者差別の禁止

4 計画の構成

章	記載事項（主なもの）
1 総論	計画策定の趣旨，障害のある人の現状 など
2 重点的に取り組む施策	県民の理解促進，差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止，まちづくりの推進 など
3 分野別施策の基本的方向	防災・防犯等の推進，保健・医療の推進，教育の振興，雇用・就業等の支援 など
4 推進体制等	連携・協力の確保，計画の評価・管理 など

⑦ー 2 鹿児島県第 7 期障害福祉計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 89 条第 1 項

児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項

(2) 計画策定の目的

鹿児島県障害者計画の実施計画で、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、サービス確保のための方策等を定めることで、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする。

(3) 計画期間（3 年間）

令和 6 年度～令和 8 年度

2 基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

(6) 障害福祉人材の確保・定着

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

3 重点的に取り組む施策

(1) 県民の理解促進

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(3) まちづくりの推進

(4) 障害福祉サービス提供体制の充実

(5) 地域移行の支援

(6) 障害児の支援

(7) 社会参加の促進

(8) 雇用・就業の支援

(9) 離島における対策

4 成果目標（令和 8 年度）

「福祉施設入所者数の削減見込」など全 23 項目設定。

⑧ 鹿児島県第2期自殺対策計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

自殺対策基本法第13条

(2) 計画策定の目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する。（全庁的な取組として、自殺対策を推進する。）

(3) 計画期間（5年間）

令和6年度～令和10年度

2 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県を目指す

3 基本施策・重点施策

(1) 基本施策

- ① 住民への啓発と周知
- ② 生きることへの促進要因への支援
- ③ 地域におけるネットワークの強化
- ④ 自殺対策を支える人材の育成
- ⑤ 市町村等への支援の強化

(2) 重点施策

- ① 高齢者（60歳以上に対する取組）
- ② ハイリスク（自殺未遂者等）に対する取組
- ③ 子ども・若者に対する取組
- ④ 被雇用者・勤め人に対する取組
- ⑤ 生活困窮者に対する取組
- ⑥ 女性に対する取組

4 成果目標

令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

平成27年 19.0 → 令和8年 13.3 以下

本計画の運用期間（令和6年～10年）では、令和10年で13.3 以下

⑨ 鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項

(2) 目的

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階での防止を図り、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進する。

(3) 計画期間（5年間）

令和6年度～令和10年度

2 基本理念

- ・ アルコール健康障害の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- ・ 当事者や家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- ・ アルコール健康障害に関連して生ずる問題に関連する施策との有機的な連携への配慮

3 基本施策

- (1) 教育の振興，不適切な飲酒の誘引防止
- (2) 健康診断及び保健指導
- (3) 飲酒運転等をした者に対する指導，相談支援，社会復帰の支援
- (4) 民間団体等の活動に対する支援
- (5) 人材の確保・研究調査の推進等

4 成果目標

目標項目	指 標	対象	ベース ライン値 (2011年度)	直近値 (2022年度)	全国値 (2019年)	県の目標値 (2033年度)
(1) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少（※1）	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上，女性20g以上の者の割合	成人	13.6% (男性) 6.0% (女性)	13.3% (男性) 7.4% (女性)	14.9% (男性) 9.1% (女性) (2019年)	12% (男性) 5% (女性)
(2) 未成年者の飲酒をなくす（※1）	飲酒をしている者の割合	中学 3年生	1.0% (男子) 2.0% (女子)	0.2% (男子) 0.2% (女子)	3.8% (男子) 2.7% (女子) (2019年)	0% (男子) 0% (女子)
		高校 3年生	4.8% (男子) 2.8% (女子)	0.8% (男子) 0.2% (女子)	10.7% (男子) 8.1% (女子) (2019年)	0% (男子) 0% (女子)
(3) 妊娠中の飲酒をなくす（※1）	飲酒をしている者の割合	妊娠中の者	6.2% (2009年)	0.6% (2021年)	0.9% (2021年)	0%
(4) 地域における相談拠点（※2）	相談拠点数	—	—	1か所	—	2か所以上
(5) アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関（※2）	専門医療機関数	—	—	4か所	—	5か所以上

⑩ 鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条

(2) 目的

ギャンブル等依存症対策に総合的に取り組む

(3) 計画期間（3 年間）

令和 4 年度～令和 6 年度

2 基本理念

県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療回復に繋がりやすい環境によって、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が、日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援を行う。

3 基本施策

(1) 理解の促進（普及啓発・予防教育の推進）

(2) 支援の充実（相談支援・治療支援の充実）

(3) 回復への支援（回復支援・社会復帰への支援の充実）

(4) 基盤の整備

4 成果目標

- 課題や関連施策の取組みを踏まえて、取組に関する目標値と成果に関する目標値を定めた。
- 相談・支援体制の充実を図ることに伴い、相談や受診件数増加が見込まれることから、件数の増加を取組の成果に関する目標値とする。

鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要版）

※（内）は本報の別記頁

基本的考え方

1. 計画改定の趣旨
（第1章1節：p.1）
動物愛護管理法及び国が示す基本指針の改正を機に、これまでの取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての県民の意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画の見直しを行う。

2. 計画の期間
（第1章4節：p.1）
令和3～12年度の10年間とし、5年後を目途に見直しを行う。
※鹿児島県全域を対象とする。

施策推進のための数値目標 （第4章第1節：p.26）

事 項	R12年度 目標
犬・猫の登録率	70%以上
犬・猫の登録分頭数 （うち登録済の犬・猫）	350頭以下 （0頭）
動物愛護施設等の 収容者数	3,000人以上

↑

事 項	R元年度 実績
犬・猫の登録率	45.2%
犬・猫の登録分頭数 （うち登録済の犬・猫）	1,074頭 （379頭）
動物愛護施設等の 収容者数	3,155人

現状と課題

（第2章 p.3～14、第3章：p.15～25）

- ・ 犬・猫の保護・引取り頭数が2,000頭を超える状況
- ・ 飼い主のいない猫の引取り頭数が比較的多く横ばいの状況
- ・ 飼養や譲渡が困難な子猫の引取りの割合が高い
- ・ 改正動物愛護法による犬・猫販売時のマイクロチップ装着の義務化や動物の適正飼養のための規制強化、遺棄・虐待等に対する罰則強化

【数値目標の達成に向けた取組】

- 犬・猫の保護・引取り頭数を減少させる。
- 遺棄・譲渡頭数（率）を増加させる。

登録分頭数の減少

（第3章 p.15～25）

基本的な方針と講ずべき施策等

方針1 動物愛護思想の普及の推進

- （1）動物の愛護及び管理の普及啓発
- ・ ホームページやSNSを利用した普及啓発
 - ・ 動物愛護教室等の充実

方針3 県民と動物の安全確保

（1）災害対策

- ・ 市町村や関係団体等との情報共有と協力体制の整備
- ・ 災害時に備えて準備すべき点について周知

方針4 関係者間の協働関係の構築

（1）人材育成

- ・ 模範的飼養者の育成
- ・ 関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援
- ・ 動物愛護管理行政担当者の専門的な知識及び技術習得

（2）調査研究の推進

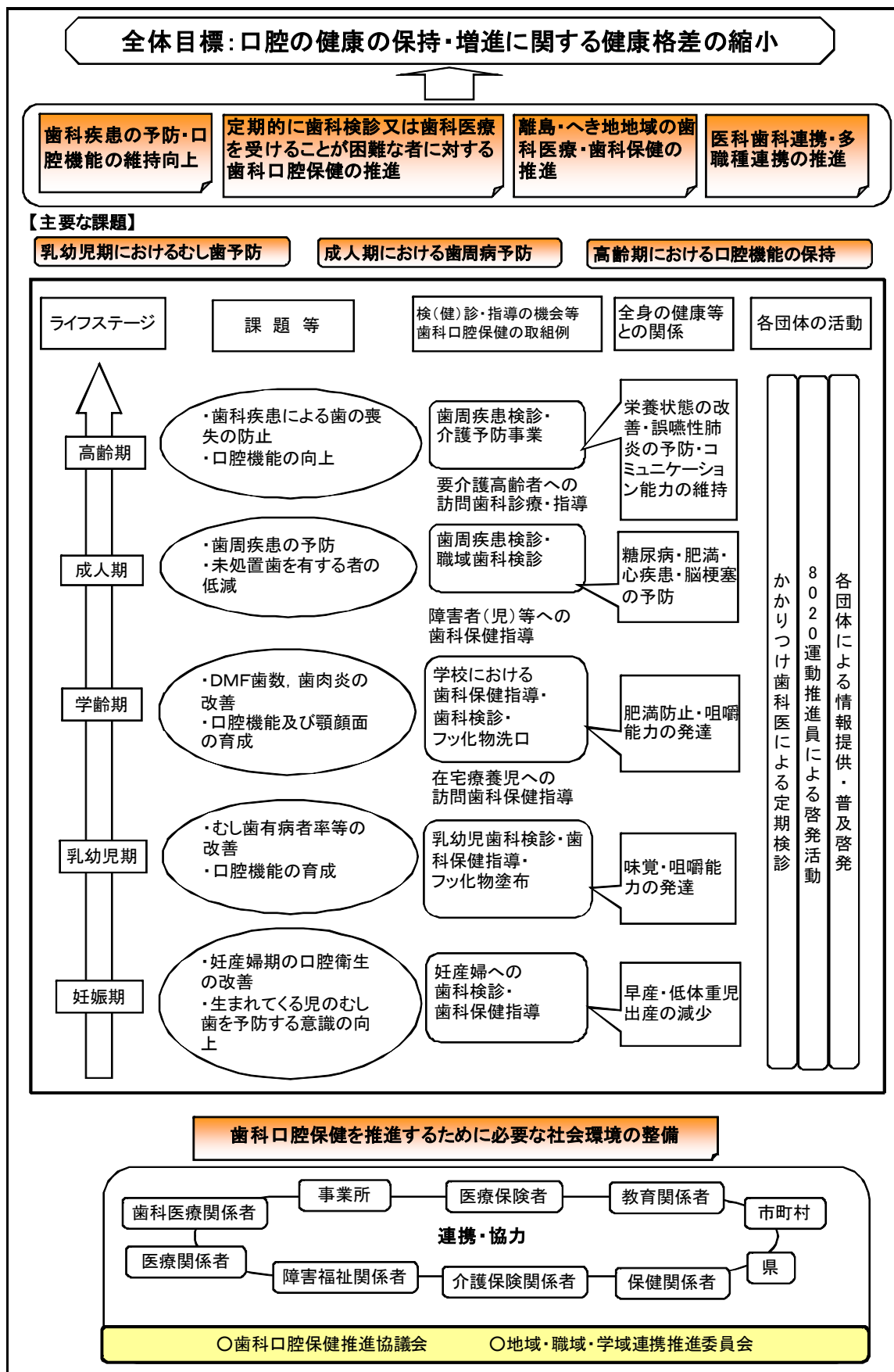
- ・ 動物の愛護及び管理に関する科学的知見等の情報収集

方針2 適正飼養等の推進

- （1）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保
- ・ 警察等と連携した遺棄及び虐待の防止
 - ・ 動物愛護センターを拠点としたしつけ方教室等の開催
- （2）犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組
- ・ 飼養者に対する終生飼養の更なる啓発、指導
 - ・ 不妊去勢手術、屋内飼養の重要性の啓発
 - ・ 地域猫活動への理解促進と支援
- （3）返還・譲渡の推進
- ・ マイクロチップや迷子札の普及促進（所有者明示）
 - ・ SNSやホームページを活用した譲渡情報の発信
 - ・ 犬猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進
 - ・ ミルクボランティアの支援
- （4）動物による危害防止と周辺環境の保全
- ・ 狂犬病予防注射の徹底及び動物由来感染症予防の啓発
 - ・ 咬傷事故等発生防止のための適正飼養の啓発及び指導
 - ・ 多頭飼育者に対する指導と福祉部等との連携の強化
- （5）動物取扱業の適正化
- ・ 新たな規制の周知と動物取扱責任者研修会等の開催
- （6）産業動物等の適正な取扱いの推進
- ・ 関係部局と連携した普及啓発

計画の目標：「人と動物の共生する地域社会の実現」

歯科口腔保健の推進体系



鹿児島県地域福祉支援計画の概要について

計画策定の趣旨

地域福祉を取り巻く状況の変化や国の地域共生社会の実現に向けた動きなどを踏まえ、市町村の地域福祉推進の取組を支援するため、鹿児島県地域福祉支援計画を策定する。

計画の位置付け

社会福祉法第108条の規定に基づき定める計画で、「かごしま未来創造ビジョン」(令和4年3月改訂)を踏まえ、「鹿児島すこやか長寿プラン2021(鹿児島県高齢者保健福祉計画)」などの個別計画の上位計画として、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等を取りまとめるもの。

基本理念

誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

【計画期間】令和6年度～令和10年度(5年間)

支援施策の展開

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

- 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
 - ニーズに対応した公的サービスの充実
- 2 生活困難者への支援
 - 自立支援制度に基づく支援
 - アウトリーチ等による早期把握、制度の周知や関係機関等ネットワーク構築
 - 任意事業の実施による包括的支援の県下全域での展開
 - 子どもの貧困対策を含む生活支援対策の推進

新

- 3 重層的支援体制整備の支援
 - 県内市町村における重層的支援体制整備事業の実施促進
- 4 権利擁護の推進
 - 人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進と人権に関する相談体制の充実
 - 差別解消のため、障害者差別解消及び条例に関する県民の理解促進
 - 福祉サービス利用支援事業の利用促進
 - 高齢者等への虐待防止の普及啓発、事業者等への研修や関係機関との連携強化
- 5 福祉サービスの質の向上
 - サービスの質の評価や情報提供の推進
 - 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査
 - 福祉サービスの相談支援体制の整備

6 福祉のまちづくりの推進

- 障害者等に配慮した総合的なまちづくりや公共施設等のバリアフリー化の推進
- 障害者等の日常生活を支援する見守り活動等を促進

新

- 7 孤独・孤立に対する支援
 - 孤独・孤立の状態にある当事者等の状況に応じた継続的な支援
 - ひきこもりに関する相談窓口の周知・広報
 - 高齢者を地域全体で支える活動の促進

8 その他の支援

- 就労が困難な方々に対する就労支援
- こころの健康づくりと自殺対策の推進
- 住宅に配慮を要する方々への居住支援
- 犯罪をした者等の社会復帰支援
- 自助・共助・公助による地域防災力の強化

II 地域福祉を支える担い手づくり

- 1 福祉人材の確保、育成と資質向上
 - 県福祉人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の充実による福祉人材確保
 - 中高年齢者・外国人の活躍促進や介護ロボットを活用など、総合的な介護人材の確保対策の推進
 - 保育人材の育成・確保
 - 保健・医療を支える人材の育成・確保
 - 子育て支援員の活用促進
 - 更なる処遇改善や資格取得への支援など、介護人材の育成と資質向上対策の推進

2 地域住民等の福祉活動への参加促進

- 共助の取組強化
- NPO・ボランティア等の多様な活動を推進
- 地域住民による各種ボランティア活動の促進
- 高齢者の社会参加促進
- 市町村・関係団体との連携

III 市町村における体制づくりへの支援

- 1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援
 - 市町村地域福祉計画策定・改定支援

拡

- 2 包括的な支援体制の構築に対する支援
 - 市町村における包括的アセスメント支援体制づくりの支援
 - スクールソーシャルワーカーの配置・活用による教育相談体制の整備・充実
 - 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等の実施
 - 地域課題の解決体制の構築
 - 多様な主体との協働による持続可能な地域づくりに向けた取組の推進
 - 拠点機能の強化
- 3 県社会福祉協議会等との連携
 - 多様な主体との連携促進

「鹿児島県医師確保計画」の要点

1 計画策定の背景・考え方

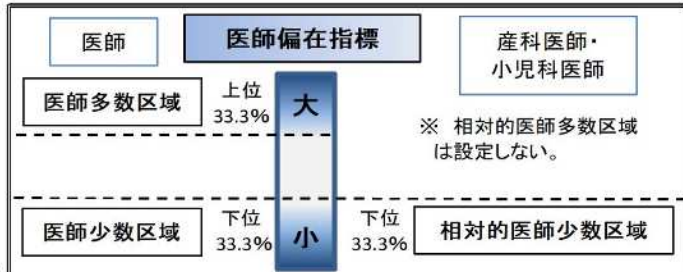
背景・必要性

医師の偏在は、地域間、診療科間において、長期にわたり、課題として認識されながら、未だに解消されていないことから、データに基づいた実効的な医師偏在対策が必要とされている。

なお、診療科別では、政策医療の観点などから、産科・小児科における医師偏在対策を急ぐ必要がある。

考え方

医療法の改正により、地域ごとの医師数の比較に医師偏在指標が導入(従来の人口10万人対医師数では不十分)されたことに伴い、この指標により算定した下位33.3%を医師少数区域(診療科別では相対的医師少数区域)として設定し、この少数区域を脱することを基本とする医師確保計画を保健医療計画の一部として策定する。



目標

医療法第30条の4第1項に基づく計画であり、計画期間は第1期は4年(R2～R5)で、その後3年ごとに実施・達成を積み重ねる。

→ 1計画期間ごとに医師少数区域がこれを脱することを基本としながら、令和18年に医師偏在是正を達成する。

医師少数スポット

医師少数区域以外で、局所的に医師が少ない地域を設定する。



2 計画の体系・概要

体系

医師確保計画

第1章 総論

第2章 医師の確保

第3章 計画の効果測定・評価

第1節 医師の確保

第2節 診療科別医師の確保

1 産科医
2 小児科医

概要

(1) 医師確保の方針

① 医師少数区域

出水二次医療圏、曾於二次医療圏、熊毛二次医療圏

目標医師数の達成

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数の達成

② 医師少数スポット(16島)

三島村各島、十島村各島、甕島、加計呂麻島、請島、与路島

医師不足の解消

(2) 目標医師数

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数

医師偏在指標が第1期計画終了時点で、下位33.3%を脱するために要する医師数

出水二次医療圏 128人(0人)、曾於二次医療圏 78人(3人)、熊毛二次医療圏 54人(5人)

※ ()書きは追加で確保が必要な医師数

(3) 目標医師数を達成するための施策

① 医師の派遣調整

地域枠医師・自治医科大卒医師の配置

グループ診療による医師派遣の検討

② 医師のキャリア形成を支援するための施策

キャリア形成プログラムの運用

総合臨床研修センターによる研修

③ 医師の勤務環境を改善するための施策

県医療勤務環境改善支援センターによる支援

④ 地域医療介護総合確保基金の活用

総合的な医師確保対策の推進

効果測定・評価

定期的に計画の達成状況を点検し、PDCAに基づく管理

→ 計画終了時に調査、分析及び評価し、必要に応じて見直し

鹿児島県看護人材確保計画の概要

- 【策定趣旨】 看護人材の安定的な確保・育成の重要性について、関係機関が共有し、各々の役割や、取り組むべき基本的な方向性をしっかりと認識し、計画的に看護人材の確保・育成を進めていくために策定
- 【位置付け】 関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに、計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針
- 【期 間】 5年間（令和3年度～令和7年度）【必要に応じて見直し】
- 【進行管理】 「鹿児島県看護職員確保対策検討会」において評価・見直し

看護人材を取り巻く現状

■就業の状況

- ・就業者数は年々増加しているものの、高齢化が進行

○就業者数

H20：28,748人 → H30：32,951人（+4,203人）

60歳以上 H20：777人（2.7%）→ H30：3,586人（10.9%）

30歳未満 H20：5,779人（20.1%）→ H30：4,715人（14.3%）

■供給の状況

- ・若年人口が減少する中、看護師等学校養成所の受験者数の減少等により、県内の新規就業者数が減少傾向

○看護師等学校養成所の受験者の推移（各年4月）

H28：2,774人、H29：2,597人、H30：2,585人、H31：2,255人、R2：2,367人

○県内新規就業者数の推移（各年3月卒）

H28：771人、H29：745人、H30：840人、H31：749人、R2：721人

■育成の状況

- ・複雑・多様化する保健・医療ニーズに対応し看護の質向上を図るための人材育成が必要

○特定行為研修修了者数：63人（R2年12月末現在）

○認定看護師数：303人（R2年12月末現在）

需給推計（令和7年（2025年））

- 令和7年（2025年）の県全体の需要数31,131人に対して、2,346人の不足との推計

- 二次医療圏では、南薩以外で119人～736人の不足との推計

(実人数)							
	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和7年 (2025年)			
	従事者数	従事者数	従事者数	需要数 (A)	供給数 (B)	差引 (B－A)	
県全体	31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346	
二次医療圏	鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736
	南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	△ 124
	川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322
	出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163
	始良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289
	曾於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300
	肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119
	熊毛	540	567	590	797	514	△ 283
	奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256

看護人材確保対策

1 看護の魅力発信

- 小中学生・高校生等を対象とした看護職の普及啓発 ○県政広報番組等を活用した看護の魅力発信 など

2 次代を担う看護人材の養成

- 看護師等学校養成所に対する運営費の助成 ○看護師等学校養成所の看護教員等の育成 ○看護学生への修学資金貸与 など

3 職場定着・離職防止の推進

- 新人看護師等に対する研修の充実 ○民間立等病院に対する院内保育所運営費の助成 など

4 就業促進・再就業支援

- ハローワークとの連携によるナースセンター利用の促進 ○未就業者・離職者に対する臨床実務研修の実施 など

5 看護の資の向上

- 特定行為研修修了者の養成支援 ○中小規模の病院等の看護職員に対する研修支援 ○認定看護師等を講師とした研修の実施 など

指標及び数値目標

	指 標	現 状	目標値	出 典
1	卒後新人看護職員の県内就業率	55.1% （令和2年3月）	60% （令和8年3月）	看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査
2	ナースセンター紹介による再就業者数	258人 （令和元年度）	304人 （令和7年度）	中央ナースセンター資料
3	「とどけるん」届出者のナースバンク登録率	52.4% （令和元年度）	80% （令和7年度）	県看護協会資料
4	特定行為研修県内修了者数	累計63人 （令和2年12月末）	累計204人 （令和7年度末）	医師・看護人材課調べ

第3期鹿児島県国民健康保険運営方針の概要

1 目的等

- 目的：国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村事業の広域的・効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険事業の運営に関する方針を定める(国保法第82条の2)
- 策定期間：令和6年3月
- 対象期間：令和6年度から令和11年度まで(6年間) ※概ね3年毎に評価、検証を実施

2 市町村国保の現状及び課題

- 被保険者数：〈H26〉 452千人 → 〈R3〉 366千人 ※約19%減
- 一人当たり医療費：〈H26〉 393,564円 → 〈R3〉 477,783円 ※約21%増
- 高齢化の進展、医療技術の高度化等により医療費が増加し、県内の市町村は総じて厳しい国保運営となっている。

3 主な内容

(1) 医療に要する費用及び財政の見通し

- 解消・削減すべき赤字が発生し、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、実効的・具体的な取組内容等を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。
- 県は、健全化計画のうち、目標年次や主な取組、赤字の要因分析、法定外繰入等を取りまとめ公表する。

(4) 医療費適正化の取組

- 医療費分析を行い、市町村に情報提供し、効果的・効率的な保健事業実施を支援する。
- 県医療費適正化計画における国保の医療費見込みや一人当たり保険料(税)の機械的な試算を参考とする。

(5) 事務の広域化・標準化

- 事務の標準化等に資する取組(保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準の統一について、保険料(税)水準の統一に向けた取組の協議と並行して検討する。

(2) 保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- 令和9年度からは、納付金算定において二次医療圏ごとの医療費指数を使用する。その後、医療費指数反映係数であるαを徐々に引き下げ、早ければ令和15年度までにα=0とすることを目標とする。
- 最終的には、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料(税)となる「完全統一」を目指す。
- 納付金の著しい上昇を抑制するなど安定的な財政運営を図るため、財政安定化基金(財政調整事業分)を活用する。
- 保険料(税)が急激に変動しないよう、財政安定化基金(財政調整事業分)や県繰入金等を活用した経過措置を行う。

(3) 保険料(税)の徴収の適正な実施

- 口座振替の原則化を推進し、口座登録の簡素化が期待されるペイジ一端末の導入を推進する。
- 徴収業務の効率化を図り、市町村の徴収担当職員が滞りなく業務に注力できる体制づくりを推進する。

【主な数値目標】

- 赤字の解消・削減(令和10年度までを目標年次)
- 後発医薬品の使用割合：数量シェア85%以上
- 保険料(税)の納付における口座振替率：40%以上
- 特定健診・特定保健指導実施率：60%以上
- 糖尿病性腎症による新規透析導入者数：平成30年度(124人)より減少
- メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率※：平成20年度比25%以上

※＝特定保健指導対象者数の減少率とする。

鹿児島県感染症予防計画の概要

令和6年3月改定

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症の対応の際に生じた、病床の確保、医療人材の確保など様々な課題を踏まえ、国は、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を、令和5年5月に「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」を改正した。
県は、改正後の基本指針に基づき「県感染症予防計画」の改定を行う。

計画の位置づけ

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条の規定による計画として、本県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため定めるもの

基本的な方向

○事前対応型行政の構築
○県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 ○人権の尊重
○健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
○県及び市町村・県民・医師等・獣医師等の果たすべき役割 ○予防接種

主な施策

- 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- ・事前対応型行政としての感染症対策の実施
 - ・県連携協議会における実施状況の検証^⑥
 - ・保健所及び地方衛生研究所等の体制整備や人材育成等^⑤
- 第2 感染症の発生の予防のための施策
- ・全国一律の基準及び体系による感染症発生動向調査の実施
- 第3 感染症のまん延の防止のための施策
- ・感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行う積極的疫学調査の適切な判断による実施
- 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- ・地方衛生研究所等における国や保健所等と連携した病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上^⑤
- ・地方衛生研究所等における病原体等の検査体制及び検査能力の整備・管理
 - ・新興感染症に備えた民間検査機関等と検査の協定締結
- 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- (1) 第一種・第二種感染症指定医療機関
- ・感染症患者の入院を担当する医療機関の指定
 - ・新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間前の医療の提供^④

- 第10 外出自粛対象者の療養生活の環境整備^⑤
- (1) 体制の確保及び支援
- ・宿泊施設の運営体制の構築
 - ・市町村と連携した健康観察及び生活支援
 - ・民間事業者等への委託の検討
- (2) 施設における感染対策
- ・感染対策の助言を行うことができる体制の確保
- (3) 関係機関及び関係団体との連携
- ・介護サービス事業者等との連携
- 第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
- (1) 感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- ・感染症に関する講習会等の実施
- (2) HEATの活用^⑤
- ・HEAT要員による支援体制の確保
 - ・HEAT要員の活用を定めた保健所における実践的な訓練の実施
- (3) 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上^⑤
- ・大学と連携した専門知識を有する医療従事者の養成
 - ・新興感染症の発生を想定した研修・訓練の実施又は参加
 - ・人材派遣のための研修・訓練の実施
- 第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保^⑤
- ・保健所の人員体制の構築や設備等の整備
 - ・ICTの活用など業務の効率化の推進
 - ・感染症発生時における協力体制の整備

数値目標

項目	目標値	
	【流行初期】 (発生公表後3か月まで)	【流行初期以降】 (発生公表後6か月まで)
医療提供体制	入院（感染症病床含む） 342床	検査の実施能力 検査の実施能力
	発熱外来 800機関	検査体制 検査体制
	自宅療養者等への医療の提供 864機関	宿泊療養体制 宿泊療養体制
	後方支援 131機関	人材の養成・資質の向上 人材の養成・資質の向上
物資の確保	人材派遣（医師、看護師） 84人	新調感染症発生時に対応する人数（応需含む） 506人
	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関等	保健所の体制整備 保健所の体制整備

第17 その他の感染症の予防に関する重要事項

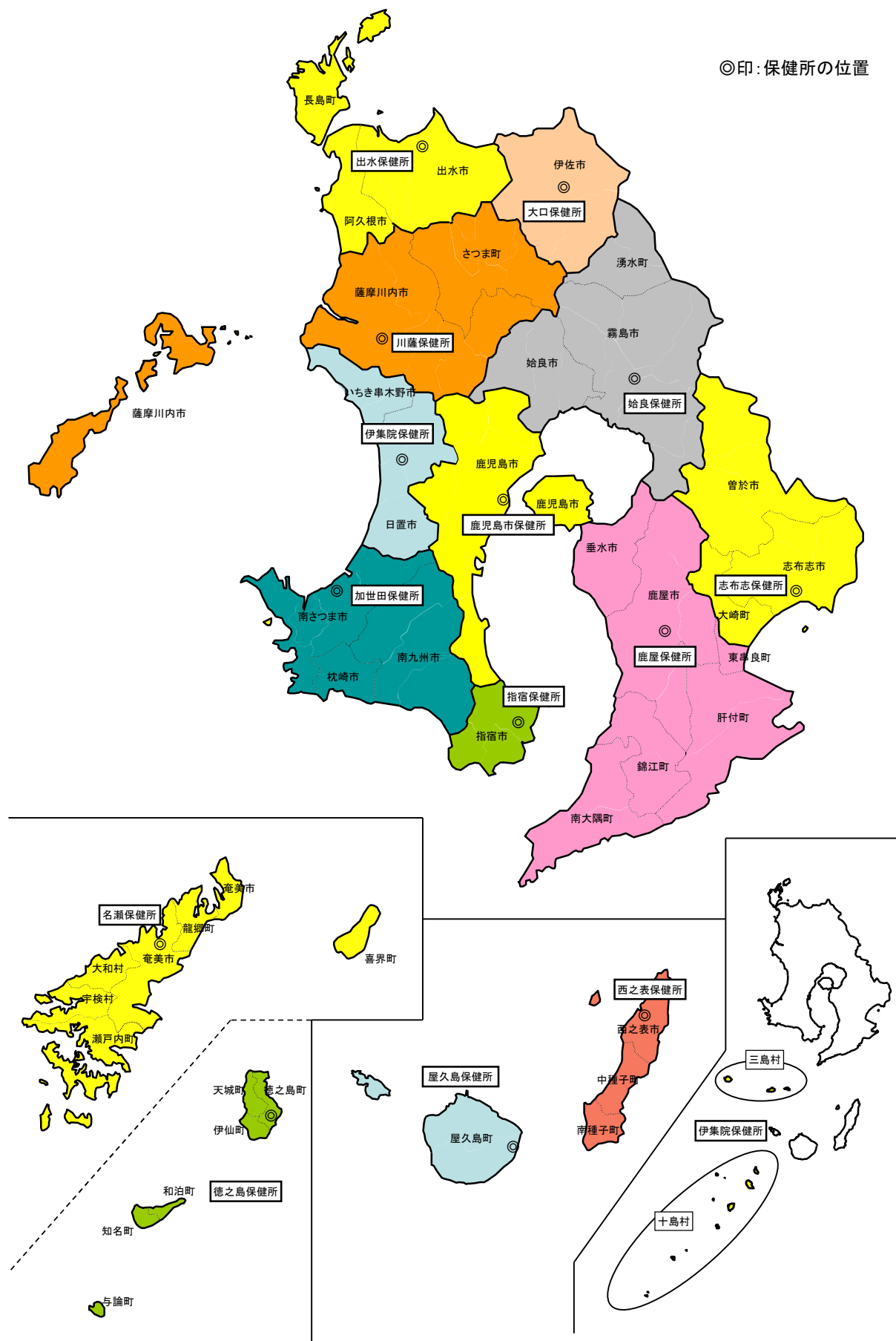
- 別表1 感染症の診査に関する協議会設置状況
- 別表2 感染症指定医療機関指定状況（感染症病床）
- 別表3 数値目標^④
- 別表4 用語集^④

2 保健所所管区域一覧

令和6年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島市保健所	099(224)1111	〒890-8543 鹿児島市鴨池 2-25-1-1	鹿児島市
指宿保健所	0993(23)3854	〒891-0403 指宿市十二町 30	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原 2-1-1	枕崎市, 南さつま市 南九州市
伊集院保健所	099(273)2332	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	日置市, いちき串木野市 三島村, 十島村
川薩保健所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	薩摩川内市 さつま町
出水保健所	0996(62)1636	〒899-0202 出水市昭和町 18-18	阿久根市, 出水市 長島町
大口保健所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里 53-1	伊佐市
始良保健所	0995(44)7951	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	霧島市, 始良市 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志 2-1-11	曾於市, 志布志市 大崎町
鹿屋保健所	0994(52)2103	〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	鹿屋市, 垂水市 東串良町, 錦江町 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表 7590	西之表市, 中種子町 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	屋久島町
名瀬保健所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	奄美市, 大和村 宇検村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 4943-2	徳之島町, 天城町 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町

保健所所管区域図（令和6年4月1日現在）

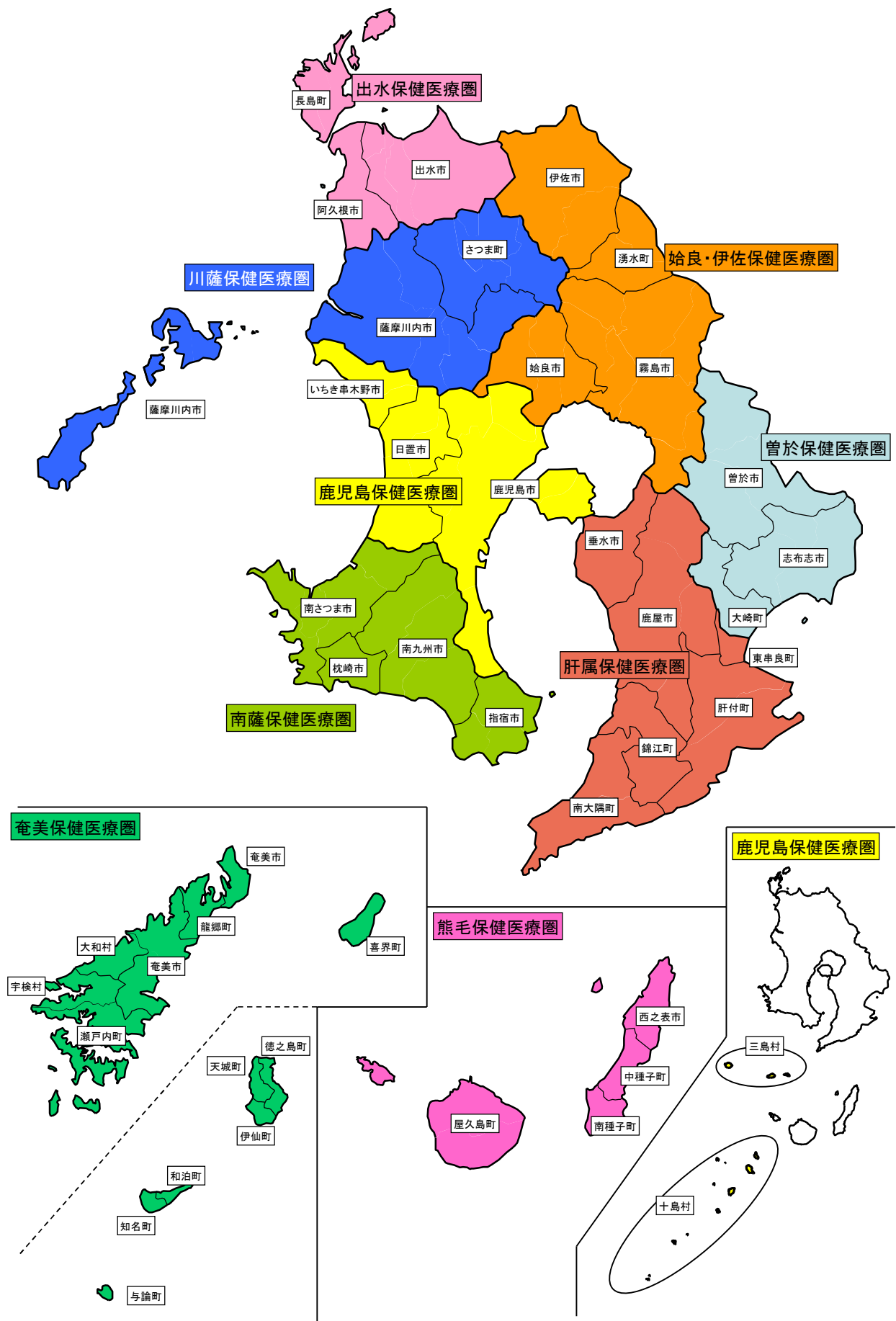


3 二次医療圏一覧

令和6年4月1日現在

圏 名	市 町 村 数	構 成 市 町 村
鹿 児 島 保 健 医 療 圏	5 (3市2村)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南 薩 保 健 医 療 圏	4 (4市)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
川 薩 保 健 医 療 圏	2 (1市1町)	薩摩川内市, さつま町
出 水 保 健 医 療 圏	3 (2市1町)	出水市, 阿久根市, 長島町
始 良 ・ 伊 佐 保 健 医 療 圏	4 (3市1町)	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
曾 於 保 健 医 療 圏	3 (2市1町)	曾於市, 志布志市, 大崎町
肝 属 保 健 医 療 圏	6 (2市4町)	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊 毛 保 健 医 療 圏	4 (1市3町)	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
奄 美 保 健 医 療 圏	12 (1市9町2村)	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
合 計 (9 圏 域)	43 (19市20町4村)	※市町村数については, 実数

二次医療圏図（令和6年4月1日現在）



4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

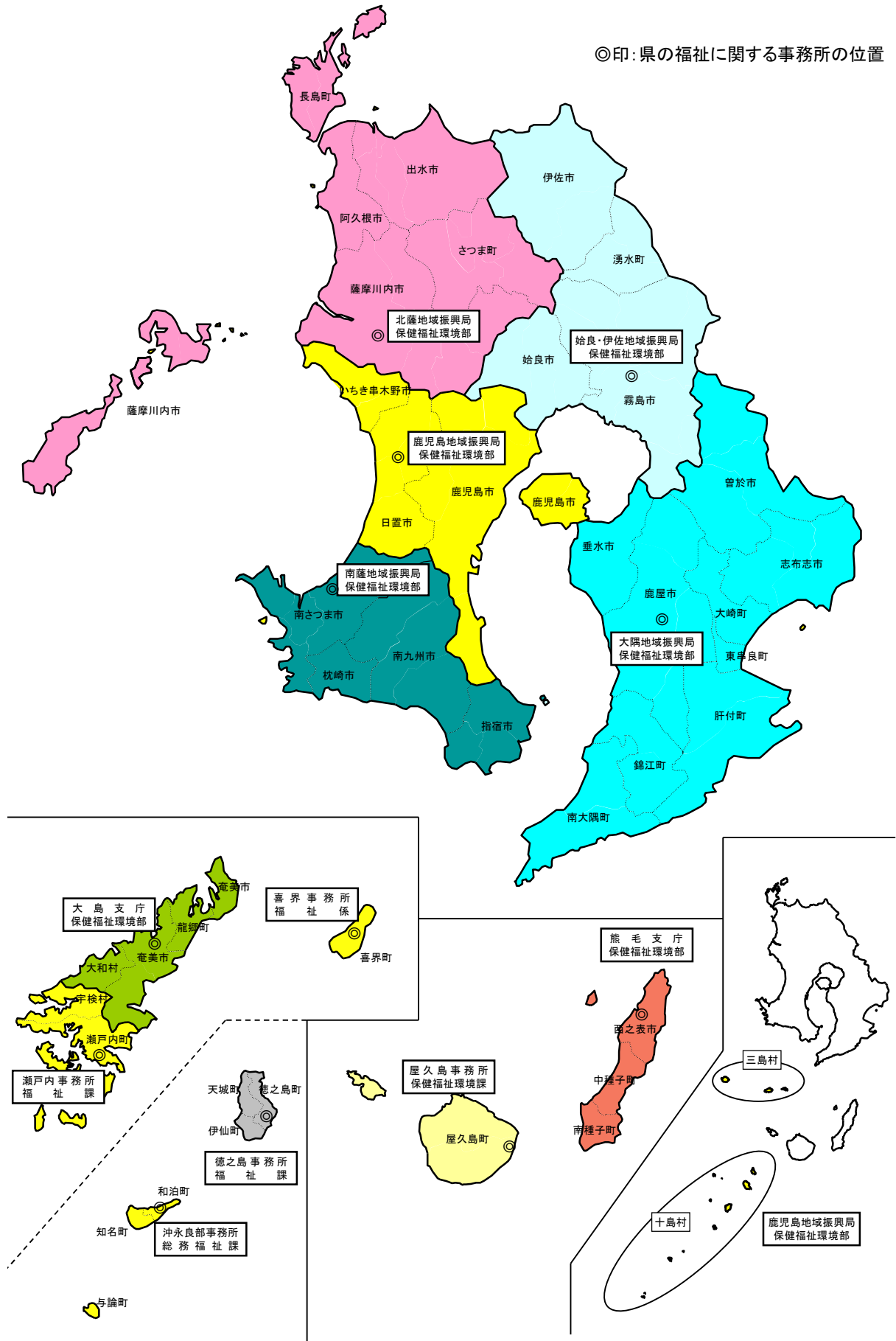
令和6年4月1日現在

名称	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	鹿児島市，日置市 いちき串木野市 三島村，十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原 2-1-1	枕崎市，指宿市 南さつま市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	阿久根市，出水市 薩摩川内市， さつま町，長島町
始良・伊佐 地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7964	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	霧島市，伊佐市 始良市，湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(52)2124	〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	鹿屋市，垂水市 曾於市，志布志市 大崎町，東串良町 錦江町，南大隅町 肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表 7590	西之表市 中種子町，南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	奄美市，大和村 龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	宇検村，瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連 2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 7216	徳之島町，天城町 伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名 134-1	和泊町，知名町 与論町

※ 生活保護法，児童福祉法等に関する一部の事務については，市と三島村，十島村，大和村，長島町，南種子町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（令和6年4月1日現在）

◎印：県の福祉に関する事務所の位置



5 保健福祉部の主な相談窓口

令和6年4月1日現在

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容 等	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
各地域振興局・支庁の 保健福祉環境部 (各保健所) 以下は一部を所管 ・屋久島事務所保健福祉 環境課(屋久島保健所) ・瀬戸内事務所福祉課 ・喜界事務所福祉係 ・徳之島事務所保健衛生 環境課(徳之島保健 所) ・徳之島事務所福祉課 ・沖永良部事務所総務福 祉課	地域住民の健康の保持及 び増進を図るため、生活 習慣病や難病対策等の専 門的・技術的拠点として 様々な保健サービスを実 施する。 (健康企画課等)	①結核、感染症の予防・まん延防止に関すること ②がん、糖尿病等生活習慣病に関すること ③心の健康に関すること ④エイズ、肝炎に関すること ⑤アレルギー疾患や複数疾病などについての専 門的栄養指導に関すること(支所を除く) ⑥難病に関すること ⑦原爆被爆者の援護に関すること ⑧心身障害児等の療育に関すること ⑨歯科保健に関すること ⑩未熟児の養育に関すること ⑪妊娠・不妊に関すること ⑫出産や育児に関すること ⑬認知症、介護予防に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と 年末年始は休み)	8:30-17:00	保健所所管区域一覧に 記載 県の福祉に関する事務 所所管区域一覧に記載
	住民が快適で安心できる 生活環境を確保するた め、食品衛生や医事・薬 事等における監視指導及 び検査等の業務を行う。 (衛生・環境課等)	①食品衛生及び水道の水質等に関すること ②食中毒の防止に関すること ③旅館・食堂・乳肉等の営業に関すること ④温泉の掘削に関すること ⑤徘徊犬の捕獲、飼犬などの飼養に関すること ⑥狂犬病予防に関すること ⑦動物愛護に関すること ⑧水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭など に関すること(支所を除く) ⑨産業廃棄物などに関すること(支所を除く) ⑩医薬品・毒物劇物等の販売業許可・登録及び 監視指導に関すること ⑪薬物乱用防止及び献血・骨髓バンクドナー登 録推進に関すること			

※ 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

	生活保護の実施、児童の健全育成、母子家庭及び寡婦への援助等の相談援助や社会福祉施設等の指導監査業務を行う。 (地域保健福祉課等)	①生活保護の実施に関すること ②母子家庭や父子家庭及び寡婦の相談や指導に関すること ③婦人の保護や更生に関すること ④介護保険サービス等に関すること ⑤精神保健福祉に関すること ⑥病院や診療所等の監視指導に関すること(本所ののみ) ⑦社会福祉法人・施設等の指導監査に関すること ⑧配偶者等からの暴力被害に関すること			
鹿児島県医療安全支援センター (県庁保健医療福祉課)	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービスの向上を図るため、患者等の苦情・相談に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-12:00 13:00-16:30	(099) 286-2000
地域医療安全支援センター (県内各保健所)	同上	同上	同上	同上	県内各保健所
ドクターバンクかごしま (県庁医師・看護人材課内)	県外在住医師等のU・Iターンの促進や、復職研修の実施など女性医師の就業をサポートすること で、医師確保を図る。	①県内公立医療機関への就業に関すること ②女性医師の復職に関すること ③県内の離島・へき地等の支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099) 286-2667
鹿児島県国民健康保険課	県内市町村や県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営を行う。	①被保険者等からの資格・保険の給付等の相談への対応 ②医療機関等からの相談への対応	同上	8:30-17:15	(099) 286-2679

認知症疾患医療センター	認知症の早期診断・早期治療のための鑑別診断，もの忘れ・徘徊などの行動・心理症状や急性期治療，認知症専門医療に関する相談に応じるとともに，研修等を開催し認知症に関する理解を深め，地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	認知症に関する専門医療相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	9:00～17:00	鹿児島大学病院 (099) 811-7388 谷山病院 (099) 269-4119 パールランド病院 (099) 238-0168 ウェルフェア九州病院 (099) 372-4747 宮之城病院 (099) 653-1005 荘記念病院 (099) 682-2955 松下病院 (099) 542-8558 あいらの森ホスピタル (099) 574-1140 病院芳春苑 (099) 472-0035 メタルビタル鹿屋 (099) 436-1870 せいざん病院 (099) 728-3771 奄美病院 (099) 752-0034
認知症電話相談窓口	家族等からの認知症に関する相談に応じること で，家族の認知症ケアの技術や精神面からの支援を行う。	①認知症に関すること ②認知症介護に関すること ③認知症専門相談先に関すること ④介護保険・福祉サービスに関すること	月～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	10:00～16:00	認知症のひとと家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鴨池新町 1-7 (099) 257-3887

若年性認知症相談窓口	若年性認知症の方やその家族が状態に応じた適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーナー・ネーターを配置し、医療・福祉等に関する総合的な支援を行う。	①症状や治療に関すること ②就労・経済的問題に関すること ③介護保険・福祉サービスに関すること ④介護に関すること 等	月～金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み	10:00～17:00	社会福祉法人天祐会 鹿児島市紫原5丁目 20-18 (099)251-4010
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリーモデル住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者に優しい住宅の普及を図る	①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 (月曜日(祝日の場合は翌日)と) 年末年始は休み	9:00-17:00	(099)221-6615
鹿児島県難病相談・支援センター	難病患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の向上を図る。	①専任相談員や医師による生活面や医療面での相談 ②特定疾患医療受給者証交付に関すること	① 水曜日～月曜日 (火・祝日と年末年始は休み) ② 月曜日～金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み	① 9:00-16:00 ② 8:30-17:15	① (099)218-3133 ② (099)218-3134
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため、相談及び判定等を行う	①身体障害者手帳の交付に関すること ②補装具の給付、更生医療の給付のための判定に関すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み	8:30-17:00	(099)229-2324
障害者110番	障害者及びその家族の日常生活における不安や悩みに対応するため、常設の相談窓口を開設し、相談等の対応を行う。	①生命・身体に対する侵害 ②家族や知人との人間関係 ③周囲の侵害に対する無理解 ④財産・相続に関すること 等	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み	9:00-17:00	電話: (099)228-6000 (FAX 兼用)

鹿児島県障害者権利擁護センター	障害者虐待の防止に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、障害者虐待に関する情報収集・関係機関との調整を行う。	①養護者による障害者虐待に関する相談 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談 ③使用者による障害者虐待に関する相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕 休日・時間外は、留守番電話・FAXまたはメールで受け付け	8:30-17:15	電話：(099)286-5110 FAX：(099)286-5558
①県鹿児島知的障害者更生相談所 ②県大島知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るため相談及び判定等を行う。	①療育手帳の交付に関すること ②障害者支援施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:0	①(099)264-3003 ②(099)753-6070
県精神保健福祉センター ・自殺予防情報センター ・高次脳機能障害者支援センター	県民の精神保健の保持増進、精神障害者の福祉の向上、適切な精神医療の推進のため、精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	①精神科疾患、心の健康に関すること ②思春期精神保健に関すること ③薬物関連問題に関すること ④依存症関連問題に関すること ⑤精神障害者通院医療、精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること ⑥自殺、自死遺族等に関すること ⑦高次脳機能障害に関すること	*精神科医による相談（予約制） ①月（再来）木（新規） ②第3水曜 ③第3金曜 ④毎月第4火・水・金のいずれか（祝日は除く） *相談員による相談（来所は予約制） ①～⑤月～金 ⑥月・木 ⑦火・木・金 （祝日は除く）	①9:00-12:00 ②9:00-12:00 ③14:00-16:00 ④14:00-16:30 ①～⑤（受付） 8:30-17:00 ⑥⑦ 9:00-12:00 13:00-16:00	①～④ (099)218-4755 ⑥ (099)228-9558 ⑦ (099)228-9568
ひきこもり地域支援センター （子ども・若者総合相談センター内）	ひきこもり支援コーディネーターが電話・来所等による相談に応じ、助言指導を行うとともに、対象者の状況に応じて、医療・教育・労働・福祉などの関係機関につなぐ。	①生活支援・就職支援を中心とした相談 ②幅広い情報提供	火曜日～日曜日 （土・日・祝日も相談に応じています。） 〔月曜日、年末年始は休み〕	10:00-17:00	(099)257-8230

県こども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する指導を行う。	①心身の発達に気になる児童に関する相談 ②療育に関する相談	月曜日～金曜日 (要予約) 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)265-0005 (代表) (099)265-2400 (相談・予約専用)
県発達障害者支援センター (こども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う	①日常生活に関する相談支援に関すること ②発達支援に関すること ③就労支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)264-3720
県動物愛護センター	人と動物の共生する地域社会の実現のため、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を行う。	①犬・猫の飼養やしつけに関すること ②犬・猫の譲渡に関すること ③動物愛護に関すること	水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末 年始は休み〕	9:00-17:00	(099)544-6301

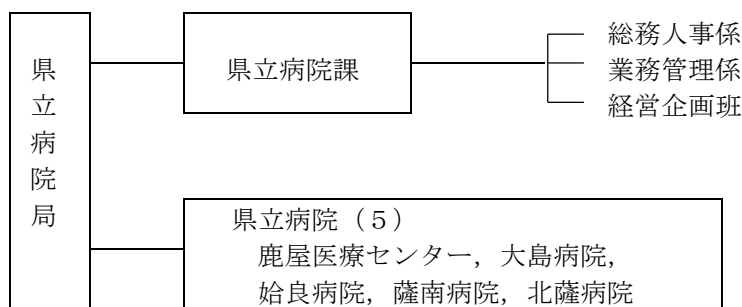
6 市町村の保健福祉担当窓口

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
鹿児島市	保健政策課	892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-808-6780
	健康福祉政策課	892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課（保健相談センター）	893-0007	鹿屋市北田町 11-6	0994-41-2110
	福祉政策課・高齢福祉課	893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課（健康センター）	898-0034	枕崎市日之出町 231	0993-72-7176
	福祉課	898-8501	枕崎市千代田町 27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課	899-1696	阿久根市鶴見町 200	0996-73-1211
	福祉課			
出水市	健康増進課	899-0201	出水市緑町 50-1	0996-63-2143
	福祉課・いきいき長寿課	899-0292	出水市緑町 1-3	0996-63-2111
指宿市	健康増進課	891-0497	指宿市十町 2424	0993-22-2111
	長寿支援課・地域福祉課			
西之表市	健康保険課	891-3193	西之表市西之表 7612	0997-22-1111
	市福祉事務所			
垂水市	保健課	891-2192	垂水市上町 114	0994-32-1111
	福祉課			
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開聞町 6-10	0996-22-8811
	社会福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課	899-2592	日置市伊集院町 1-100	099-248-9421
	福祉課			099-248-9416
曾於市	保健課	899-8692	曾於市末吉町二之方 1980	0986-76-8806
	市福祉事務所（福祉課）	899-4192	曾於市財部町南俣 11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課	899-4394	霧島市国分中央 3 丁目 45-1	0995-45-5111
	保健福祉政策課			
いちき串木野市	健康増進課	896-8601	いちき串木野市昭和通 133-1	0996-32-3111
	福祉課			
南さつま市	保健課	897-8501	南さつま市加世田川畑 2648	0993-53-2111
	福祉課			
志布志市	保健課	899-7492	志布志市有明町野井倉 1756	099-474-1111
	福祉課			
奄美市	健康増進課	894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	0997-52-1111
	福祉政策課・高齢者福祉課			
南九州市	福祉健康課	897-0215	南九州市川辺町平山 3234	0993-56-1111
	長寿介護課			
伊佐市	保健課	895-2511	伊佐市大口里 1888	0995-23-1311
	福祉課・こども課			
姶良市	健康保険課	899-5492	姶良市宮島町 25	0995-66-3111
	生活福祉課			
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町 14-15	099-222-2101
さつま町	ほけん福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町 宮之城屋地 1565-2	0996-24-8933
長島町	町民保健課	899-1498	出水郡長島町鷹巣 1875-1	0996-86-1111
	保健衛生課			
湧水町	健康増進課	899-6292	姶良郡湧水町木場 222	0995-74-3111
	長寿福祉課			
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿 1029	099-476-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
東串良町	福祉課	893-1693	肝属郡東串良町川西 1543	0994-63-3131
錦江町	健康保険課 保健福祉課	893-2392	肝属郡錦江町城元 963	0994-22-3044 0994-22-0511
南大隅町	町民保健課 介護福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 226	0994-24-3125 0994-24-3126
肝付町	健康増進課 福祉課	893-1207	肝属郡肝付町新富 98	0994-65-2564 0994-65-8413
中種子町	町民保健課（保健センター） 地域福祉課	891-3604 891-3692	熊毛郡中種子町野間 6662 熊毛郡中種子町野間 5186	0997-27-1133 0997-27-1111
南種子町	くらし保健課 福祉事務所	891-3792	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	0997-26-1111
屋久島町	健康長寿課 福祉支援課	891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20	0997-43-5900
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜 100	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	894-3392	大島郡宇検村湯湾 915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23	0997-72-1068
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦 110	0997-69-4514
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町大字湾 1746	0997-65-3685
徳之島町	健康増進課 介護福祉課	891-7192	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-82-1111
天城町	けんこう増進課 長寿子育て課	891-769	大島郡天城町平土野 2691-	0997-85-3111
伊仙町	健康増進課 地域福祉課・子育て支援課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙 1842	0997-86-3130 0997-86-3115
和泊町	保健福祉	891-9192	大島郡和泊町和泊 10	0997-92-1111
知名町	保健福祉課 保健センター・子育て支援課	891-9295	大島郡知名町知名 1100	0997-84-3153 0997-93-2075
与論町	町民生活課 健康長寿課	891-9301	大島郡与論町茶花 1418-1	0997-97-4920 0997-97-4992

Ⅱ 県立病院局関係

県立病院は、地域の中核的医療機関として、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療などの提供に努めているところです。



（１）令和６年度県立病院局予算の概要

区 分	令和６年度当初	令和５年度当初	伸 び 率
病 院 事 業	千円	千円	%
収 益 的 収 入 及 び 支 出			
病 院 事 業 収 益	20,148,400	20,227,886	△0.4
病 院 事 業 費 用	23,027,488	22,254,938	3.5
資 本 的 収 入 及 び 支 出			
資 本 的 収 入	1,310,498	1,533,023	△14.5
資 本 的 支 出	1,965,080	2,177,863	△9.8

（２）県立病院局の事務分掌

課名	係 名	事 務 分 掌
県立病院課	総 務 人 事 係	・ 県立病院課の予算，決算，庶務等 ・ 県立病院局の人事，給与，企画調整，財産管理等
	業 務 管 理 係	・ 病院事業の予算，決算，会計指導検査，資金管理等 ・ 病院の業務指導等
	経 営 企 画 班	・ 病院事業の経営企画・安定化 ・ 第三次中期事業計画の進捗管理等

(3) 県立病院第三次中期事業計画

1 計画策定の意義・方針

これまでの経営改革の取組で、医療面・経営面とも相応の成果が得られたが、病院別にみると黒字化にまで至っていない病院がある。

また、今後の病院経営において、診療圏人口の著しい減少や少子高齢化に伴う人口構造や疾病構造の変化、深刻な医師・看護師等の不足や医師の働き方改革、診療報酬改定等の医療制度改革、終わりが見えない新型コロナウイルス感染症、さらには将来起こりうる新興感染症への対応など、大きな課題や不安定要因がある。

県立病院が持続可能な経営を確保し、限られた医療資源の中で、地域や他地域の医療機関との役割分担も図りつつ、地域に不足する医療や、新興感染症対応等を含む政策医療、高度・専門医療、救急医療などを提供するという県立病院としての重要な役割を継続的に担っていくために、総務省が令和4年3月に示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」や、本県が平成28年11月に策定した「鹿児島県地域医療構想」も踏まえながら、「県立病院第三次中期事業計画」を策定した。

2 計画策定の基本的な考え方

県立病院事業基本方針の基本的な考え方や改革の方策を踏襲しながら、中期事業計画及び第二次中期事業計画の総括や県地域医療構想における令和7年の医療提供体制のあるべき姿、さらには、病院を取り巻く諸課題などを踏まえ、各県立病院が主体的な考えのもと、地域における役割を明確にし、医療機能の一層の充実・強化や経営の更なる安定化を目指す。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 県立病院事業の基本方針

地域の中核的医療機関として、高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療、精神医療、災害医療、感染症対策など、政策医療や不採算部門に関わる医療、地域に不足する医療などの機能の充実・強化を図る。併せて、人材の確保・養成にも取り組み、更なる医療の質の向上を目指す。

加えて、地域の医療機関や、地域外のより高度な・専門性の高い医療機関等との適切な役割分担と連携を図り、充実した医療提供体制の確立を目指す。

その上で、限られた医療資源を最大限活用しつつ、今後の診療圏人口の減少等にも備えながら、持続可能な経営を確保して、県立病院としての「公共性」と地方公営企業としての「経済性」の両立を図る。

5 県立病院の目指すべき将来像（目標）

各県立病院は病院の将来像の実現に向けて、医療面・経営面の目標を設定し、計画期間中に目標達成のための様々な改善方策に取り組む。

[医療面]

(1) 地域医療構想等を踏まえた医療機能の充実・強化

県地域医療構想に沿って、立地条件や、診療圏人口の減少に伴う患者減や高齢化の進行による疾病構造の変化等も踏まえた患者の状況、自院や地域の医療機関の機能の違いなどを踏まえながら、他の医療機関等との連携を図りつつ、高度急性期医療や急性期医療、回復期医療など地域に必要な医療提供体制の確保を図り、県立病院としての役割を担う。

(2) 機能分化・連携強化、地域包括ケアシステムの構築

地域の中核的医療機関として、地域医療連携室の組織・機能を充実し、地域のかかりつけ医や、回復期機能・慢性期機能を有する医療機関、高次の医療機能を有する医療機関との役割分担や連携強化により、自院の役割に応じた適切な医療を提供するとともに、患者数の確保を図る。

また、へき地医療を支援するため、へき地診療所等への代診医の派遣等に取り組むなど、地域の実情を踏まえながら、県立病院の医療資源も勘案しつつ、必要な取組の検討を行う。

(3) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、新興感染症発生時において迅速にゾーニング及び人員体制を確保し、必要な感染防止対策を講じながら、感染患者の入院受入れ等に対応するとともに、なおかつ地域医療において中核的な役割を担っているという観点から、一般診療も並行して維持できるよう、平時から関係機関との連携の構築や感染管理認定看護師等の人員確保等に努める。

(4) 人材の確保・養成

医療機能の充実等を図るため、鹿児島大学医局への派遣要請や自主採用等により、医師等の確保に努めるとともに、専門医や認定看護師等の資格取得を支援し、計画的な人材養成に努める。

また、大島病院を基幹病院としつつ、「鹿児島県立病院研修病院群」による研修プログラムにより、臨床研修医の受入れを積極的に行うとともに、新専門員制度における各種研修施設の指定を受け、義務履行期限内の地域枠医師をはじめとする医師の受入れに努める。

(5) 医師の働き方改革への対応

時間外労働の縮減を図り、原則としてA水準（年 960 時間以下、月 100 時間未満）を目指す。

(6) デジタル化への対応

電子カルテ等の円滑な運用及び更なる改善を図るとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用への対応や、遠隔画像診断の積極的な活用等を図り、医療の質の向上や患者の利便性の向上、並びに働き方改革の推進及び病院経営の効率化を推進する。

病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増えていることも踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底する。

(7) 施設・設備の適正化

可能な限り長寿命化を図りつつ、必要に応じた施設の整備を行う。

(8) 患者サービスの向上

職員の接遇改善や患者の待ち時間の短縮、その他寄せられた意見・要望等への迅速な対応に努めるとともに、地域医療連携室を中心に患者相談体制の充実に努めるなど、患者サービスの向上に努める。

(9) 県民への普及啓発活動の推進

広報誌の発行等により、病院が提供している医療機能について、県民への周知に努めるとともに、県民を対象とした医療講座や健康講座の開催等による医療情報の普及啓発等に努める。

[経営面]

(1) 収支目標

経常収支及び資金収支が黒字の病院は黒字の維持、赤字の病院は計画期間中の黒字化

(2) 一般会計からの繰入金の基準

国の指導基準の範囲内

(3) 累積欠損金の解消

解消・縮小に向けて最大限努力

○ 令和6年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業
-----	----------

(所管：県立病院課)

継続（昭和39年度～）

1 目 的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備、医療機器を整備する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	医療機能の充実、患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	医療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		6年度当初	5年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 794,601	千円 794,601	千円 918,195	% 86.5	
県立病院医療機器整備事業	519,547	519,547	670,018	77.5	
計	1,314,148	1,314,148	1,588,213	82.7	

4 令和6年度実施計画及び事業実績

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
県立病院施設整備事業	鹿屋：無停電電源装置更新 大島：病院院内照明LED 化工事 始良：7病棟改修工事 等	鹿屋：地域医療連携室執 務室拡張整備工事 大島：病院院内照明LED 化工事 北薩：病棟等改修工事 始良：管理外来棟、厨房 サービス棟内装等 リニューアル工事 等	大島：電話交換設備交換 工事 北薩：病院建屋防水工事 (手術室屋上他) 始良：5病棟空調設備等 更新工事 等

事業区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：手術室情報システム 大島：X線TVシステム 薩南：超音波内視鏡観測装置 北薩：多項目自動血球分析装置 始良：臨床検査システムCLIP一式 等	鹿屋：MRI装置 大島：手術用顕微鏡システム 薩南：電気メス 北薩：ガンマカメラ 始良：経頭蓋治療用磁気刺激装置 全病院：県立病院局パソコン 等	鹿屋：CT撮影装置 大島：ICU・ER部門システム 薩南：内視鏡システム 北薩：上部消化管汎用ビデオスコープ 始良：ベッドサイドモニタ 全病院：診療情報電子化システム更新 等
新薩南病院整備事業			新薩南病院建設工事 医療機器の整備

5 その他参考事項

＜県立病院の状況＞

病院名	種別	病床数 (床)	診療科目	患者数（6年計画）	
				入院 (人)	外来 (人)
鹿屋医療センター	一般感染症	150	内科，循環器内科，外科，消化器外科，（整形外科）， <u>脳神経外科</u> ，小児科，産科，婦人科，（耳鼻咽喉科）， <u>放射線科</u> ，麻酔科 12科	34,887	45,658
大島病院	一般感染症 結核	269	内科，循環器内科，消化器内科，脳神経内科，外科，消化器外科，整形外科，脳神経外科， <u>精神科</u> ，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，放射線科，病理診断科，救急科，歯科口腔外科，麻酔科 20科	74,338	109,308
薩南病院	一般感染症 結核	150	内科， <u>血液内科</u> ，循環器内科，消化器内科，人工透析内科，外科，消化器外科，放射線科，産婦人科，麻酔科，小児科，（整形外科） 12科	34,947	49,323
北薩病院	一般感染症	75	内科，呼吸器内科，循環器内科， <u>消化器内科</u> ，神経内科，（外科）， <u>脳神経外科</u> ，小児科， <u>放射線科</u> 9科	16,581	33,110
始良病院	精神	267	精神科， <u>歯科</u> 2科	92,986	26,146
計		911	55科	253,739	263,545

注1：診療科目の（ ）は休診， は外来のみ（週2日など）または入院患者のみである。（R6.4.1現在）